

議第 1 号

第6次山形県教育振興計画の策定について

第6次山形県教育振興計画を別冊のとおり策定する。

提 案 理 由

教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する計画を策定するため提案するものである。

平成27年5月18日提出

山形県教育委員会

教育長 菅 野 滋

第6次山形県教育振興計画 (案)

平成27年5月
山形県教育委員会

第6次山形県教育振興計画（案）

目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| 第1章 総論 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | |
| 2 計画の名称 | |
| 3 計画の性格 | |
| 4 計画の構成 | |
| 5 計画の進行管理 | |
| 第2章 山形県の教育が目指すもの | |
| 第1節 教育県山形の歴史 ～「普及・実践の山形」の継承～ | 3 |
| 第2節 第5次山形県教育振興計画 | 5 |
| 1 5次にわたる教育振興計画の策定 | |
| 2 第5次山形県教育振興計画の取組み | |
| 第3節 山形の教育を取り巻く課題 | 9 |
| 1 5教振から次の時代に引き継ぐ課題 | |
| 2 社会の変化の中で顕在化してきた課題 | |
| 第4節 政府の第2期教育振興基本計画 | 13 |
| 1 政府の第1期教育振興基本計画が目指す教育の姿 | |
| 2 第2期教育振興基本計画の4つの基本的方向性 | |
| 第5節 今後10年間を通じて目指す姿（6教振の基本目標と目指す人間像） | 14 |
| 1 基本目標 | |
| 2 目指す人間像 | |
| 3 この計画のテーマ | |
| 第6節 目指す人間像の育成に向けて | 17 |
| 第7節 総合的・計画的な施策の展開 | 25 |
| 第3章 今後5年間に取り組む施策 | |
| 基本方針Ⅰ 「いのち」を大切に、生命をつなぐ教育を推進する | 26 |
| 主要施策 1 「いのちの教育」の推進 | |
| 主要施策 2 思いやりの心と規範意識の育成 | |
| 主要施策 3 生命の継承の大切さに関する教育の推進 | |

| | | | |
|----------------------------|-----------------------------------|--|-----------|
| 基本方針Ⅱ | 豊かな心と健やかな体を育成する | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 34 |
| 主要施策 | 4 | 教育の原点である家庭教育、幼児教育の推進 | |
| 主要施策 | 5 | 豊かな心の育成 | |
| 主要施策 | 6 | 健やかな体の育成 | |
| 基本方針Ⅲ | 社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 45 |
| 主要施策 | 7 | 個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備と確かな学力の育成 | |
| 基本方針Ⅳ | 変化に対応し、社会で自立できる力を育成する | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 53 |
| 主要施策 | 8 | 変化に対応する実践的な力の育成 | |
| 主要施策 | 9 | 社会的自立に向けた勤労観・職業観の育成 ～体系的なキャリア教育の推進と若者の県内定着・県内回帰の促進～ | |
| 基本方針Ⅴ | 特別なニーズに対応した教育を推進する | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 64 |
| 主要施策 | 10 | 特別支援教育の充実 | |
| 基本方針Ⅵ | 魅力にあふれ、安心・元気な学校づくりを推進する | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 66 |
| 主要施策 | 11 | 信頼される学校づくりの推進 | |
| 主要施策 | 12 | 時代の進展に対応した学校づくりの推進 | |
| 主要施策 | 13 | 私立学校の振興 | |
| 基本方針Ⅶ | 郷土に誇りを持ち、地域とつながる心を育成する | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 77 |
| 主要施策 | 14 | 郷土愛を育む教育の推進 | |
| 主要施策 | 15 | 山形の宝の保存活用・継承 | |
| 基本方針Ⅷ | 学校と家庭・地域が協働し支え合う仕組みを構築する | ・・・・・・・・ | 81 |
| 主要施策 | 16 | 学校と家庭・地域との連携・協働の推進 | |
| 基本方針Ⅸ | 活力あるコミュニティ形成に向け、地域の教育力を高める | ・・・・・・・・ | 84 |
| 主要施策 | 17 | 青少年の地域力発揮 | |
| 主要施策 | 18 | 地域の教育力を高める生涯学習環境の充実 | |
| 基本方針Ⅹ | 県民に元気と活力を与えるスポーツを推進する | ・・・・・・・・ | 94 |
| 主要施策 | 19 | 生涯スポーツの推進 | |
| 主要施策 | 20 | 競技スポーツの推進 | |
| 政府における「学制等の見直し」への対応 | | ・・・・・・・・ | 98 |

1 計画策定の趣旨

- 平成17年度を初年度とする第5次山形県教育振興計画（以下「5教振」と言う。）策定後、10年が経過しました。

この間、少子高齢化を伴う人口減少、地域コミュニティ機能の弱体化、ICTの進歩と社会や経済のグローバル化の進展、地球温暖化や新興諸国の経済成長を背景とした環境問題の高まりなど、本県を巡る環境は大きく変化し、昨今は、いじめや体罰などの課題が社会問題として顕在化しています。
- 平成23年3月に発生した東日本大震災は、原子力発電所の事故と相まって、我が国に未曾有の被害をもたらし、国土の強靱化、エネルギー政策の在り方など我が国政策の根幹に関わる課題を露見させるとともに、多くの教訓を残しました。しかし一方で、我が国には、人と人、人と地域、地域間の「絆」が今なお存在していることが強く印象付けられました。
- こうした中、政府は、改正教育基本法に基づき平成20年に策定した教育振興基本計画が平成24年度で計画最終年度を迎えたことから、平成25年度から今後5年間に実施すべき教育上の方策を盛り込んだ第2期教育振興基本計画（以下「2期計画」と言う。）を策定（平成25年6月14日閣議決定）し、各種の施策に取り組んでいるところです。
- さらに、政府は、21世紀にふさわしい教育体制を構築し、実行に移していくことを目的に教育再生実行会議を開催し、いじめ問題に対応するためいじめ防止対策推進法の制定に加え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正による教育委員会制度改革を行ったほか、学制等の在り方について検討を進めるなど、これまでの教育制度を抜本的に見直そうとしています。
- このような政府の教育改革や施策の動向を踏まえつつ、社会や経済の変化に本県の教育行政がどのように対応していくのか、方向性を示す必要があります。

このため、今後おおむね10年間の本県教育行政の方向性を示すとともに、それを踏まえて具体的な施策を盛り込んだ中短期の計画を新たに策定するものです。

2 計画の名称

この計画は、本県の過去5次の教育振興計画を継承して策定するものであり、名称を **第6次山形県教育振興計画** とします。

3 計画の性格

- (1) 教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「地方公共団体における教育振興基本計画」として位置付けます。
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 条の 3 に規定する「地方公共団体の長が策定する教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」との整合を図ります。
- (3) 県の第 3 次山形県総合発展計画及び短期アクションプランとの整合を図ります。

4 計画の構成

- (1) この計画は、今後おおむね 10 年間を通じて目指す本県教育の姿を示します。
- (2) 上記 (1) の「目指す本県教育の姿」を踏まえ、今後 5 年間（平成 27 年度から平成 31 年度まで）に総合的かつ計画的に取り組む主要な施策の方向性と具体的な取組み及びその推進工程を示します。
- (3) 主要な施策ごとに取組みの成果を測定する目標指標を設定します。目標指標は可能な限り「成果」に関する指標の設定に努めます。また、政府の 2 期計画における目標との整合に留意します。

5 計画の進行管理

- ・ 計画の進行管理は、主要な施策の評価などを通じて行います。
- ・ 毎年度、事業等の進捗状況や課題、目標の達成状況等を整理・分析し、評価を行います。
- ・ 評価に際しては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に規定する「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」に基づき、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するとともに、評価の結果を公表します。
- ・ 社会経済情勢が大きく変化するなどの場合においては、計画内容の見直しを含め、柔軟に対応します。

第2章 山形県の教育が目指すもの

第1節 教育県山形の歴史 ～「普及・実践の山形」の継承～

本県は、教育について「普及の山形」「実践の山形」と称され、高い評価を得てきました。

1 戦前の普及と実践

(1) 教育を普及するための工夫（明治20～大正期）

明治22年、鶴岡市の私立忠愛小学校で、生活が苦しい家庭の子どもたちに昼食を出し、これは「日本の学校給食の始まり」とされています。

明治30年代の子守学級設置の奨励、大正期の出席奨励策などにより、初等教育における高い就学率及び出席率を実現しています。

(2) 社会教育・勤労青少年教育の徹底と水準の高さ（明治末～昭和15）

明治末期以降、実業補習学校の普及により、勤労青少年たちは、実業に従事しながら引き続き教育を受けることができ、就学率も全国トップクラスでした。

大正4年、本県では地方自治の中核となる人材養成のため、自治講習所を開設し、全国に例のない自治研修機関、青年教育機関として高く評価されました。

昭和初期にも、実業補習学校、青年訓練所、青年学校における就学率及び出席率が高く、いかに向学心に燃えている県民が多かったかを示しています。

(3) 優れた青年の学力（昭和6年～昭和14）

徴兵検査時の学力調査では、全国最高位など良い成績を上げています。初等教育での高い就学率及び出席率、実業補習学校や青年訓練所への進学、質の高い教育水準を支えた師範学校出身教員の比率の高さなどが要因と言えます。

2 戦後における普及と実践の継承

(1) 地域の生活に根ざし、一人ひとりを育てることを目指した実践

昭和26年出版の『山びこ学校』もその一つで、生活の現実をありのままに見つめ、自分の言葉で書き綴ることを通して、人間としての成長を促すことを目指した実践です。

(2) 高等学校教育の普及

昭和23年、新制高等学校の発足により、全国一（対人口比）の定時制高等学校開設数45校を整備し、「勤労青少年教育の県・山形」と高く評されました。

昭和35年、全国に先駆け、高校整備対策協議会を設置し、工業高校の新設、既存工業高校の課程増設など、産業経済構造の変化等に対応する高等学校整備を行いました。

(3) へき地教育振興の実績

昭和25年、全国へき地教育研究大会での「同単元指導」発表は、へき地教育の研究と複式学級の指導法の両面において、その振興に大きく貢献しました。

(4) 社会教育における先駆的な取組み

青年学級の発足、産業開発青年隊運動、青空公民館の名で親しまれた公民館活動、若妻学級など、全国の社会教育分野の先導的役割を果たしました。

戦後の混乱と激動の改革と再建の時代に、山形県はまさに国土復興の担い手づくり、草の根の社会教育活動の発信基地となっていました。

3 近年における普及と実践の取組み

(1) 社会教育における継承

全国初の中型青年の家が、昭和 42 年、天童市に設置され、全国的な注目を集めました。

「山形方式」と呼ばれる、県内青少年による地域単位のボランティア活動は、全国的に高く評価されています。

(2) 少人数学級編制の実施

平成 14 年度、全国に先駆け、「教育山形『さんさん』プラン」による少人数学級編制を小学校に導入し、平成 23 年度に義務教育の全ての課程での少人数学級が完成しました。

4 地域とともにある山形の教育

これまでの取組みや活動は、地域住民が必要とし、地域ぐるみの運動などによる教育的要求が具現化したもので、教育の地域的な土台を培ってきたものです。

本県教育の特徴は、地域と結びついた教育であり、これを可能にしてきたものは、県民の教育への理解の高さと熱意であったと言えます。このような本県の教育県としての風土・文化は、将来にわたって継承していかなければなりません。

第2節 第5次山形県教育振興計画

1 5次にわたる教育振興計画の策定

山形県教育委員会では、昭和44年8月、本県初となる山形県長期教育計画（計画期間：昭和44年度～昭和50年度）を策定しました。

この計画は、文部省の統括的文教制度を基本に据えつつ、本県の特性を活かしながら他の教育行政部門や地域開発分野などの一般行政分野との関わり・整合性をとり、学校教育と社会教育それぞれの課題と解決の方向を示した極めて画期的なものでした。

本県ではそれ以降、5次にわたって、長期的視点に立った教育振興計画を策定し、教育行政に係る施策を総合的・計画的に推進してきました。

平成以降の教育振興計画は、以下のとおり、本県独自の視点に立ち、「山形らしい計画」として評価を得ています。

(1) 第4次山形県教育振興計画（平成7年度～平成17年度）

この時代、不登校の増加、学校教育の画一性、社会の形成者としての認識の不足などが指摘されていました。こうした中、本県の教育においては、人間や自然に対する優しさや豊かな情操などの徳育の面を重視して進める必要があるとし、全国に先駆け、人間性の原点である「感性」をテーマとして取り上げました。

「感性豊かな教育と文化の創造」を計画の副題とし、本県教育の優れた伝統を継承するとともに、新たな時代に対応できる人間の育成に努めました。

(2) 第5次山形県教育振興計画（平成17年度～平成27年度）

本県の美しく豊かな自然風土、「いのち」を大切にする本県精神文化を土台とし、感性教育を基本とした4教振など過去の教育振興計画の流れに沿いつつ、更に一步踏み込んで「いのちの教育」を柱に据え、次に掲げる基本目標とその実現のための基本方針を設定しました。

- 基本目標 知徳体が調和し、「いのち」輝く人間の育成
- テーマ 山形の教育「いのち」そして「まなび」と「かかわり」
- 目標実現のための基本方針
 - ① 「いのち」を大切にし、豊かな心と健やかな体を育てる
 - ② 「まなび」を通して、自立をめざす
 - ③ 広い「かかわり」の中で、社会をつくる
 - ④ 学校と地域を元気にする

2 第5次山形県教育振興計画の取組み

(1) 「いのち」を大切にし、豊かな心と健やかな体を育てる

- ① いのちの教育の指針を策定（H18.3）し、子どもたちが「自分の生命や存在をかけがえのないもの」と感じ、他の生命や存在も大切と思えるよう、「いのちの教育」に様々な分野で取り組みました。
- ② 家庭教育に関する学習の機会として、やまがた子育て講座や家庭教育出前講座などを開催しました。
- ③ 家庭、幼稚園・保育所等及び地域が連携して幼児期の子どもを育む「幼児共育(ともいく)」を推進するために、山形県幼児共育アクションプログラムを策定（H21.4）し、ふれあい活動プログラムを開発するとともに、幼児共育ふれあい広場などを開催しました。
- ④ 本の好きな子どもを育てるため、山形県子ども読書活動推進計画を策定（第1次 H18.2、第2次 H23.12）し、学校支援ボランティアによる読み聞かせ活動や全校一斉読書等を推進しました。また、県内公立図書館横断検索システムとインターネット予約システム（H19）を導入し、県立図書館の利便性向上を図りました。
- ⑤ 各学校で、地域における奉仕活動や自然体験、職場体験等様々な体験活動を教育課程に位置づけ、人や自然とのかかわりの中で思いやりの心を育む取り組みを進めました。
- ⑥ スクールカウンセラーや教育相談員、子どもふれあいサポーター、別室学習指導教員の配置など、問題行動の予防・早期発見・対応のための教育相談体制、別室登校生徒への学習支援体制を整備したことにより、不登校児童生徒の出現率が全国平均よりも低く、かつ減少傾向にあるなど一定の成果を上げています。
※ 不登校児童生徒出現率 H21:0.99%→H25:0.98%
- ⑦ 栄養教諭の計画的な配置、学校における食育計画の作成により、子どもたちの健康増進と望ましい食に関する教育に取り組みました。
- ⑧ 「体力づくり1学校1取組み」の推進、地域のトップ選手や指導者の学校への派遣、体育実技指導者講習会の開催等を通して体育授業を充実したことにより、体力・運動能力調査の数値は改善傾向にあります。

(2) 「まなび」を通して、自立をめざす

- ① 平成14年度に導入した少人数学級編制・教育山形「さんさん」プランについて、小学校1年生から中学校3年生までの義務教育課程への全面実施を実現（H23）しました。
- ② 小・中学校における学力向上、いじめや不登校など教育課題に対応するため、少人数学級編制を基盤として、小学校低学年副担任制、重点教科充実制、中学校における別室学習指導教員の配置など、教育山形「さんさん」プランを充実したことにより、基礎的・基本的な知識・技能の習得や成績下位層が少ないなど、学力面での成果が見られ、生活面においても、不登校や欠席率が改善するなど成果を上げています。
※ 小学校の欠席率 H16:0.43% → H25:0.42% (H18:0.50%)
- ③ 時代にふさわしい能力を身に付けさせるため、小学校5・6年生の外国語活動、情報モラル・マナーに関する指導、理科支援員の配置やスーパーサイエンスハイスクール事業などに取り組みました。

- ④ 県立学校の校務用パソコン整備率、校内LAN整備率ともに100%を達成しました。
- ⑤ 児童生徒の勤労観・職業観を育てるため、小・中学校における職業現場の体験、高等学校におけるインターンシップ、地域の職業人や各界で活躍するプロフェッショナルを招いての講演会の開催などキャリア教育に取り組みました。
- ⑥ 障がいのある児童生徒に、障がいの種類や程度に応じたきめ細かな指導を行うため、全ての公立小・中・高等学校で特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の設置を行うとともに、特別支援学級に少人数学級編制を導入（H25）しました。
また、特別支援学校では、児童生徒一人ひとりの「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」を作成し指導に当たっています。
- ⑦ 村山特別支援学校と同楯岡校（現楯岡特別支援学校）（H20）、酒田特別支援学校（H23）を整備したほか、山形県特別支援学校再編・整備計画を策定（H25.4）し、県内8地域への知的障がい特別支援学校の整備に着手するなど、障がいのある児童生徒の教育環境を充実させました。
- ⑧ 県立高等学校教育改革実施計画（H17.3策定）に基づき、中学校卒業生数の減少に対応して学校の統廃合を進めるとともに、総合学科高校、総合選択制高校、単位制高校など生徒の多様なニーズに応える新しいタイプの高等学校を整備したほか、県内初の併設型中高一貫校の開校に向け整備を進めています。
- ⑨ 県立高等学校・特別支援学校に学校裁量予算を導入（H21）し、各学校それぞれ特色ある学校づくりに取り組みました。
- ⑩ 県内初の管理栄養士養成施設となる県立米沢栄養大学を開学（H26.4）しました。

（3）広い「かかわり」の中で、社会をつくる

- ① 山形方式と言われる地域青少年ボランティア活動の拡大に向けて支援するとともに、地域課題の解決に主体的に取り組む青年リーダーを育成しました。
※ YYボランティア関連事業参加者数 H22：1,684人 → H25：2,423人
- ② 自然体験や社会体験、交流活動を通して子どもたちの社会力を育むために、県立5青少年教育施設の各種体験プログラムの充実を図りました。
- ③ 県立博物館に収蔵されている土偶「縄文の女神」が国宝指定を受けました（H24.9）。
また、大江町の「最上川の流通・往来及び左沢町場の景観」が国の重要文化的景観に選定（H25.3）されました。これら次世代にのこすべき山形の宝の保全活用に努めています。
- ④ わたしたちの郷土である山形の良き生活文化や知恵、伝統芸能など地域文化を教え合い、学び合いながら伝承していく「ふるさと塾」の活動を支援しました。
※ ふるさと塾活動賛同団体数 H22：253団体 → H25：281団体
- ⑤ 県民の誰もが生涯にわたりスポーツに親しむことができるように、総合型地域スポーツクラブの創設・育成を支援しました。
※ 総合型地域スポーツクラブの設置状況：33市町村62クラブ（H26.8.1現在）
- ⑥ 各種競技の強化に取り組んだことにより、本県関係の選手やチームが国内外で活躍し、オリンピックにも出場しました。さらに、スポーツタレント発掘事業を実施し、ジュニア期から一貫した指導体制のもとトップアスリートの育成に取り組みました。

(4) 学校と地域を元気にする

- ① 信頼され、尊敬される教員を育成するため、山形大学教職大学院に教員を派遣するとともに、管理職・ミドルリーダー教員研修を実施し、「担任力」の向上に取り組みました。
- ② 教員の多忙化を解消し、児童生徒と向き合う時間を確保するため、教師のゆとり創造アクションプログラムを策定（H21.3）し、各学校において校務運営の改善、事務的作業の業務量の削減、課外指導・部活動の負担軽減などに取り組みました。
- ③ 教職員の健康管理を進めるため、定期健康診断や人間ドック等の提供、管理監督者のためのメンタルヘルスセミナーの開催等、心身両面からの健康管理対策を充実しました。
- ④ 安全安心な学校づくりを推進するため、県立学校施設の耐震化を計画的に実施^{※1}するとともに、市町村立学校施設の耐震化促進^{※2}を働きかけました。
※1 県立学校の耐震化率 H22:81.8% → H26:93.2%
※2 市町村立小中学校の耐震化率 H22:61.7% → H26:91.7%
- ⑤ 子どもたちの安全を確保するため、県教育委員会が策定した「学校における危機管理の手引き」（H22 総論・学校安全編、H24 学校保健編・学校給食編）をもとに、全ての公立学校で危機管理マニュアルを策定しました。また、教育委員会と道路管理者、警察が合同で通学路の安全点検を実施し、実態に応じて安全確保対策を行いました。
- ⑥ 「開かれた学校」をつくるため、全ての県立高校に学校評議員を配置し学校評価を実施しました。また、地域住民が学校を支援する学校支援地域本部、放課後子ども教室の設置を推進しました。
- ⑦ 県民一人ひとりの教育に対する関心と理解を深め、社会全体で教育に取り組んでいく意識を醸成するため、11月第2土曜日を「やまがた教育の日」、11月を「やまがた教育月間」と決めました（H24）。

第3節 山形の教育を取り巻く課題

1 5教振から次の時代に引き継ぐ課題

(1) 自分や他人の「いのち」を尊重し、生命を継承する教育の推進

平成23年3月に発生した東日本大震災では、数多くの大切な命が失われました。また、学校では、いじめや体罰を受けた児童生徒がかけがえのない命を自ら絶つという痛ましい事件が発生しています。今まさに、5教振の柱である「いのちの教育」、すなわち自らの「生命」を大切にし、同時に他の人の「生命」と「生き方」をも尊重する、「いのち」に対する畏敬の念を持つことの大切さを再確認することが必要です。

一方で、本県においても、人口減少の加速化が懸念されています。地域の発展の基礎は人です。地域の活力を維持・発展させていくため、新たな生命を育み、次の世代につないでいかなければなりません。

(2) 教育の原点である家庭教育の充実

家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点と言われ、子どもが基本的な生活習慣や倫理観、社会的マナーなどを身に付けるうえで、重要な役割を担っています。乳幼児期からの家庭教育を充実し、親の、親としての学びや育ちを社会全体で支えていく必要があります。

(3) 人間性を高めるための読書活動の充実

各学校で朝読書や一斉読書などの読書活動に取り組んでいますが、読書が好きという児童生徒は減少傾向にあります。読書を通して、感性を磨き、豊かな想像力や思いやりの心や幅広い人間性を養うため、引き続き「読育(どくいく)」*を推進していく必要があります。

※ 読育(どくいく)：ここでは、学校と家庭・地域が連携し、社会全体で子どもの読書活動を推進していくためのキャッチフレーズとして使用している。

(4) 健やかな体の育成

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果によれば、全国的に子どもの体力・運動能力は向上傾向にあるものの、昭和60年頃と比較すると依然低い状況にあります。また、種目別でみると、本県の子どもは「走る」と「投げる」の能力が課題になっています。さらに、肥満傾向の児童生徒が増加するなど、新たな健康問題への対応も必要です。

体力や健康は、学びを支える基本であり、生きていく力の基盤となるものです。引き続き、体力の向上、健康の改善に取り組む必要があります。

(5) 個々の能力を最大限伸ばす

教育山形「さんさん」プランは、平成14年度の導入以来、その時々々の教育課題に対応するため、制度の充実を図ってきました。しかし、複式学級に係る支援、通常学級に在籍する発達障がい等の特別な支援が必要な児童生徒への支援など、学校の教育環境には引き続き検討すべき課題があります。

全国学力・学習状況調査の結果を分析すると、「さんさん」プランによるきめ細かな指導により、成績下位層の底上げはなされているものの、成績上位層の能力を十分伸ばしきれていない状況にあります。また、国語はおおむね好成績である一方、算数・数学が弱く、知識

に関する問題は良好な半面、活用に関する問題が苦手であることが課題となっています。

高等学校では、いわゆる難関大学、医学部医学科の合格者数が減少傾向にある一方で、学び直しが必要な生徒への対応も必要となっています。

(6) 一人ひとりの勤労観・職業観の育成

子どもたちが働くことの意義を理解し、主体的に進路を決定できるよう職場体験やインターンシップ等を実施していますが、一部に、これらを実施すること自体が目的化しているのではないかとの指摘があります。また、雇用環境の様々な変容はあるものの、就職ミスマッチや職場での人間関係の悩みなどによる若者の早期離職者が増加しており、若者の勤労観・職業観の未熟さや、社会の一員としての自覚の希薄さを指摘する声もあります。

子どもたちが、将来、社会の一員としてしっかりと自立していくため、改めて、一人ひとりの勤労観・職業観の育成に取り組んでいく必要があります。

(7) 特別な支援を要する幼児児童生徒への支援の充実

特別な支援を要する幼児児童生徒が増加しています。障がいの状態や特性に応じた適切な教育を保障するには就学前からの早期対応が重要です。医療・保健・福祉等の関係機関と連携し、障がいのある乳幼児の早期発見やその後の適切な支援、相談体制の充実を図る必要があります。

また、幼稚園・保育所、小・中学校の通常の学級、高等学校に在籍する発達障がい等特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒に対する支援の充実も課題となっています。

さらには、労働・福祉等の関係機関と連携した就学先の職場開拓や職場定着等、障がいのある児童生徒の自立と社会参加に向けた支援の一層の充実を図る必要があります。

(8) 信頼され尊敬される教員の養成

今後見込まれる教員の大量退職、教育課題の複雑化や多様化に適切に対応するため、優秀な教員を採用するとともに、教員研修の充実を図る必要があります。

体罰は学校教育法で禁止されている行為であり、体罰等の問題を考えることは、子どもの人格・人権・「いのち」を考えることです。体罰の撲滅に向けた取組みを徹底していく必要があります。

(9) スポーツの推進

本県のチームや選手が世界や全国のひのき舞台で活躍することは、県民に元気と誇りを与えます。一方で、県民の健康増進や高齢化に対応した生きがいがづくりのため、県民誰もが生涯にわたりスポーツに親しめるようにしていく必要があります。

また、スポーツは、青少年の健全育成や地域社会の活性化等様々な場面で有効な役割を担っています。スポーツを人材育成、地域活性化の手段として活用していくことも必要です。

(10) 文化財など地域の宝の保全・継承

文化財の維持管理や修繕に係る経費が所有者にとって大きな負担となっています。また、地域の民俗芸能は、後継者不足により地域から失われつつあります。これら地域の宝を知り、次世代に継承していく取組みを進めていく必要があります。

2 社会の変化の中で顕在化してきた課題

(1) 少子高齢化を伴う人口減少への対応

本県を巡る環境変化の中で最も大きな課題は、少子高齢化を伴う急激な人口減少です。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」によれば、2040年には、本県の人口は2010年対比で約3割減の83万人程度となり、そのうち0歳から19歳の若年層は、2010年対比で半数近くにまで減少すると推計されています。

これにより、児童生徒の減少に伴う学校教育への影響、地域の拠点としての学校統廃合の進行と若年層の減少に伴う地域コミュニティの活力減退、本県の産業経済と社会の持続的発展への影響、さらには、豊かな自然や各地域の民俗芸能・地域の祭りなど山形の宝の次世代への伝承がなされなくなることが懸念されます。

こうした中、政府は、人口減少問題の克服と成長率の確保に向け、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と「総合戦略」を閣議決定（平成26年12月）し、国・地方を通じて地方創生に取り組むこととし、地方に対して「地方版総合戦略」の策定と実行を求めています。

これらの課題について、教育の面でも正面から向き合い対応していくことが必要です。

【参考】山形県の将来推計人口

(単位:人)

| | 2010年(構成比) A | 2040年推計(構成比) B | 増減 B-A C | 増減率 C/A |
|---------|-------------------|-------------------|-------------|------------|
| 山形県の人口 | 1,168,924(100.0%) | 835,554(100.0%) | ▲333,370 | ▲28.5% |
| うち0~19歳 | 204,795(17.5%) | 112,559(13.5%) | ▲92,236 | ▲45.0% |
| うち65歳以上 | 322,690(27.6%) | 328,545(39.3%) | +5,855 | +1.8% |

(資料:国立社会保障・人口問題研究所(平成24年1月推計))

(2) グローバル化等の進展への対応

ICT技術の進歩と社会や経済のグローバル化の進展に伴い、本県の地域産業や社会生活も世界経済の影響を直接又は間接に受ける状況となっています。加えて、温暖化等に起因する地球規模の環境問題、食料・エネルギー問題など、我々の住む地域も世界との連動性が一層強まっています。

グローバルな視点を持ちつつ、自らの住む地域の自然や文化、伝統を知り、愛し、誇りに思い、そして地域づくりに積極的に参画する人材、いわゆるグローバルな人材を育成することが不可欠です。

(3) 地域コミュニティの活性化

本県では、公民館を地域の核として活発な地域活動が展開されてきました。しかし、公民館のコミュニティセンター化により、公民館の機能が低下しているとの指摘があります。

一方で、都市部では地域住民のつながりが希薄化し、地域活動の停滞が課題となっています。また、農山村地域では人口流出や高齢化の進展により、地域コミュニティの存立自体が危惧されています。

公民館等の機能を強化し、地域コミュニティの活性化に取り組む必要があります。

(4) 生涯学習社会を保障する公教育機能の充実

「生涯学習」の概念の浸透に伴って、学習者が学習実践の主役となり、学習内容の充実が図られ、数多くの講座が開設されました。

一方で、社会や地域独自の課題など「社会の要請」に応える講座は、趣味、スポーツ、レクリエーション等「個人の要望」に応える講座に比べ少ない状況となっています。また、学んだ人とそうでない人の間に、知識格差、情報アクセスの格差、健康格差など様々な格差が生じています。

「個人の要望」と「社会の要請」のバランスの取れた生涯学習を推進するとともに、学習機会の拡充を図る必要があります。

(5) インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の推進

平成24年7月、中央教育審議会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について」の報告書を公表しました。

障がいのある子どもとない子どもができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指すというインクルーシブ教育システムの考え方を踏まえて、特別支援教育を推進していく必要があります。

(6) 道徳教育の充実

いじめや体罰など「いのち」を巡る問題が社会問題化し、人々の規範意識や人間関係を形成する力の低下など、心の活力の低下が指摘されています。

政府においては、いじめ問題の本質的な解決に向け、心と体の調和のとれた人間の育成に取り組む観点から、道徳教育の充実の必要性が提言され、道徳の教科化の具体的な在り方が検討されています。

第4節 政府の第2期教育振興基本計画

1 政府の第1期教育振興基本計画が目指す教育の姿

政府の第1期教育振興基本計画（対象期間：平成20年度～平成24年度）では、平成20年から平成29年までの10年間を通じて目指すべき教育の姿として、以下2つが掲げられています。

- ◎ 義務教育終了までに、全ての子どもに自立して社会を生きていく基礎を育てる。
- ◎ 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てる。

2 第2期教育振興基本計画の4つの基本的方向性

第2期教育振興基本計画（対象期間：平成25年度～平成29年度）では、少子化・高齢化が進行し生産年齢人口の大幅な減少等が予想される中、我が国が持続可能な発展を遂げていくため、社会の構成員一人ひとりの能力を最大限伸ばしていくこと、一層進展するグローバル化に対応した教育を展開していくこと、学びを通じて自立・協働型の社会づくり・地域づくりを推進していくことを求めるとともに、以下の4つの基本的方向性が示されたところです。

- ① 社会を生き抜く力の養成 ～多様で変化の激しい社会での個人の自立と協働～
社会が激しく変化する中で自立と協働を図るための能動的・主体的な力である「社会を生き抜く力」を誰もが身に付けられるようにする。
- ② 未来への飛躍を実現する人材の養成
～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
あわせて、特に、変化や新たな価値を主導・創造しイノベーションを実現する人材、グローバル社会において各分野を牽引するような人材を養成する。
- ③ 学びのセーフティネットの構築 ～誰もがアクセスできる多様な学習社会～
厳しい経済社会において社会的格差等の問題が指摘される現在、前述の2点を達成するための基礎的条件として、安全・安心で充実した教育機会にアクセスできるようにすること、すなわち社会参画・自立に向けた「学びのセーフティネット」を構築する。
- ④ 絆づくりと活力あるコミュニティの形成
～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～
以上の取組みをより実効的に進めるためには、個々人の取組みに委ねるのではなく、社会全体の協働関係において推進していくこと、いわゆる社会関係資本を充実することが重要。
このため、社会のつながりの希薄化などが指摘される中であって、学校教育内外の多様な環境から学び、相互に支え合い、そして様々な課題の解決や新たな価値の創出を促す「絆づくりと活力あるコミュニティ」の形成を図る。

第5節 今後10年間を通じて目指す姿（6教振の基本目標と目指す人間像）

1 基本目標

本県では、4教振において、受験戦争の過熱化など社会の変化に伴い、本来人間が成長過程の中で経験すべき体験の欠如などにより、人間性の原点でもある「感性」が育ちにくくなっていることを課題と捉え、人間形成の基盤である「感性教育」をテーマに設定しました。

5教振では、本県の美しく豊かな自然風土や「いのち」を大切にしてきた精神文化を土台として、自他の生命の尊重、人間としての生き方を大切にした「いのちの教育」に取り組んできました。この4教振と5教振の期間、本県では「感性」「いのち」を中核に、人間形成の基盤や基本的な生き方を大切にしてきたと言えます。

そして、現在、本県を取り巻く環境は、少子高齢化を伴う人口減少、地域コミュニティ機能の弱体化、ICTの進歩と社会や経済のグローバル化の進展、環境問題の高まりなど、急激にかつ大きく変化しています。一方で、いじめや体罰など「いのち」を巡る問題が社会問題化し、人々の規範意識の低下や児童生徒の学力・体力の低下等の課題が指摘されています。

また、これらの影響は、本県の美しく豊かな自然や先人から受け継がれてきた地域の伝統文化・民俗芸能などの喪失も懸念されています。

こうした状況にある今こそ、人間性の基盤となる「感性」や基本的な生き方を希求してきた「いのち」の理念を備え、確かな学力を基礎に主体的に考え判断する力、豊かな感性や自分の存在を大切にしつつ人と協調し他を思いやる心、そして健康でたくましい体、いわゆる知徳体の3つがバランスよく調和するとともに、それらを活かし、自立した一人の人間として社会の発展に貢献する総合的な力としての「人間力」を育むことが求められています。

県勢発展の基礎は人です。県が将来ビジョンとして掲げている「自然と文明が調和した理想郷山形」を実現するためには、これまでの人口減少に対応した取組みに加え、人口減少の抑制に取り組むとともに、自分が生まれ育った地域を愛し、地域で活躍し、地域の発展に貢献する人材、すなわち地域の未来をきりひらいていく人材を育成していくことが求められます。

以上のことから、本県教育の基本目標を

人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり

と掲げ、学校・家庭・地域が一体となり、社会全体で「山形の教育」を展開します。

2 目指す人間像

基本目標の実現に向け、『人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人』を具現化した「目指す人間像」を以下のとおり掲げ、育成します。

「いのち」をつなぐ人

学び続ける人

地域とつながる人

「いのち」をつなぐ人とは、「いのちの教育」の理念を継承し、更に発展させた考え方です。自分の存在や生き方を価値あるものとして大切に（自尊感情）し、自分と同時に他者の生命や生き方を尊重する、「いのち」の横糸を大切にする人。そして、先人から祖父母、親、自分へと受け継がれてきた、「生命（せいめい）」の縦糸を次の世代につないでいく人です。

学び続ける人とは、学び続けることを通して、知徳体を磨き、自ら考え、主体的に判断する力と、変化や困難に直面しても柔軟かつ的確に対応できる強さを身に付け、しなやかに生きぬく人です。

地域とつながる人とは、地域コミュニティの一員として、地域の人々と関わり、地域に積極的に参画し続け、地域の未来をきりひらいていく人。グローバル化が進む社会の中で、郷土を愛し、どこにいてもふるさとが心の支えとなり、様々な形で地域とつながり続ける人です。

県が将来ビジョンとして掲げる「自然と文明が調和した理想郷山形」を実現していくためには、県民一人ひとりが、夢や希望を持って、その実現に向けて行動していくことが大切です。

3つの目指す人間像の全体を貫く基本姿勢として、地域の窓から世界を見る*など広い視野で物事を考えること、更なる高みや新しい価値の創造に果敢に挑戦する意欲、そして困難を乗り越えようとする強い意志を持つこと、すなわち、**広い視野と高い志を持って**行動することが求められます。

※ 資料：星寛治「耕す教育」の時代—大地と心を耕す人びと—2006.10 真壁仁の言葉

3 この計画のテーマ

基本目標と目指す人間像を踏まえ、この計画のテーマを以下のとおりとします。

つなぐ
～いのち、学び、地域～

そして、このテーマを計画の表題として掲げます。

基本目標

人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり

〈テーマ〉 つなぐ
～いのち、学び、地域～

目指す人間像

「いのち」をつなぐ人

自分の存在や生き方を大切にし、同時に他者の生命や生き方を尊重する人。先人から自分へと受け継がれてきた生命の縦糸を次の世代につないでいく人。

学び続ける人

学び続けることを通して、知徳体を磨き、自ら考え、主体的に判断する力と、変化や困難に直面しても柔軟かつ的確に対応できる、しなやかに生きぬく人。

地域とつながる人

地域コミュニティの一員として、地域に積極的に参画し続け、地域の未来をきりひらいていく人。郷土を愛し、様々な形で地域とつながり続ける人。

広い視野と高い志を持って (全体を貫く基本姿勢)

夢や希望を持って、その実現に向け行動し続ける姿勢。
地域の窓から世界を見るなど広い視野で物事を考え、より高い価値の創造に挑戦し続ける人。

第6節 目指す人間像の育成に向けて

「いのち」をつなぐ人

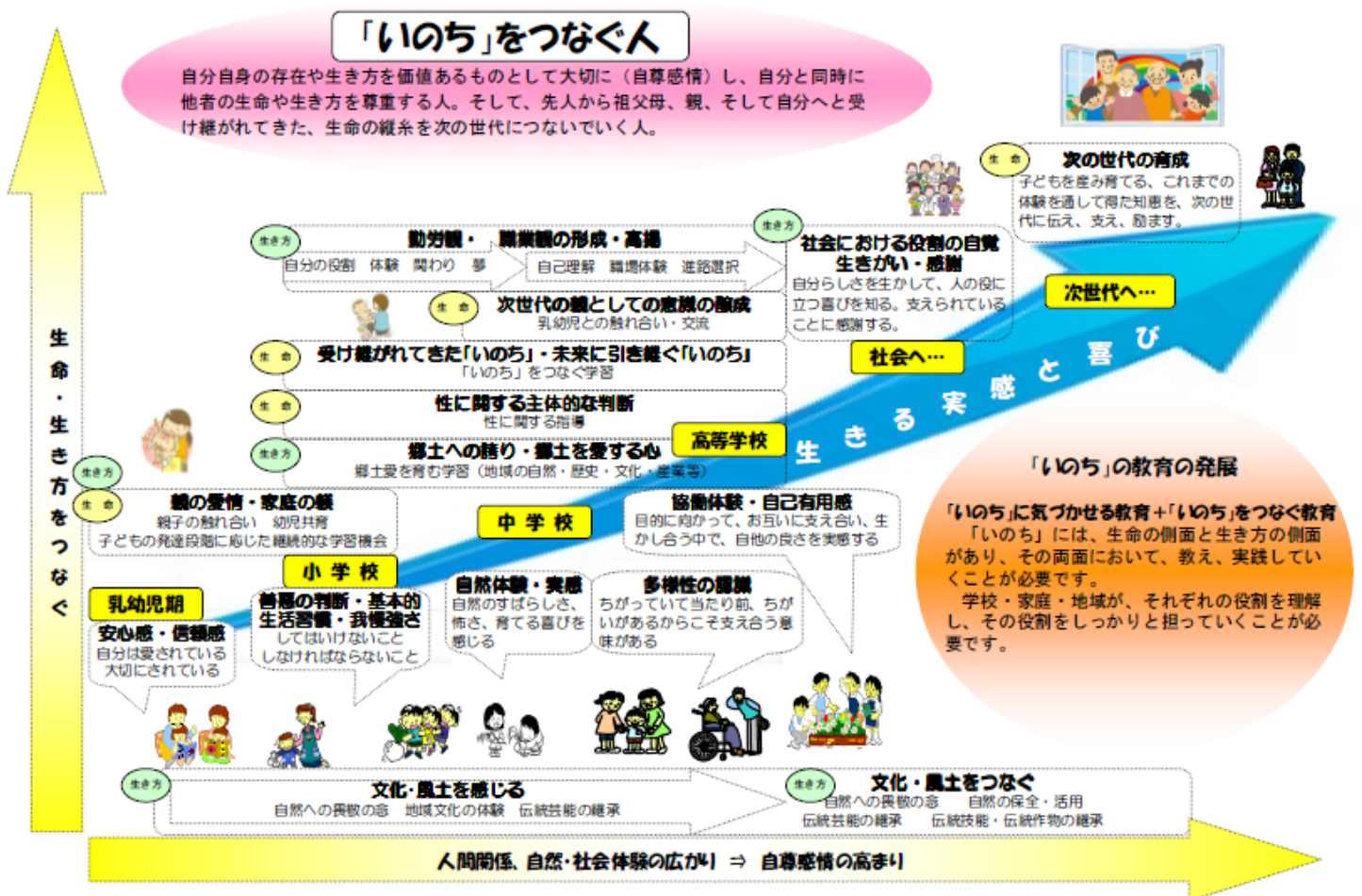
5教振では、自らの生命が輝くような生き方をし、同時に他の人の生命と生き方をも尊重する人間を育成することを目標の中核に据えて取り組んできました。

人は「自分は愛されている、大切にされている」ことを実感できてこそ、自分と同じように人を思いやる気持ちを持つことができ、それが、人を思いやる行動につながっていきます。

そして、人を思いやる行動が他者から認められることによって自己有用感を感じ、自尊感情が更に高まっていくという好循環につながります。

今、私たちが存在しているのは、先人から祖父母、親が自分へと「生命」を受け継いできてくれた証です。私たちもまた、この「生命」を大切にし、次の世代につないでいかなければなりません。脈々と受け継がれてきた「生命」の縦糸を次世代につないでいくことが、自分たちが住む地域の維持・発展にもつながります。

このように、自尊感情を持ち、互いに認め合いながら他者との関わりを深めている人、自分と同時に他者の生命や生き方を尊重している人、そして、「生命」を次の世代につなぐ人、が「いのち」をつなぐ人です。このような人づくりを進めるためにも、「いのちの教育」を更に充実させるとともに、「生命」の継承の大切さを教えていく必要があります。



1 「いのちの教育」の継承

5教振では、「いのちの教育」の指針に基づき次の3つの柱を立て、取組みを進めてきました。この「いのちの教育」を、6教振でも引き継いでいきます。

- (1) 自分を大切に思える気持ち（自尊感情）を育てる
- (2) 「いのち」のつながりと多様性に気づかせる
- (3) 「いのち」の尊さと人間としての生き方をしっかり教える

2 「いのち」をつなぐ（「いのち」の教育の発展）

「いのち」には、生命の側面と生き方の側面があり、その両面において、教え、実践していくことが必要です。

5教振では、様々な体験を重ねることで、自分のよさに気づかせ、自尊感情を育てること、そして、その自尊感情に根ざして、自分のかけがえのない生命や支えられている生命を教え、「いのち」のつながりや多様性に気づかせるように取り組んできました。

6教振では、5教振で取り組んできた、「いのち」に気づかせる教育を基盤としながら、一歩、歩みを進め、「いのち」をつなぐ教育を進めます。

(1) 生命をつなぐ

生命は、親またその親から受け継がれ、子また次世代へと受け継いでいく、はるかなる時間の中に存在するものです。

今、なぜ、生命をつなぐことが謳われているのかを、子どもたちが自分のこととして考えることは、生命が「過去」から受け継がれてきた生命であり、「未来」に受け継いでいく「現在」の立場にあることを認識し、自分が生きている意味や自己有用感を高めることにつながります。

<コラム>

山形の宝 「縄文の女神」

「いのち」をつなぐ象徴として、舟形町西ノ前遺跡から見つかった西ノ前遺跡土偶があります。この土偶は、4500年も前のもので、縄文時代の土偶造形の一つの到達点を示す優品として、平成24年9月6日に国宝に指定されました。「縄文の女神」の愛称で呼ばれ、イギリスやフランスでも展示され、賞賛を集めた日本を代表する土偶です。

高さは45cm、すらりとした長身で、乳房の表現が強調され、おなかが出ていることから、新しい生命を宿している女性を表していると考えられています。実は、土偶の大部分は、生命を後世につなぐことができる女性を表した像であり、不思議なことに男性像はまれなのです。

新たな生命を生み出すことができる女性の力は、自然の豊かな実りにもつながり、深い感謝の念が捧げられたのかもかもしれません。「縄文の女神」は、「いのち」をつなぐ大切さを伝え、遙か昔の生き方を現代につないでいます。

(2) 生き方をつなぐ

わたしたちの生き方は、家族や周囲の人々の生き方、もしくは憧れの有名人やスポーツ選手などの生き方の影響を受けて形づくられます。それは、それまでに出会った様々な環境の思想や考え方、文化が受け継がれているということです。

生き方の一番の手本は、親や家族の生き方です。子どもたちは、衣食住を含めた日々の生活の中で、親や家族から躰として様々なことを教えられます。そして、生活を支えるために労働・勤労することの大切さを知ります。

また、わたしたちは、地域の人や風土・自然などの環境からも影響を受けています。そのことを意識し、理解していくため、郷土の偉人の業績を調べたり、地域の伝統文化や産業を体験したりするなど、地域文化に触れる活動が求められます。

これらのことは、わたしたちの感性に働きかけ、わたしたちが大事にしてきた感性を一層、磨いていくことにもつながっていきます。

<コラム1>

斎藤茂吉の世界

上山市立上山小学校では、郷土の偉人である歌人・斎藤茂吉を取り上げ、全校で短歌の実作活動に取り組んでいます。1年生の時から短歌を詠む手ほどきを受け、五七五七七の31音から成る言葉の組合せを基本とした歌が生活の一部となっています。

高学年では、短歌を詠み、仲間とともに、表現の仕方や言葉を推こうしていく活動を通じて、自分の思いや考えが明確となっていきます。そして、表現も磨かれ豊かになりながら、自分自身や仲間、環境と向き合い、今を見つめる、斎藤茂吉の世界観が児童の生き方に入り込んでいきます。

※ 斎藤茂吉 (1882~1953)

金瓶村(現上山市金瓶)の農家守谷家の三男として生まれました。14歳の時に上京、浅草で医院を開業していた斎藤紀一家に迎えられ、のちに跡継ぎとなりました。また、正岡子規の短歌に強い感銘を受け、本格的に作歌を志して、1913年には第一歌集「赤光(しゃっこう)」を発表、文壇に大きな反響をよびました。

<コラム2>

稲沢番楽

金山町有屋地内稲沢地区には、稲沢番楽が伝承されてきました。番楽とは、秋田・山形両県で伝承されてきた能楽の古形をのこしている神楽の一種です。稲沢番楽は、五穀豊穰と無病息災、家内安全を祈る力強い民俗舞踊で、霊峰「神室山」の山伏が里において舞ったもので、600年の歴史をもつと言われていました。

昭和30年代後半になり、伝承者の高齢化も危惧されたことから保存会を結成し、後継者の育成を図りました。その後、郷土の伝統文化を学習することで、子どもに誇りと自信を持たせようと、金山町立有屋小学校で「有屋少年番楽」を結成し、課外活動として行われるようになりました。

また、地区の青年たちにも番楽の伝承を通じて、青年団活動の活性化を図ろうとする気運が生まれ、番楽の舞台を備えた新しい公民館の建設を契機に、番楽の稽古が行われるようになりました。

このように、稲沢番楽の保存・伝承を通じて、新たな地域づくりと世代間交流により、地域に伝わる生き方につながっています。

<コラム3>

上杉鷹山の教え

米沢市では、「なせば成る なさねば成らぬ
何事も 成らぬは 人のなさぬなりけり」の思想が市民に根付いています。

この言葉は、17歳で上杉家を嗣ぎ、窮乏の極みにあった米沢藩を、自ら大儉約を実践するとともに、農業・産業の振興や学問を奨励して再生し、中興の祖とされている上杉鷹山の言葉です。

鷹山の改革は、行き詰った現状を打破し、将来の存続を志向するものでした。

その儉約は、単なる経済的な効果に留まりません。欲望に打ち勝ち流されないことで理性を失わず、物を大切に使用することで謙虚さや敬い、そして感謝の心を育むという、倫理的な成果を生み出しています。

米沢市では、社会科の地域学習や道徳の学習をもとに、全ての児童が鷹山を学び、その言葉は、米沢市子どもたちの目標となり、鷹山の生き方が受け継がれています。

<コラム4>

庄内論語

「沈潜の風（ちんせんのふう）」とは、明治の政治家で、漢学者でもあった副島種臣が、庄内人を評した言葉として今に伝えられています。この言葉は、普段は目立たずとも地道に力を養い、いざという時に、その力を大いに発揮する堅実さの気質を表しています。

この気風は、地域の人材の育成に貢献してきた庄内藩校致道館による教育により培われてきました。致道館では、儒教の学派である徂徠学（そらいがく）を採用し、天性重視・個性伸長・自学自習を重んじていました。儒教の論語を徂徠学の解釈に基づき、独特の読み方やリズムに従ったものが、庄内論語です。

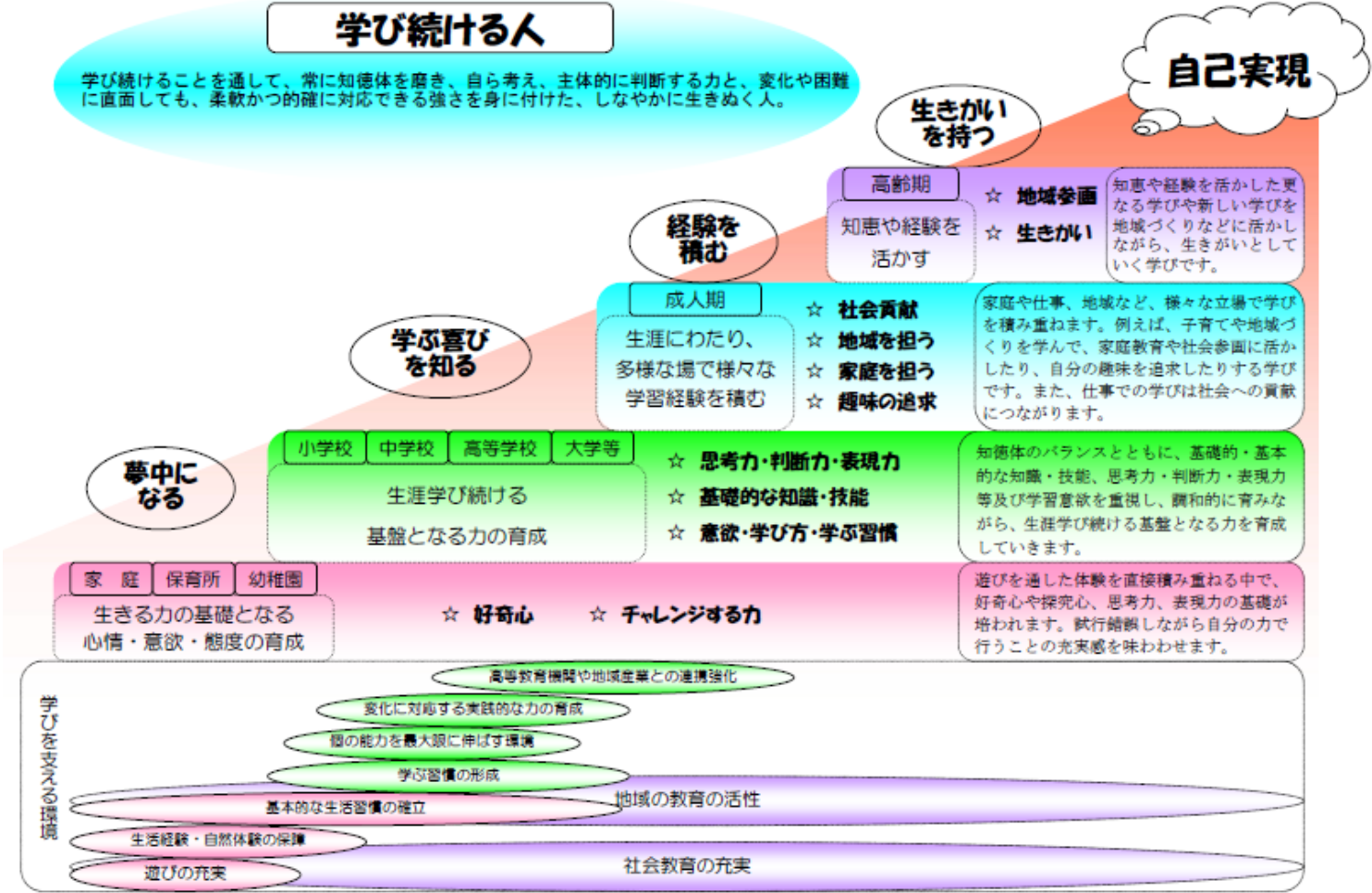
鶴岡市内の小・中学校では、庄内論語を用いた論語集会や論語の素読が行われているほか、市教育委員会主催の庄内論語の体験企画、民間活動として小・中学生の素読会や郷学研修会などが行われ、今もお藩学の伝統である、天性重視・個性伸長・自学自修の考え方や生き方が、脈々と受け継がれています。

このように、地域には、受け継ぐべき思想・考え方や文化があり、綿々と受け継がれてきた地域文化には、自分の生き方を振り返り、見つめ直す力が潜んでいます。

これらの活動は、学校だけでできることではなく、家庭や地域がその役割を理解しながら進めていくことが必要です。まず、地域の大人が、地域の受け継ぐべき思想・考え方や文化に気づき、生き方をつなぐ意識をしっかりと持つことが求められます。

学び続ける人

変化が激しい社会で生きぬいていくためには、学び続けることを通して、自ら考え、主体的に判断する力と、変化や困難に直面しても柔軟かつ的確に対応できる強さを身に付けることが必要です。このような姿勢を身に付けた人、すなわち、物事に興味・関心を持ち、自身の課題に対応した学びを継続し、実践的な力を身に付け、自己実現を目指している人こそ、学び続ける人と言えます。



このような人づくりを進めるためには、まず、幼児期において、遊びを中心とした「夢中になる」体験が重要です。遊びを中心とした生活体験や自然体験の積み重ねの中で、試行錯誤を繰り返し自分の力で行うことの充実感を味わうとともに、好奇心や探究心、思考力、表現力の基礎が培われます。同時に、自立心も育まれ、生活に必要な習慣が身に付いていきます。

学校における学びでは、各学校段階における学習内容や学習過程により、知徳体のバランスとともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し、調和的に育みながら、生涯に渡り学び続ける基盤となる力を育成していくことが求められます。児童生徒は、その過程で、学び方や学ぶ習慣を身に付けるとともに、自ら課題を見つけ、自ら考え、主体的に判断する力を身に付けていくことが必要です。

また、学校として大切にしなければならないことは、学ぶ児童生徒の意識です。今行っている学びが、将来、社会においてどのように役立つのか、人間形成のうえでの意義など、学ぶ価値を知り、学ぶ喜びを感じながら学ぶことが、生涯学び続ける基盤となっていきます。

成人期においては、それまで身に付けてきた力を発揮して、様々な立場で学びを積み重ねています。子育てを学び家庭教育に役立てていくことや、地域の特色・課題などを学んで地域社会に積極的に参画していくこと、また、仕事の上での学びはそれぞれの実践力が身に付くとともに、社会貢献へとつながっていきます。

高齢期においては、それまで培ってきた知恵や経験を活かして、更なる学びや新しい学びを地域づくりに活かしながら、それを生きがいとしていく学びです。高齢化が進む中で、高齢者の方々が地域を支える人材として、地域づくりに積極的に参画していくことが期待されます。

全ての年代の学びを支えるものとして、社会教育の充実や地域の教育の活性化が必要です。地域全体で学びの気運を醸成させることで、物事を様々な角度から考察する広い視野、夢や希望・願い・思いといった志を持つための土壌がつくられ、学びをつなぐ人づくりにつながっていきます。

〈コラム〉 学問の道 一筋に 我妻 栄

我妻栄は、米沢市出身の、日本を代表する法学者です。民法の体系書として作った「民法講義」という本は、民法の百科事典とまで言われ、今日の裁判にも役立っています。

少年時代の栄は、秀才で勉強家ではありましたが、家に閉じこもってばかりいる固苦しい秀才ではなく、何でも学びとってやろうとする積極的な少年でした。

東京帝国大学に首席で入学した後、一生懸命に勉強し、望まれて大学に残りました。その後も研究を続け、昭和20年には東京帝国大学法学部長となり、昭和21年に貴族院議員に選ばれ、現在の日本国憲法の制定に力を注ぎました。昭和32年、東京大学を退官し名誉教授となりましたが、その間、多くの優秀な法学者を育てました。

栄は、若い時分、法律の研究の道に進むと決心したときに、「法律の研究は、方法を唱えその方法で研究し結果を見せなければならない。大変息の長い仕事であるから、気をつけて長生きしよう、そして、死ぬまで学問しよう」と決意したそうです。そして、民法という学問一筋に生き、昭和48年10月、執筆中に倒れ、76才の生涯を閉じました。

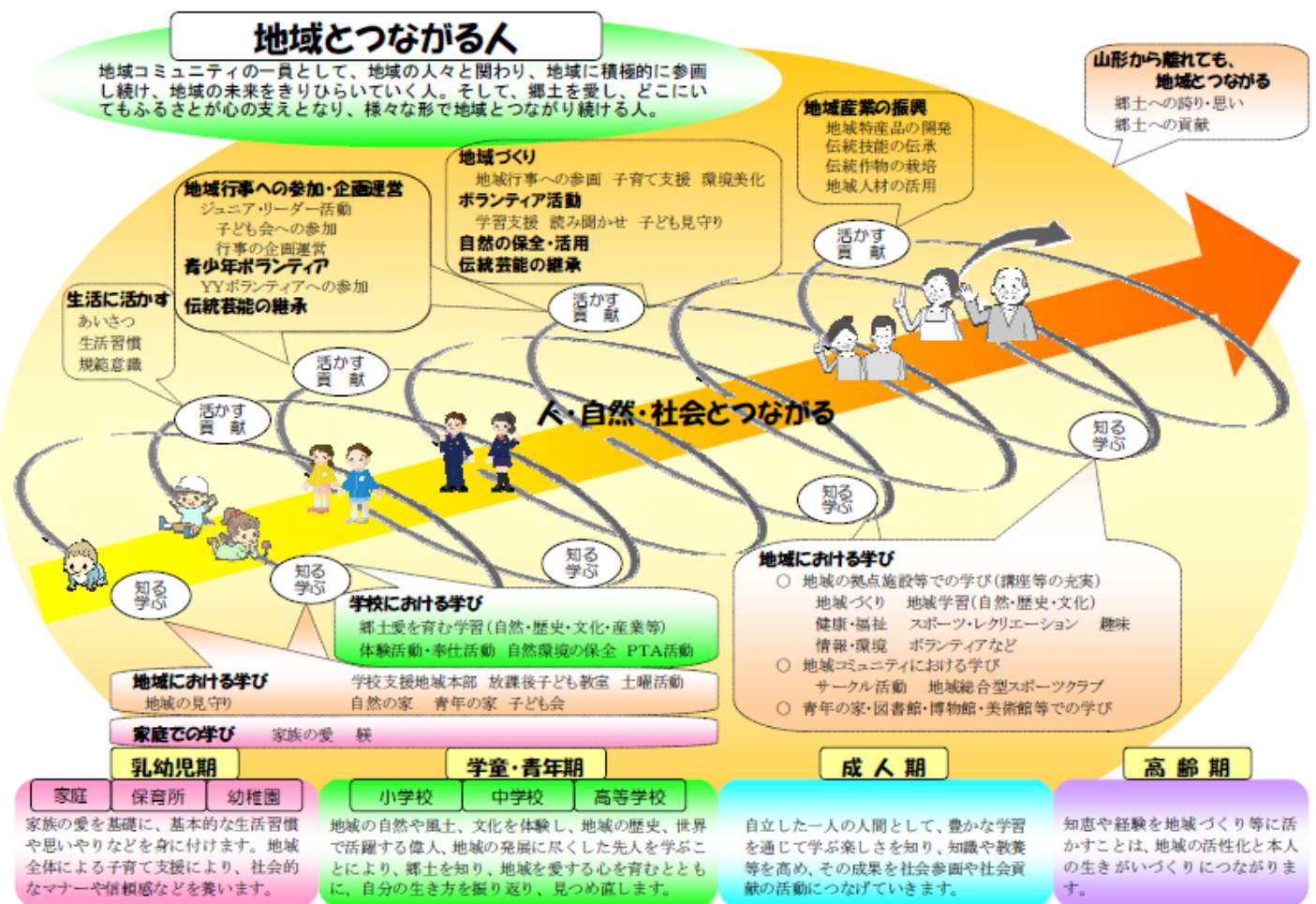
栄が亡くなる前の年、知人に送ったはがきの中に、「今日も原稿に向かっています。昨日もそうでした。明日もそうでしょう。」という言葉があります。若い時の決意のとおり、学び続ける生涯を送ったのです。

地域とつながる人

都市部では地域住民のつながりの希薄化により地域活動の停滞が指摘され、農村部では人口流出や高齢化の進展により地域の存立自体が危惧されています。

こうした中、地域の維持・発展を図るためには、コミュニティの一員として、地域の人や自然、文化と関わりを持ち、地域が抱える課題の解決に向けて主体的に取り組む人、すなわち、地域とつながり続ける人が求められています。それは、グローバル化が進む社会において、日本人としての心の拠りどころをしっかりと持ち続ける人でもあります。

このような人づくりを進めるために、地域を知り、学ぶ活動を充実させ、学んだ内容を地域づくりに活かし貢献するという好循環を生み出し、地域の人、自然、社会とのつながる意識を高めていくことが必要です。



子どもと地域とのつながりは、乳幼児期に家族の姿を通して始まります。家族のもとで基本的な生活習慣や思いやりを身に付けていきます。保育所・幼稚園等は、子どもにとって、同世代の仲間との集団生活のスタートとなり、親にとっても、同世代の親同士が様々な関わりを持つことのできる場となるなど、子どもや親が地域とつながる大きな役割を果たします。また、子どもにとって地域の人からあいさつや行いなどを褒められた経験は、地域への思いや信頼感が増し、地域との結びつきが強まります。

学童・青年期においては、体験活動や奉仕活動などを通して、自分が生活している地域の自然や風土、文化を体験し、地域の歴史や偉人、地域の発展に尽くした先人を学ぶことで、地域を愛

する心が育まれます。また、学童・青年期は、地域行事に「参加する」対象から地域活動を「企画運営」する対象へと成長し、その力を地域活動に発揮することが期待されます。子どもたちの力を活かす機会や場を確保することにより、地域の大人と子どもたちの協働した取組みが生まれ、地域とつながる循環がなお一層整っていきます。

地域とつながる循環は、成人期においても継続され、それぞれの地域の拠点施設等での学びの場を通じて、地域づくりやボランティア活動、自然の保全・活用活動、そして伝統芸能の継承などに活かされていきます。また、高齢期は、その知恵や経験を地域づくりなどに活かすことにより、地域の活性化につながるだけでなく、本人の生きがいがいづくりにもつながります。

こうして育まれた地域を愛する心は、郷土への誇りや思いとして定着することで、たとえ山形から離れることになっても、様々な形で郷土に貢献する意識や行動を通じて地域とつながり続けていくことが期待されます。

このように地域とつながる循環は、乳幼児期から高齢期までの幾重にも重なる好循環となり、地域とつながりたい、地域を守り続けたいという志が生まれ、次世代へ受け継がれていくことにより、地域の未来をつくる人の育成につながっていきます。

〈コラム1〉「地域文化学」の学習 県立小国高等学校

県立小国高等学校では、1年生で、自分が生活する地域と他地域との比較などを通して、地域を知ることが目的とした「地域文化学」の学習を進めています。

平成25年度に行われた「自然の恵みを活用しよう」の研究では、小国町の山菜のポリフェノール量の測定から、健康食材としての山菜の可能性を探っています。また、「昔物語の伝承地を探る」研究では、地域の語り部の話を聞き、移転された大イチョウについて調べ、世代を超え受け継がれてきた小国町に伝わる昔話について探っています。

生徒たちは、地域に足を運び、地域の方々の話を聞きながら、地域の良さと課題を肌で感じ、学習していきます。そして、地域と関わり、地域に積極的に参画することを学んでいきます。

研究成果は、発表会で保護者、地域住民にも報告されますが、学校の教育実践の発表の場としてだけでなく、地域住民にとっても、町のよさを再発見し、町の課題を再認識できる場となっています。

小国高校の「地域文化学」の学習は、地域を支える次の世代の人材育成につなげるとともに、小国町について、地域全体で考えるきっかけとなっているのです。

〈コラム2〉地域の活性化を支える若者たち WAGE★スターズ

WAGE★スターズ!は、金山町の若者(18歳~39歳)が集まり、「地域で何かをできないか」と平成14年11月に結成されたグループです。この地域では、「若者たち」を方言で「わけすたず」と言うことから、金山町の「わけすたず」が集まり、WAGE★スターズを結成しました。

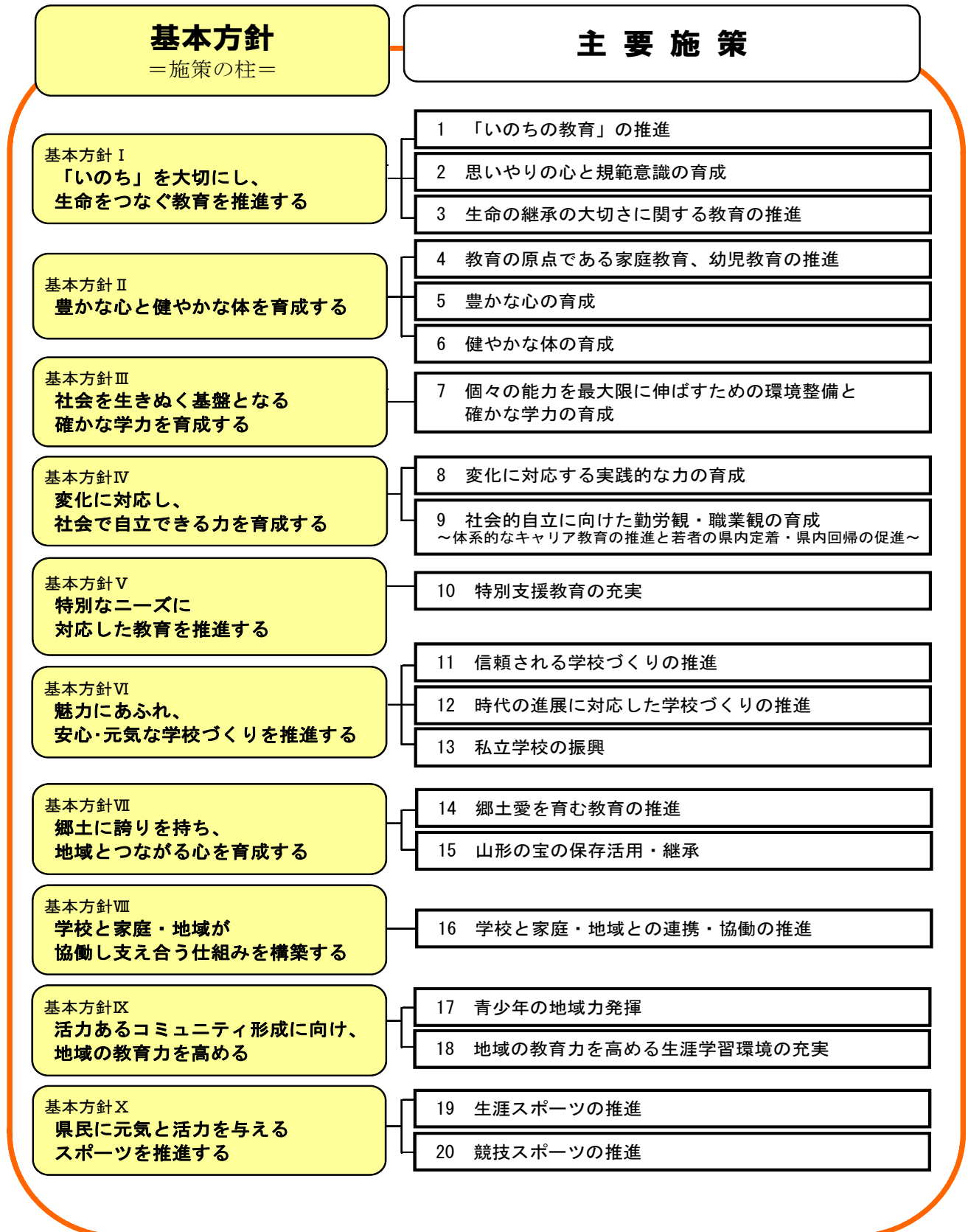
これまでの活動では、町内の子どもがいるお宅へサンタとなって訪問する「出張サンタ」や、若者が交流を深めることのできる場の提供を行っているほか、地域イベント(自然祭「グリーン市」、おさいとう)への参加・手伝い等のボランティア活動など、様々な方面から地域の活性化を図る活動を行っています。

町の人と関わりを持ち、小さなことから活動を続け、世代交代を繰り返しながら、12年間活動を積み上げてきています。その功績が平成25年度「やまがた若者大賞」受賞につながりました。

WAGE★スターズ!の活動は、若い世代が自分たちの視点で、子どもや若者の心に残る活動を楽しみながら行い、また、地域活性化への思いが次世代へと受け継がれる活動となっています。

第7節 総合的・計画的な施策の展開

基本目標である「人間力に満ちあふれ、山形の未来をひらく人づくり」と、それを推進するための3つの目指す人間像を育成するため、10の基本方針のもとに施策を体系化し、それぞれの施策について本県教育の現状と課題を踏まえ、今後の方向性を示すとともに、主な取組みや目標指標を掲げます。



基本方針Ⅰ 「いのち」を大切にし、生命をつなぐ教育を推進する

自らの生命と存在を大切に思える気持ち（自尊感情）を育て、同時に他の人の生命と生き方を尊重する人間を育成するため、「いのちの教育」を学校・家庭・地域が力を合わせて推進します。

また、少子高齢化を伴う急激な人口減少の進行が予想される中、県勢発展の基礎は「人」であるとの認識のもと、山形県を未来に向けて維持・発展させていくため、先人から祖父母、親、そして自分へと受け継がれてきた生命を大切にし、新たな生命を育み、次の世代にしっかりとつないでいくことの大切さを教えていきます。

主要施策1 「いのちの教育」の推進

子どもの生活は、学校・家庭・地域で区切られるものではなく、相互につながっています。

これまで行われてきた学校における「いのちの教育」の実践は、家庭や地域における「いのちの教育」と結びついてこそ、その成果が現れます。

家庭においては、「いのちの教育」の根幹である、安心感や信頼感、自己有用感を子どもが体験できるよう、「自分は愛されている、大切にされている」という体験を親子の愛情、家族の触れ合いを通して乳幼児期から積み重ねていけるようにします。

子どもの社会は、家族という単位から徐々に地域社会に広がっていきます。親等を孤立させない取組みを促進するとともに、地域資源を活かした体験活動等を通して、子どもも地域住民も自己有用感を高めることができるよう地域の「いのちの教育」の実践を促進します。

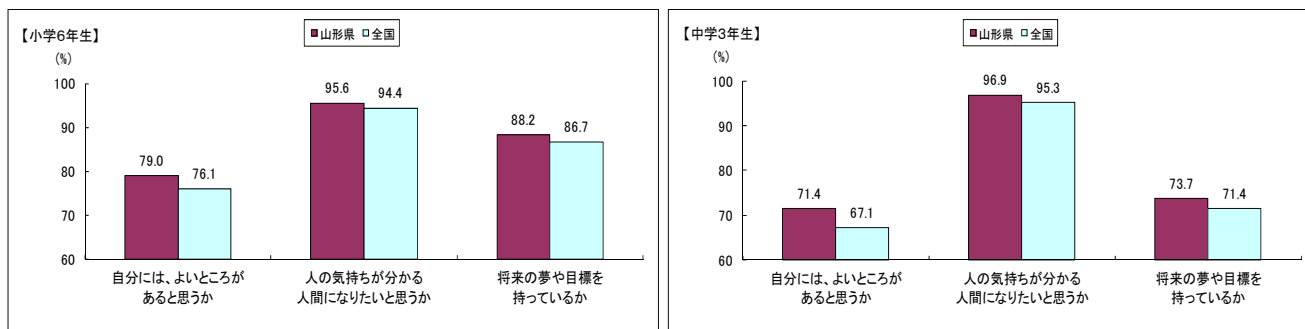
【現状と課題】

5教振における「いのちの教育」の取組みとして、学校では、日常的な人との関わりや触れ合いを基本としながら、子ども一人ひとりに役割や責任を持たせたり、「いのち」の大切さやつながりを感じさせたりすることを通して、子どもたちの自尊感情を高めています。

家庭において「いのちの教育」の主要な役割を担うのは、親です。親が親としての役目を果たすには、それなりの学習と周りの支援が必要です。また、子どもの成長とともに、親も親として成長していくことが必要です。このため、子どもの発達の段階に応じた親等の継続的な学習の機会を充実していく必要があります。

以前は、親が親として成長していくための支援は、祖父母や地域住民が担ってきました。しかし、核家族化や都市化が進む中で、地域の支え合う力も弱くなっています。地域の中で子どもを活かす活動、また、地域資源を活かしながら、子どもも大人も自己有用感を感じられる地域における「いのちの教育」を進めていくことが求められます。

○ 自分自身や他者との関わりに関する児童生徒の意識



(資料：文部科学省「平成26年度全国学力・学習状況調査」)

【主な取組み】

① 「手引き」作成による系統的な「いのちの教育」の推進

「いのちの教育」に関する既存の資料や各学校の実践等を集約して「手引き」としてまとめ、幼保・小・中・高等学校における系統性や継続性、さらには、学校・家庭・地域の連携・協働を意識した「いのちの教育」の実践と普及を進めます。

② 学校における「いのちの教育」の実践

自らの夢を大切に、社会における自立をイメージしながら将来の生き方を考えさせる学習を進めます。

ア 生命の大切さを学ぶため、幼児期から小・中・高等学校までの一貫した教育プログラムを改訂し、家庭・地域とのつながりを強化しながら「いのちの教育」を実践します。

イ 教師用指導資料「性といのちの学習」の手引き（小学生版、中学生・高校生版）を改訂し、全ての小・中・高等学校で活用します。

ウ 「いのちの日」の設定など、各学校がそれぞれの実情に応じて「いのちの教育」に取り組みます。

③ 家庭における「いのちの教育」の実践

子どもが「自分は愛されている、大切にされている」ことを体感し、自尊感情と他者を思いやる心を育ていけるよう、親が子どもを慈しむことの大切さや、子どもの発達段階に応じた子育て、家庭教育の大切さを学ぶ機会を提供します。

④ 地域における「いのちの教育」の実践

子どもや地域住民の自己有用感を高めるため、社会教育団体が実施する「いのちの教育」に関連する活動を支援するとともに、放課後子ども教室や学校支援地域本部、公民館等が実施する自然体験やボランティア体験、地域貢献活動等を充実します。

| 【目標指標】 | 現況値 | 目標 (H32) |
|------------------------------|-----|-------------|
| ① 児童生徒の自分自身や他者との関わりに関する意識の向上 | | |
| ○ 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 | 小6 | 79.0% (H26) |
| | 中3 | 71.4% (H26) |
| ○ 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合 | 小6 | 88.2% (H26) |
| | 中3 | 73.7% (H26) |

主要施策2 思いやりの心と規範意識の育成

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んずる心など、子どもたちに思いやりの心と規範意識を育むことは、いつの時代にあっても教育に求められる不易の部分です。

現在、全国的にいじめが社会問題化し、子どもだけでなく大人も含めて規範意識やモラルの低下が指摘されています。こうした中、政府においては、いじめ防止対策推進法を制定するとともに、道徳の教科化について検討しています。

本県においても、道徳や人権に関する教育を充実するとともに、学校と家庭・地域が連携し県民が一丸となっていじめ防止に向けた取組みを推進します。また、生徒指導・教育相談体制の充実を図ります。

1 道徳教育・人権教育の充実

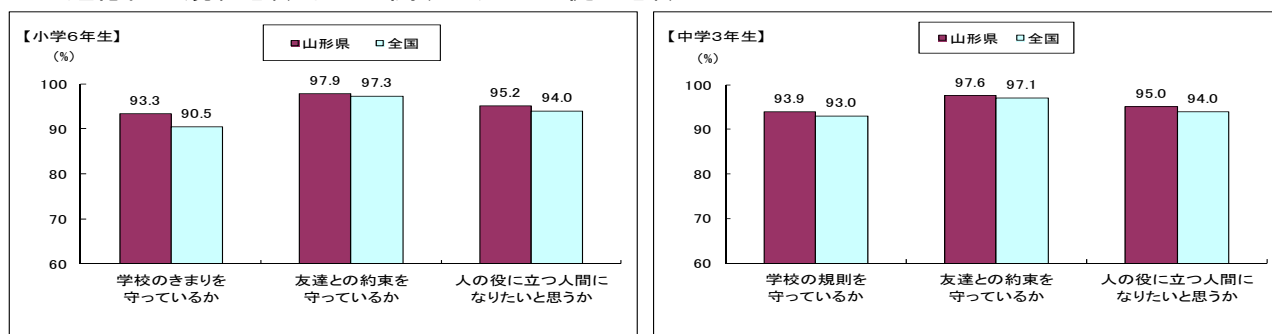
【現状と課題】

本県の児童生徒は、全国と比較して道徳性や規範に関する意識は高い傾向にあります。

一方、全国的に最近の児童生徒の傾向として、生命尊重の心や自尊感情が乏しい、基本的な生活習慣の確立が不十分、規範意識の低下、人間関係を築く力や社会性の育成が不十分などの指摘があります。

このため、道徳の時間を要として、学校教育活動全体を通じた道徳教育の質の向上を図る必要があります。あわせて、人権教育や多様な体験活動の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携し、社会全体で児童生徒の健全育成に向けた取組みを行っていく必要があります。

○ 道徳性や規範意識などに関する児童生徒の意識



(資料：文部科学省「平成26年度全国学力・学習状況調査」)

【主な取組み】

① 山形県読み物資料集等の活用

山形県道徳読み物資料集（小学生版・中学生版）を活用するとともに、各地域の特色を活かした道徳教育を実施し、授業内容の充実を図ります。

② 「道徳の教科化」への対応

道徳教育の抜本的な充実と教科化するという教育再生実行会議の第一次提言（平成25年2月）を受け、文部科学省が検討している「道徳の教科化（特別の教科 道徳(仮称)）」について、その動向を踏まえながら適切に対応します。

③ 山形県人権教育推進計画（仮称）の策定

学校における人権教育を体系的・組織的に進めるため、山形県人権教育推進計画（仮称）を策定し、人権教育の充実を図ります。

④ 学校・家庭・地域が連携した人権教育の推進

山形地方法務局や山形県人権擁護委員会等と連携し、やまがた教育の日や“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動等の機会を活用しながら、学校・家庭・地域が連携して人権教育に取り組みます。

2 いじめ防止に向けた取組みの推進

【現状と課題】

いじめが社会問題化し、いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つとなっています。

こうした中、政府は、いじめの問題は「学校を含めた社会全体に関する国民的な課題である」との認識のもと、社会総がかりでいじめ問題に対峙するための基本的な理念や体制を整備することを目的に、平成25年6月、いじめ防止対策推進法を制定しました。

これを受け県では、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、山形県いじめ防止対策の推進に関する条例を制定（平成26年3月）するとともに、いじめの未然防止・早期発見・適切な対応をより実効的に進めるため、山形県いじめ防止基本方針を策定（平成26年4月）したところです。

全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校、家庭、地域、関係機関が連携し、いじめ問題の克服に向け真剣に取り組んでいかなければなりません。

【主な取組み】

① いじめ防止に向けた総合的な対応

山形県いじめ防止対策の推進に関する条例及び山形県いじめ防止基本方針に基づき、関係部局、関係機関・団体と連携していじめ問題に組織的・総合的に対応します。

② 社会全体での取組み

山形県青少年育成県民会議や関係部局と連携し、学校と家庭・地域が一体となって進める“いじめ・非行をなくそう”やまがた県民運動を県内全域で展開するなど、社会全体でいじめ防止に取り組みます。

③ 学校における取組み

学校におけるいじめ防止に向けて、友だち同士が支え合い、相談し合える関係を大切にしたい児童生徒の主体的な活動を充実させます。

また、学校におけるいじめの未然防止・早期発見・実態把握の強化と適切な相談・対応の実施を確保するため、教職員の研修を充実するほか、学校に専門家を派遣し、いじめの相談・対応のための組織体制の整備を進めます。

④ 県教育委員会による支援

各教育事務所に専門家等で構成するいじめ解決支援チームを設置し、市町村教育委員会と連携・協力しながら、小・中学校におけるいじめの解決や課題を抱える児童生徒への支援を行います。

県立学校については、県教育センターが中心となって、教員研修の実施や個別のいじめ事案に係る対応を支援します。

山形県いじめ防止基本方針（平成 26 年 4 月策定） ～ いじめの未然防止・早期発見・適切な対応の概要 ～

1 いじめ防止等の基本的施策

（1）未然防止 ～学校・家庭（PTA）・地域と連携した取組み～

- ① “いじめ・非行をなくそう” やまがた県民運動による県民一丸となった運動の展開
- ② 児童生徒の主体的な活動の推進。児童生徒が互いに信頼しあえる集団づくり
- ③ PTA組織や保護者同士のネットワークを活かした特色ある取組みの推進

（2）早期発見 ～いじめに気づく、見逃さない努力と工夫～

- ① 日々の校内生活観察、チェックリストの活用等による教職員の努力
- ② アンケートや生活ノート等の活用による児童生徒からの情報収集と相談対応
- ③ チェックリストやアンケート等の活用による保護者からの情報収集と相談対応
- ④ 校内組織による組織的な情報収集と管理職への報告徹底。相談・対応体制の整備

（3）適切な対応 ～徹底した組織的対応～

- ① いじめを認知した場合、躊躇なく報告し、校長のリーダーシップのもと組織的に対応
- ② 迅速かつ丁寧に保護者に事実関係を説明。いじめられた児童生徒の安全の確保
- ③ 校内組織で指導方針や体制を確認。役割分担に応じて継続的に対応

2 ネット上のいじめへの対応 ～スマートフォン・携帯等ネット上でのいじめの未然防止と適切な対応～

（1）ネット上のいじめの未然防止

- ① 情報モラル指導
- ② フィルタリングやペアレンタルコントロールなど、家庭・地域・PTAとの連携

（2）早期発見・早期対応

- ① いじめのサインのキャッチと相談体制の整備
- ② ネットパトロールの実施と削除依頼。被害防止の取組み

3 生徒指導・教育相談体制の整備充実

【現状と課題】

本県では、「教育山形『さんさん』プラン」により、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導に努めてきました。加えて、学校へのスクールカウンセラー配置やスクールソーシャルワーカー派遣などの人的支援のほか、教育相談ダイヤルやいじめ相談ダイヤルの開設など相談体制を充実させてきました。その結果、不登校児童生徒の出現率は、全国平均よりも低く、かつ減少傾向にあるなど一定の成果を上げています。

しかし、平成25年度時点で小・中学校901名（出現率0.98%）、高等学校472名（出現率1.46%）と、不登校に悩む児童生徒が存在しており、引き続き適切な対応が求められます。

また、暴力行為や非行などの問題行動についても、減少傾向にはあるものの、低年齢化や集団化が懸念される状況です。このため、問題行動の未然防止に向け、家庭・地域、関係機関と連携して取り組んでいく必要があります。

【主な取り組み】

① 各学校における組織的・計画的な生徒指導の推進

日常の生徒指導により望ましい人間関係づくりを進めるとともに、生徒指導上の諸問題に関する実態把握や研修会等を実施することにより、教員の対応能力を高め、各学校における組織的・計画的な生徒指導を推進します。

② 教育相談体制や学習支援体制の整備・強化

不登校や問題行動等の予防、早期発見・適切な対応のため、スクールカウンセラーや教育相談員、スクールソーシャルワーカー等外部専門家を活用した教育相談体制や別室登校生徒等への学習支援体制の整備を一層強化します。

③ 関係機関との連携強化

問題行動の未然防止等に向け、警察や児童相談所、山形県青少年育成県民会議等の関係機関と連携し、児童生徒の健全育成を推進します。

| 【目標指標】 | 現況値 | 目標(H32) |
|--------------------------------|------------------------|-----------|
| ① いじめ、不登校の状況改善 | | |
| ○ いじめの認知件数に占める、いじめが解消しているものの割合 | 小・中・高・特支 72.2%(H25) | 100%に近づける |
| ○ 不登校児童生徒の出現率 | 小 0.28%(H25) | 減少させる |
| | 中 2.28%(H25) | |
| ② 児童生徒の規範意識の向上 | | |
| ○ 学校のきまり（規則）を守っている児童生徒の割合 | 小6 93.3%(H26) | 増加させる |
| | 中3 93.9%(H26) | |

主要施策3 生命の継承の大切さに関する教育の推進

少子高齢化を伴う急激な人口減少が予想される中、県では人口減少を抑制するため、総合的な少子化対策の推進など人口減少対策を進めています。

地域コミュニティの維持・発展を実現するためには、先人から脈々と受け継がれてきた生命を、次の世代へとつなげていくことが必要です。県教育委員会でも県が進める総合的な少子化対策と連携し、自分が受け継いだ大切な生命を、次世代につないでいくことの意味を知り、どうつないでいくかを学ぶ、生命の縦糸をしっかりと次の世代に伝えていく教育を推進します。

【現状と課題】

生命の継承の大切さについて、これまでも「いのちをつなぐ『性』について考える」を一つの視点として取り組んできましたが、「性」に関する指導を中心に、「いのちの尊さ」を基盤とした自尊感情を高めることに力点が置かれてきました。

一方、「生命の継承（つながり）」に視点を向けると、「いのち」の「つながりや多様性」に着目した取組みは実施されていますが、「地域」や「人」とのつながりが中心となる傾向にあり、「親と子のつながり」や「子どもを産み育て、生命をつなぐ」ことの大切さについての学習は、あまり焦点が当てられてきませんでした。

現在、少子高齢化を伴う人口減少への対応が極めて重要かつ緊急な課題となっています。

この課題に対応するため、教育の分野においては、「生命の継承」の大切さについて、伝え、教えることが一層求められています。今まで大切にしてきた「いのちの尊さ」を考える学習はもちろん、次代の親となる者として、自らのライフデザインを考える機会を持つとともに、結婚、出産、子育てや家庭教育の大切さ・喜びを学ぶ活動を展開していく必要があります。

この活動は、各学校段階での活動、親となる世代での活動、子育てを支援する世代での活動などが考えられ、学校・家庭・地域、関係機関が連携しながら進めていくことが求められます。

【主な取組み】

① 次世代に生命をつなぐことの大切さを考えさせる教育の実施

社会経済の活力減退、地域コミュニティの存立、豊かな自然や各地域の民俗芸能の喪失など、人口減少による社会への影響と、先人から受け継がれてきた「生命」を次の世代へ引き継ぐことの大切さについて、生徒同士の議論等を通して、深く考えさせる教育を実践します。

② 性といのちの教育の着実な実施

生命尊重を基盤として、性に関して主体的に判断し、適切に行動できる能力を育成するために教科、領域と関連を図りながら、性といのちの教育を行います。

③ 次代の親としての意識の醸成

中学生や高校生が、子どもの成長のために親や家族が果たす役割について理解するとともに、将来の自分の在り方を考え、親になる者として自覚が持てるよう、独自の教材を作成し、授業で活用します。併せて、乳幼児との触れ合いや交流、結婚や子育てを含めたライフデザインに関する講習会など、実践的・体験的な学習活動を推進します。

④ 地域全体による子育て支援

親や祖父母、地域の関係者を対象に家庭教育に関する学習機会を提供するとともに、公民館等を拠点とした子育て支援を展開するなど、地域全体で見守り支援する体制づくりを進めます。

⑤ 関係部局と連携した少子化対策の推進

県民が安心して将来の山形を担う子どもたちを生み、育てることができる社会等を実現するため、「子育てするなら山形県」推進本部を中心に、関係部局と連携して子育て支援・少子化対策に取り組みます。

⑥ 部局横断による人口減少対策の推進

本県の喫緊の課題である人口減少対策を効果的かつ総合的に推進するために設置された部局横断の「人口減少対策プロジェクトチーム」の中間報告（平成26年12月）を踏まえ、県教育委員会においても、関係部局と連携して人口減少対策に取り組みます。

《教育庁の取組み例》

ア 総合的な少子化対策の推進

- ・ 次代を担う若者への意識啓発の推進（主要施策3）

イ 人材の県内定着・県内回帰の推進

- ・ 高校生等の段階からの県内就職促進に向けた情報提供等（主要施策9（2）参照）
- ・ 郷土愛を育む教育の推進（主要施策14参照）

ウ 活力ある地域づくりの推進

- ・ 地域と学校の連携・協働による学校を拠点とした地域活性化の推進

（主要施策12参照）

【参考】「やまがた子育て応援プラン」（平成27年3月策定 計画期間：H27～H31）

〈施策展開〉

【基本の柱1】 結婚支援の充実・強化

- ① 出会いから結婚までの継続的かつ総合的な支援
- ② 結婚観・家庭観の醸成のための将来を見据えたライフデザインの形成支援

【基本の柱2】 子育て支援の充実・強化

- ① 安心して妊娠・出産・子育てができる環境づくり
- ② 地域における子育て支援の充実
- ③ 子育て家庭が安心・安全に生活できる環境づくり
- ④ 子育て家庭等に対する経済的支援の充実
- ⑤ ひとり親家庭への支援
- ⑥ 保護や支援を要する子どもの養育環境の整備
- ⑦ 学校・地域・家庭の連携による教育の展開

【基本の柱3】 仕事と家庭の両立支援の推進

- ① 両立を支援する保育サービス等の充実
- ② 企業等におけるワーク・ライフ・バランスの取組強化
- ③ 男性の育児・家事参画の促進
- ④ 女性の活躍促進
- ⑤ 政策・方針決定過程への女性の参画促進

【基本の柱4】 若者が活躍できる環境づくりの推進

- ① 若者の意欲の醸成
- ② 若者の生活基盤（雇用）の確保
- ③ 若者の地域への愛着や誇りの涵養
- ④ U・J・Iターンによる若者の県内移住促進

| 【目標指標】 | | 現況値 | 目標 (H32) |
|-------------------------------|---|------------|----------|
| ① 次代の親としての意識の醸成 | | | |
| ○ 本県独自教材を活用した授業を実施した県立高等学校の割合 | 高 | H27 独自教材作成 | 100% |

基本方針Ⅱ 豊かな心と健やかな体を育成する

豊かな心と健やかな体は、人が社会を生きぬくために欠かせない基盤です。

豊かな感性と規範意識、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し適切に行動する力など身に付けさせるため、家庭教育や幼児教育を充実させるとともに、自然や動植物との触れ合い、感性を揺さぶる体験、読書活動などを充実させます。

生涯を通して健康で生き活きと生活することができるよう、健康管理能力の向上、望ましい食習慣の確立、体力・運動能力の向上を通して、健やかな体を育成します。

主要施策 4 教育の原点である家庭教育、幼児教育の推進

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

家庭は、教育の原点であり、子どもの教育に第一義的責任を有するものです。家庭における親の役割と責任として、あいさつや言葉遣い、生活リズムなどの基本的な生活習慣を身に付けさせることはもちろん、他人への思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを養うことを「躰」として教えていくことが求められます。そして、その身に付けたものを子どもたちが次世代の親として、受け継ぎ、伝えていくという好循環につなげていきます。

家庭とともに、幼児期の教育を担うのは、幼稚園や保育所等の幼児教育施設です。幼児期に培われた資質は、小学校以降の生活や学習の基盤となります。このため、幼児教育施設においては、自主性と他を思いやる心、人と関わる力や思考力、規範意識の芽生えや感性、表現する力など、人間力の基礎を育む教育の充実が一層求められます。また、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を図るとともに、子育て支援や親の教育力の向上を支援します。

1 家庭教育の充実

【現状と課題】

「家庭は教育の原点であり、全ての教育の出発点である」という認識のもと、家庭教育の支援に取り組んできましたが、多くの親が子育てや家庭教育に何らかの不安や悩みを抱えており、また、いじめや不登校、児童虐待など、子どもの育ちを巡る問題も複雑化しています。

都市化や核家族化の進行、地縁的なつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が大きく変化しており、社会全体で家庭教育を支えていくことが求められます。このため、PTAなどと連携し、親が子どもの発達段階に応じた家庭教育について学ぶ場を提供するとともに、地域や企業・団体も含め社会全体で、家庭教育を「みんなで学び、取り組んでいこう」とする気運を醸成することが必要です。

一方で、家庭教育に関する学習機会があっても様々な事情により参加できない家庭があります。こうした家庭や困難を抱えている家庭には、直接訪問するなどアウトリーチ支援[※]を検討していく必要があります。また、将来、親となる世代に対しても、家庭教育の大切さを若いうちから啓発していく必要があります。

※ アウトリーチ支援：問題を抱え支援が必要な家庭に対して、訪問等により積極的に支援を届けること。

【主な取組み】

① 社会全体で家庭教育に取り組む気運の醸成

P T Aや保護者会、企業・団体などに対して、それぞれ家庭教育に関するテーマを掲げ、具体的な取組みを進めるよう啓発するとともに、要請に応じて家庭教育アドバイザー等を派遣し、社会全体で家庭教育を大切に作る気運の醸成を図ります。

② 幼児共育の推進

家庭と幼稚園・保育所等及び地域の大人がみんなで幼児期の子どもを育てる幼児共育[※]を一層推進します。事業の実施にあたっては、人やモノ、自然との関わりや親子のふれあいを大切にしたい体験活動を重点的に行っていきます。

※ 幼児共育（ともいく）：生涯にわたる人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期である幼児期の子どもを、家庭、幼稚園・保育所等、地域の三者が連携して、「目をかけ・声をかけ・心をかけ」共に育てていく本県独自の考え方。

③ 子どもの発達に応じた親等への学習機会の提供・充実

乳幼児健診や就学時健診などの親が集まる機会を捉え、家庭教育講座を実施します。

また、公民館やP T Aに家庭教育に関する学習・研修の実施を促すとともに、テーマに応じた講師を紹介します。

④ 地域における家庭教育支援者の育成

子育て経験者や教職員O B等を、親等の相談に対し助言を行う家庭教育支援者として養成し、公民館等を拠点とした地域における家庭教育支援体制を充実させます。

⑤ 学習の機会が届かない親に対する支援

子育てや家庭教育に関する学習機会等に参加できない親や困難を抱えている親を支援するため、家庭教育支援者と教育・福祉・保健等関係機関が連携した「家庭教育支援チーム」の組織化を図り、家庭に直接訪問して、情報を提供したり、相談に応じたりするアウトリーチ支援を実施します。

⑥ 次代の親としての意識の醸成〈主要施策3の再掲〉

〈参考〉やまがた子育て応援プラン次期計画〈主要施策3参照〉

2 幼児教育の充実

【現状と課題】

幼児期の教育は、その後の生活や学習の基礎を確固たるものとし、生涯にわたる学びと資質・能力の向上に大きく寄与するものです。

幼児の学びは、生活や遊びを通じた体験から育まれます。このため、幼稚園・保育所等の幼児教育施設においては、幼児一人ひとりの行動の理解と予想に基づき、幼児の主体的な活動が確保されるよう幼稚園教員や保育等の教育力の一層の向上が求められます。

県では、幼保小連携スタートプログラムを作成・配布し、幼稚園・保育所等と小学校との連携の必要性や大切さについて周知を図ってきました。しかし、幼児教育の特徴について、小学校教員の理解が十分でなかったり、その反対に、小学校教育の特徴の理解が、幼児教育側で十分でなかったりするなどの指摘もあります。

今後とも、互いの教育の理解を図る研修等を充実しながら、幼稚園・保育所等と小学校との円滑な接続を推進する必要があります。

【主な取組み】

① 幼稚園教員・保育士等の教育力向上

体験や遊びを通して幼児の主体的な活動を確保し、幼児が自主性や思いやりを育むことができるよう、幼児教育を担う幼稚園教員・保育士等の教育力向上を図るための研修会を充実させます。

② 幼保小の連携促進

幼稚園・保育所等及び小学校における子どもの成長と学びが、円滑に接続できるよう、幼保小連携スタートプログラムの活用を促進します。また、幼児教育、小学校教育を担う教職員が、互いの教育を理解し合いながら教育を進められるよう、幼稚園・保育所等と小学校の教員・保育士等の合同研修会や施設の相互訪問などの研修を推進します。

③ 幼児共育の推進 <主要施策4の1の再掲>

| 【目標指標】 | | 現況値 | 目標 (H32) |
|---------------------------------|---|--------------|----------|
| ① 家庭の教育力の向上 | | | |
| ○ 家庭教育講座等を実施した市町村 | | 33 市町村 (H25) | 全市町村 |
| ② 幼保小連携の充実 | | | |
| ○ 幼稚園・保育所等と教員同士の合同研修を実施した小学校の割合 | 小 | 75.6% (H25) | 85.0% |

主要施策 5 豊かな心の育成

現在の社会は、人との関わりや自然と触れ合う機会が少なくなり、価値あるものへの感受性や、他人を思いやる心が育ちにくくなっています。

読書活動や文化芸術活動を推進するとともに、自然や地域の中での様々な体験活動、奉仕活動を充実することにより、表現力や思考力、想像力を培い、豊かな感性や人間味あふれる心、思いやりの心を育み、社会性や協調性を育成していきます。

1 読書活動の推進

【現状と課題】

県教育委員会では、本好きな子どもを育てるため、山形県子ども読書活動推進計画を策定（第1次計画(平成18年2月)、第2次計画(平成23年12月。計画期間:平成24年度～平成28年度)）し、学校ボランティアによる読み聞かせ活動や全校一斉読書等を推進してきました。この結果、読書が好きな児童生徒の割合は小学校75.9%(全国73%)、中学校69.9%(全国69.4%、「平成26年度全国学力・学習状況調査」)と、全国よりも高い状況にありますが、読書が好きという児童生徒は減少傾向にあります。

読書は、豊かな感性と思考力・想像力を育て、思いやりの心や人間性を養うとともに、確かな学力の基盤となることから、今後ともより一層「読育」を推進していく必要があります。

一方、情報化社会の進展により、学校では、本を情報として活用できる場が減少しています。このため、学習情報センターとしての学校図書館の環境整備・改善を進めていくとともに、学校や図書館(室)等で活動するボランティア等の養成やスキルアップを図ることが必要です。

【主な取組み】

① 学校・家庭・地域が連携した「読育」の推進

学校における「読育」を推進するため、学校図書館への人的配置や図書館改造など施設設備の充実を促進するとともに、PTAや地域読み聞かせ団体等と幅広く連携して、読書活動を取り入れた授業を実施するなど読書活動を充実させます。

また、学校と家庭、地域における「読育」を推進するため、保護者や読み聞かせボランティア等の研修機会を充実するとともに、「読育」フェスティバル等の開催を通し、そのスキルアップを図ります。

② 新たな県計画の策定による読書活動の推進

上記の第2次計画の期間終了後は、その取組みの成果と課題を踏まえて新たな計画を策定し、引き続き、子どもの読書活動を推進します。

2 文化芸術活動の推進

【現状と課題】

文化芸術活動は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、青少年に豊かな感性と創造性、情操を涵養するものです。

学校においては、教科指導の充実を中心とした文化芸術活動を推進し、鑑賞及び表現などの幅広い活動を通して、児童生徒の感性を豊かにし、創造性を育み、その表現力を高めようとする取り組みを行っています。また、一流の文化芸術にふれる機会を提供することで、最高水準の舞台芸術公演や芸術作品に触れ、感動を体験することで、児童生徒の文化芸術への関心と理解が高まっています。

今後も、市町村や関係団体と連携を図りながら、地域文化や伝統芸能の伝承も含めた文化芸術活動を推進していく必要があります。

【主な取り組み】

① 児童生徒の文化芸術活動の活性化

学校における芸術に関する教科指導の充実を図るとともに、中学校・高等学校の文化部活動や県高等学校総合文化祭の開催を支援することにより、児童生徒による文化芸術活動の一層の活性化を図ります。

② 優れた文化芸術に触れる機会の提供

児童生徒の文化芸術に対する理解が深まるよう、良質な文化芸術を鑑賞する機会や、文化芸術に関わる体験学習の機会を提供します。あわせて、各学校においては、山形交響楽団や美術館・博物館をはじめとする県内の文化芸術団体との連携促進に努めます。

③ 次期「やまがた文化振興プラン」を踏まえた施策の推進

県の文化振興所管部局が策定する次期「やまがた文化振興プラン」（平成27年度策定予定）も踏まえ、関係部局と連携して、次代の文化芸術を担う人材の育成や県民の多彩な文化芸術活動の促進等を図ります。

また、建設予定の山形駅西口拠点施設を有効に活用し、文化芸術の鑑賞機会の充実拡大に取り組みます。

③ ふるさと塾の取り組みの推進 <主要施策15（1）参照>

3 様々な体験活動・奉仕活動の充実

【現状と課題】

本県では、小学校は自然に親しむ体験活動や勤労生産に関わる活動、中学校はボランティア等社会奉仕に関わる活動や職場・職業等に関わる体験活動など、数多くの活動に取り組んでおり、小・中学生ともに地域行事への参加率は、全国より高い状況にあります。

一方で、子どもの日常の遊びや生活体験を通じた学びの姿は、社会の変化とともに変化しており、携帯型ゲーム機を通じた遊びが多く見られ、異年齢集団の外遊びが減っています。また学校の統廃合に伴うスクールバス等の使用により、帰宅後に児童生徒同士で遊ぶことが難しい状況になっており、加えて、地域の大人たちと関わる機会も昔と比べると減少しています。

このため、放課後子ども教室や、地域にある博物館・資料館・科学館等の社会教育施設と連携するなど、成長の段階に応じた様々な体験活動・奉仕活動を充実させていく必要があります。

(参考) 地域行事に参加している児童生徒の割合

小学6年生 本県 86.3%、全国平均 68.0% / 中学3年生 本県 59.0%、全国平均 43.5%

(資料：文部科学省「平成26年度全国学力・学習状況調査」)

【主な取組み】

① 体験活動等に係る多様な取組事例の収集・実践

各学校で実施している様々な体験活動や奉仕活動に係る取組事例を収集し、各学校に提供することにより、多様な活動の実践を促進します。

② 学校と家庭・地域が連携した体験活動の推進

各学校において、家庭・地域と連携しながら、伝統芸能の継承やボランティア活動など、地域の実情に応じた様々な体験活動に取り組みます。

③ 地域における様々な体験活動への参加促進

放課後子ども教室や総合型地域スポーツクラブ、地域の各種クラブ、子ども会、伝統芸能の継承団体等の活動への地域住民や子どもたちの参加を促進します。

④ 社会教育施設の体験型イベントの充実

少年の自然の家等の社会教育施設が、それぞれの特性を活かして体験型イベントの充実を図り、子どもの自発的な学びを支援します。

| 【目標指標】 | | 現況値 | 目標 (H32) |
|-------------------------------------|-----------------|-------------|-------------|
| ① 児童生徒の読書に対する意識の向上 | ○ 読書が好きな児童生徒の割合 | 小6 | 75.9% (H26) |
| | | 中3 | 69.9% (H26) |
| ② 体験活動、奉仕活動の充実 | | | 100% |
| ○ 保護者や地域と連携した体験活動や奉仕活動を実施した小・中学校の割合 | 小 | 97.0% (H26) | |
| | 中 | 97.0% (H26) | |

主要施策 6 健やかな体の育成

健康でたくましい体は、学びを支え、生きていく力の基盤となるものであり、豊かで活力ある人生を送るためには欠かせないものです。

児童生徒一人ひとりが心身の健康の保持増進を図っていくための資質や能力を身に付けられるよう体育科・保健体育科を中核として、学校・家庭・地域が連携し、学校教育活動全体を通じた健康教育を充実させます。

食は「いのち」の根源であり、健康を支え、人間関係を築く大切なものです。偏った栄養摂取、朝食欠食といった子どもの食生活の乱れが深刻化するなどの課題に対応するため、学校と家庭が連携して食育を推進します。

運動部活動も含め学校体育を充実するとともに、子どもたちの運動機会を拡大し、運動やスポーツの楽しさ、喜びを体験できる取組みを推進することにより、児童生徒の体力・運動能力の向上を図ります。

1 健康教育の充実

【現状と課題】

本県の児童生徒の発育状況（身長、体重、座高）は、全ての年齢で全国平均を上回っています。一方で、肥満傾向児童生徒の出現率もほとんどの年齢で全国平均を上回っており、特に、小学校男子は全国でも上位となっています。

学校では、養護教諭が中心となって、児童生徒の定期健康診断を実施し、学校医の指導のもと、保護者に啓発しながら肥満傾向児童生徒の減少に向けて取り組んできました。今後とも、家庭はもちろん、地域の医療機関と連携を図るなど、更に効果的に取組みを進めていく必要があります。

また、学校では、各種のアレルギー疾患の児童生徒に対する適切な指導、アレルギー反応発症の未然防止及び緊急時等への対応について、体制整備を進めています。アレルギー疾患だけではなく、感染症、メンタルヘルス等の健康課題に関する最新の知識と情報を得る機会を充実させ、教職員の指導力向上を図る必要があります。

健康教育を通して、「健康の価値を認識し、自ら課題を見つけ、健康に関する知識を理解し、主体的に考え、判断し、行動し、よりよく課題を解決する」資質や能力を育成することが求められています。

【主な取組み】

① 学校と家庭・地域が連携した健康の保持・増進の取組み

各学校において学校保健委員会[※]を活用し、学校と家庭・地域が連携して、児童生徒の健康の保持・増進するための取組みを行います。

※ 学校保健委員会：学校における健康に関する課題を研究協議し、健康づくりを推進するための組織。
校長、養護教諭・栄養教諭・学校栄養職員などの教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保護者代表、児童生徒、地域の保健関係機関の代表などを主な委員とし、保健主事が中心となって運営。

② 肥満対策の効果的な推進

肥満の評価方法を統一し、児童生徒の実態を的確に把握するとともに、学校と家庭、県医師会等の関係機関が連携して、健康相談や保健指導を組織的・継続的に行うなど、児童生徒の肥満対策を効果的に推進します。

③ アレルギー疾患等の健康課題への対応

各学校において、アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルス等の健康課題に関する児童生徒への指導と緊急時の対応が適切に行われるよう、学校に専門医等を派遣するなど、教職員の研修を充実させます。

④ 歯と口腔の健康づくりの推進

やまがた歯と口腔の健康づくり推進条例（平成 25 年 10 月施行）を踏まえ、児童生徒の基本的な生活習慣の中心に歯磨きを位置付け、学校保健委員会を活用して家庭と連携しながら、歯と口腔の健康づくりを推進します。

⑤ 生活習慣病の予防に向けた取組みの推進

各学校において、家庭・地域と連携しながら、児童生徒に望ましい生活習慣や生活リズムを身に付けさせ、将来の生活習慣病の予防につながる健康教育に取り組みます。

⑥ 受動喫煙防止の取組みの推進

やまがた受動喫煙防止宣言（平成 27 年 2 月制定）を踏まえ、各学校や教育関係施設における敷地内禁煙や子どもたちへの受動喫煙防止に取り組みます。

2 食育の推進

【現状と課題】

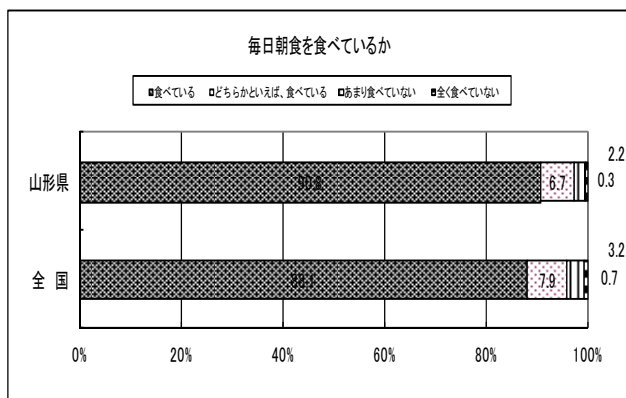
社会環境の変化は、児童生徒の生活リズムにも大きな影響を与えており、中でも、朝食欠食などの食習慣の乱れは、生活習慣病の低年齢化につながるなど、児童生徒の健康への影響が懸念されています。

このため、県教育委員会では、平成 18 年度から計画的に栄養教諭を学校に配置し、栄養教諭が中心となって学校における食育を推進しています。

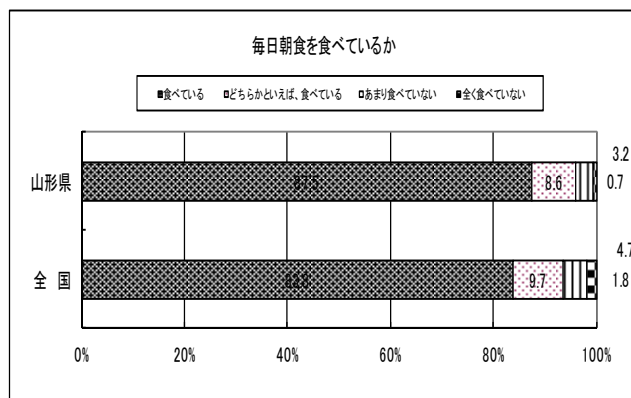
各学校では、食に関する指導の全体計画をもとに、朝食をしっかりと食べるなどの望ましい食習慣や自然の恵み・生産者への感謝の心の育成などに取り組んでいく必要があります。取組みにあたっては、子どもたちの食事のほとんどは家庭で行われていること、農業体験などが高い教育効果を有することを踏まえ、家庭と協力し、関係部局等と連携を図りながら食育を推進していく必要があります。

○ 児童生徒の朝食摂取率

【小学 6 年生】



【中学 3 年生】



（資料：文部科学省「平成 26 年度全国学力・学習状況調査」）

【主な取組み】

食は、「いのち」を育む基本であり、食育は、知育・徳育・体育の土台です。全庁的な推進体制である山形県食育・地産地消推進計画（平成 23 年 3 月策定。計画期間：平成 23 年度～平成 27 年度）のもと、関係部局と連携して、学校教育活動全体を通じて食育を推進します。

① 食に感謝する心の育成

栽培、収穫、調理などの体験活動により、食事の重要性を理解させるとともに、自然の恵みや生産者への感謝の心を育成します。

② 食による心身の健康づくり

栄養教諭を中心にしながら、各学校における食に関する指導の全体計画に基づき、児童生徒や地域の実態等に応じた指導を充実させ、食による心身の健康づくりを推進します。特に、学校と P T A、地域が連携して子どもたちが毎日しっかりと朝食が摂れるよう各家庭に働きかけます。

③ 食を通じた人間関係形成能力の育成

学校と家庭・地域が連携し、一緒に食べることや食事のための諸活動を行うことにより、児童生徒の社会性を育みます。

④ 食文化を理解し尊重する心の育成

学校給食への地場産物の積極的活用や郷土食の提供により、学校給食を生きた教材として、食料の生産・流通や地域の食文化への理解促進を図ります。

⑤ 6 次産業の担い手の育成

農林水産物や地域資源を有効に活用し、関係機関や地域と連携した加工食品開発や商品化の学習を通し、6 次産業の担い手の育成につなげます。

⑥ 栄養教諭等の指導力向上

食育推進の中心となる栄養教諭等を対象とした給食管理や食に関する指導についての研修を充実することにより、指導力の向上を図り、その専門性を学校現場における食育の取組みに活かします。

〈参考〉関係部局の取組み

栄養・食生活をテーマにした出前講座、食育・食農教育に関する講師派遣、子ども・若者「農育」体験の推進

3 体力・運動能力の向上（学校体育等の充実）

【現状と課題】

全国的に児童生徒の体力・運動能力の低下が課題となっています。本県児童生徒の状況を見ると、全国的傾向と同様に改善傾向にはあるものの、昭和 60 年頃と比較すると未だに低い水準に

あります。また、本県の特徴として特に「走る」「投げる」力が全国平均に比べ下回っている状況にあります。

本県生徒の運動部への加入率は、中学2年生男子が85.0%（全国77.1%）、女子が65.1%（全国56.3%）と全国平均を上回っています。しかし、全国的傾向と同様に、積極的に運動する子どもとそうでない子どもとの二極化が課題となっています。

（参考）1週間の総運動時間60分未満の生徒の割合（学校の体育の授業を除く）

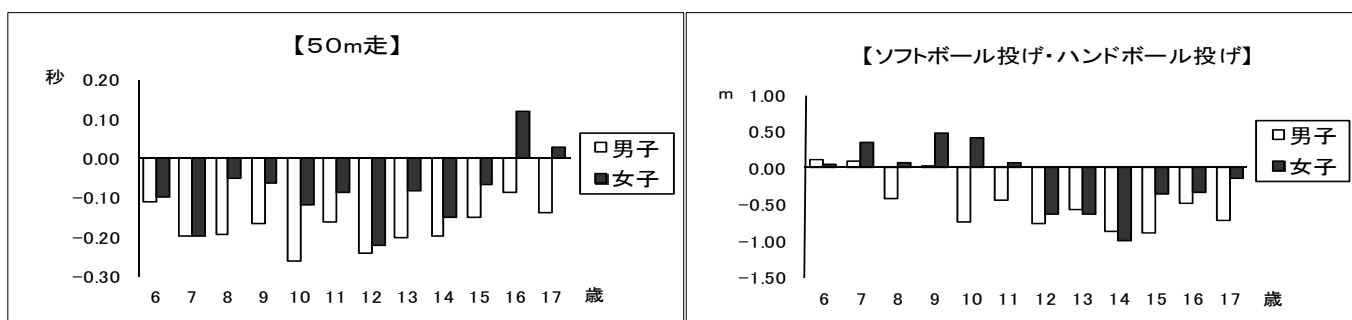
中学校男子：3.6%（全国6.9%）、中学校女子：18.1%（全国21.8%）

（資料：文部科学省「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）

このため、幼児期からの運動機会の拡大、小学校をはじめとした体育授業の充実と併せ、学校と家庭・地域が連携して子どもの運動習慣の改善に取り組む必要があります。

また、少子化に伴う各学校の生徒数の減少に対応するため、運動部活動の在り方について、検討を進める必要があります。

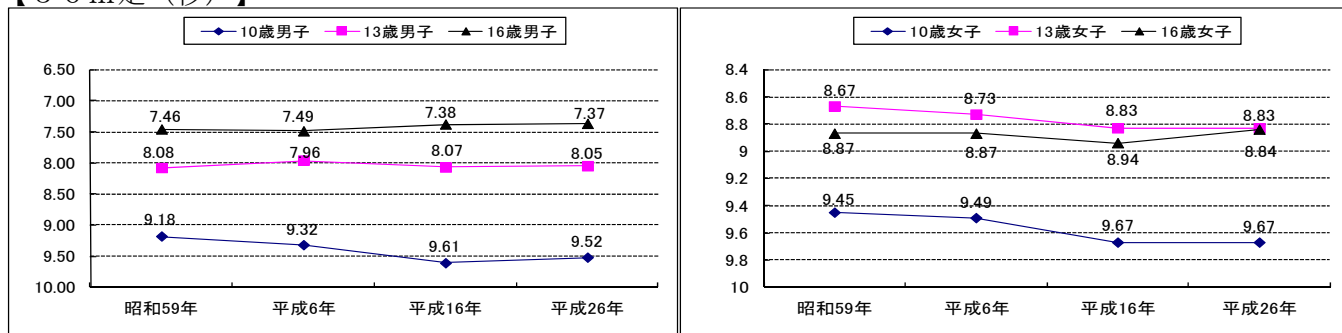
○ 体力・運動能力テストの県平均値と全国平均値との差（0.00は全国平均を表す）



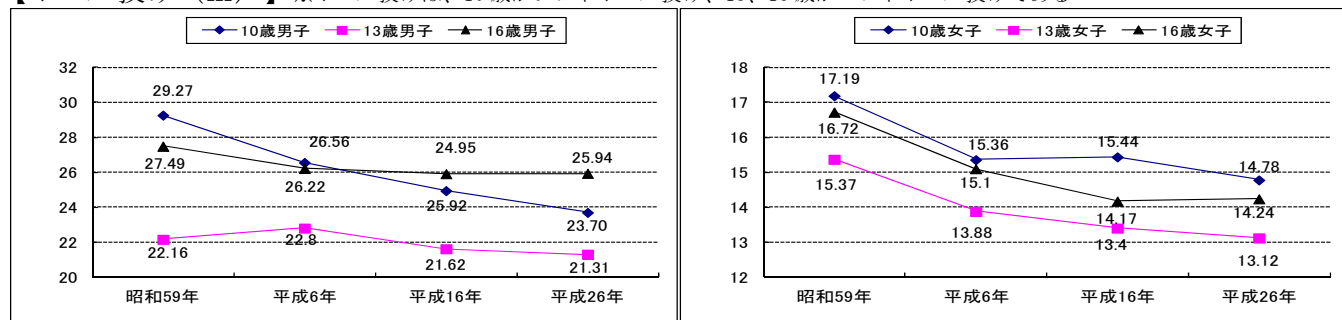
（資料：スポーツ保健課「平成26年度体力・運動能力調査報告書」）

○ 体力・運動能力テスト（50m走・ボール投げ）の30年間の推移

【50m走（秒）】



【ボール投げ（m）】 ※ボール投げは、10歳がソフトボール投げ、13、16歳がハンドボール投げである



（資料：スポーツ保健課「平成26年度体力・運動能力調査報告書」）

【主な取組み】

① 教員の指導力向上と体育授業の充実

子どもの体力向上支援委員会（コンソーシアム）※において、児童生徒の体力・運動能力の現状と課題を分析し、全県共通の課題意識に基づいた指導方法改善の普及、外部指導者等の派遣、実技指導講習会や研修会の実施により、教員の指導力の向上と体育授業の充実を図ります。

※ 子どもの体力向上支援委員会（コンソーシアム）：県教育委員会、山形大学地域教育文化学部、山形県体育協会で構成し、文部科学省から委託を受け、山形県の子どもの体力向上の取組みを推進する団体のこと。

② 運動機会の拡大

幼児期からの運動遊びや冬期間の運動及び児童生徒が楽しさや達成感を実感しながら楽しく運動する方策等について検討し実践することにより、子どもたちが自ら運動する姿勢を育むとともに、運動をする機会の拡大を図ります。

③ 学校と家庭・地域が連携した体力向上の取組み

各学校において、全国体力・運動能力、運動習慣等調査等の結果を分析し、家庭に説明することで家庭と課題を共有し、連携して児童生徒の運動習慣の改善に取り組みます。

また、地域のスポーツクラブと連携し、放課後子ども教室や放課後児童クラブにおける運動を推進するとともに、地域の外部指導者を体育授業や運動部活動に活用し、体育に関する活動の充実を図ります。

④ 各学校の特色ある取組みの推進

県内の小・中・高等学校が、自校の実態や課題を点検し、それぞれの課題解決に向けた「1学校1取組み」を実践します。

また、各学校に対して、YAMAGATAドリムキッズ※が実践している運動プログラムの活用を促します。 ※ 主要施策20 参照

⑤ 運動部活動の在り方の検討

生徒数の減少への対応やスポーツ指導者の導入・確保等、運動部活動の形態や運営方法等について検討します。

| 【目標指標】 | | 現況値 | 目標 (H32) |
|-------------------|---|-------|-------------|
| ① 児童生徒の食習慣の向上 | ○ 毎日朝食を摂っている児童生徒の割合 | 小6 | 90.8% (H26) |
| | | 中3 | 87.5% (H26) |
| ② 児童生徒の体力・運動能力の向上 | ○ 新体力テストで、「50m走」「ボール投げ」を重点項目として、全国平均以上の項目数の割合 | 小・中・高 | 55.9% (H26) |
| | ○ 運動をしない児童生徒の割合 | 小・中・高 | 11.8% (H26) |
| | | | 10.0%以下 |

基本方針Ⅲ 社会を生きぬく基盤となる確かな学力を育成する

変化が激しく多様化が進むこれからの社会を主体的に生きぬくためには、自ら考え、主体的に判断し、柔軟かつ的確に対応する力が不可欠であり、その基盤として、確かな学力を育成することが求められています。

教育内容や教育方法の一層の充実を図り、子どもたちに基礎的・基本的な知識や技能の習得はもちろん、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等を含めた確かな学力を身に付けさせます。

主要施策 7 個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備と確かな学力の育成

変化の激しい社会をしなやかに生きぬいていくためには、適切な思考・判断や実践の基盤となる確かな学力が不可欠です。

このため、様々な教育課題に対応し、児童生徒の個々の能力を最大限に伸ばすことができるよう学校の教育環境を整備します。

また、教育内容や教育方法の工夫改善・充実により、他者と協働するためのコミュニケーション能力を育成するとともに、基礎的・基本的な知識・技能、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む態度など確かな学力を育成します。

1 個々の能力を最大限に伸ばすための環境整備

【現状と課題】

本県では、教育山形「さんさん」プランで小・中学校の全ての学年に少人数学級編制を導入し、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導を行っています。さらに、小1プロブレム^{※1}や中1ギャップ^{※2}、別室に登校する児童生徒への支援など、学校における今日的課題に対応するための教員配置を充実してきたことにより、不登校児童生徒の出現率や長期欠席児童生徒の割合が減少し、全国と比較しても低い状況を維持するなどの成果を上げています。

しかし、学校教育をめぐる課題は多様化・高度化しているため、学校の教育環境のさらなる整備・充実が求められています。

※1 小1プロブレム：小学校に入学したばかりの1年生が、学校生活になじめず、集団行動をとれない、授業中に座ってられない、話を聞かないなどの状態になり学習や学級運営に支障がある状況。

※2 中1ギャップ：小学生から中学生になると、教科担任制や部活動が実施され、そうした学習や生活環境の変化になじめず、生徒の学習意欲の低下、不登校、問題行動が増加する現象。

【主な取組み】

① 少人数学級編制の今後の展開の検討

小・中学校における少人数学級編制については、継続を基本としつつ、文部科学省の定数改善の状況や、外部専門家による効果検証の結果を踏まえ、今後の展開を検討します。

② 学校の教育課題への対応（教職員配置の充実）

多様化・高度化している学校の教育課題に適切に対応するため、教員等の配置について検討し、充実に努めます。

(例) 34人～40人の学年単学級の解消、小学校における専科教員の配置、複式学級の少人数化、LDやADHD等の通級指導教室の充実 等

③ 土曜日の活用の検討

授業・学習や体験活動の実施など、各地域の実情を踏まえ、土曜日の活用について検討を進めていきます。

2 コミュニケーション能力の育成

【現状と課題】

近年、集団生活になじめない、自分の思いや考えをうまく伝えることができない、我慢できずにキレてしまう、などの児童生徒が増加しているという指摘があります。

人が社会で生きていくには、社会の一員として、周囲の人たちとコミュニケーションをとることが欠かせません。このため、子どものうちから「人それぞれの違いを認め、対応できる力」や「自分の思いや考えを表現できる力」など、コミュニケーションの力を育んでいくことが重要です。コミュニケーションにより、他者と意思を疎通させ、相互理解のもと、心を通わせることは、いじめの防止にもつながります。また、グローバル化に対応するため外国語の語学力は重要ですが、前提として、日本語で自分の考えをしっかりと相手に主張できる能力が不可欠です。

子どもたちのコミュニケーション能力は、親子のスキンシップや家族での団らん、教員や級友との交流が土台となり、お年寄りなどの異なる世代や文化の異なる人との交流や様々な体験を通して、自らの実感・納得や感動を経験することなどにより高まります。

子どもたちが、学校と家庭・地域それぞれの場において、子どもと親、子どもと子ども、子どもと教員、子どもと地域の大人といった様々な価値観を持った人々との対話を経験できるようにしていく必要があります。

【主な取組み】

① 精一杯考え合い、表現し合う授業づくりの推進

社会を生きぬくうえで不可欠な自他の意思や気持ちを伝え合うためのコミュニケーション能力を育成するため、各学校において「担任力」[※]の考え方を生かした授業実践を通して、児童生徒同士が精一杯考え合い、表現し合い、課題を解決していく授業を推進します。

※ 担任力：学習指導力、生徒指導力、特別支援教育力の3つを統合して、授業を核とした学級・学年・教科経営を行っていく、本県独自で考える教員の力。

② 学校・家庭・地域が連携した「読育」の推進（主要施策5の1の再掲）

③ 多様な交流の促進

学校における異学年交流や、地域の祭りや行事、各種ボランティア活動への参加などを通して、子どもと異年齢の人々との交流を促進し、他者と関わる体験を重ねる中で、人々の様々な価値観を認める意識とコミュニケーション能力を育みます。

3 確かな学力の育成 ～「習得」そして「探究」へ～

【現状と課題】

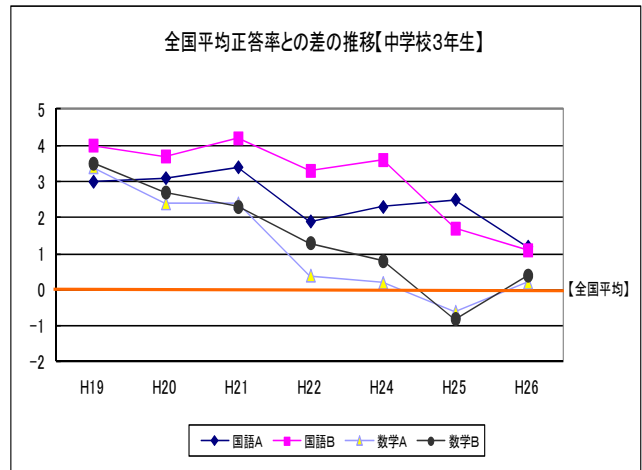
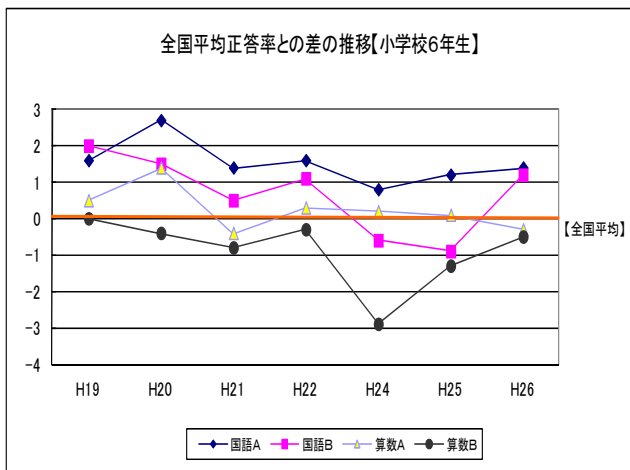
全国学力・学習状況調査や標準学力検査を分析すると、本県小・中学校においては、成績の下位層は少ないものの上位層を伸ばしきれていないこと、基礎的・基本的な知識・技能の習得については一定の成果があるものの、それらを活用する力、特に算数・数学に課題があることが明確になっています。

このことは、教科別の授業の理解度や興味についても同様の傾向が表れており、本県の児童生徒は、算数・数学について、授業の理解度、興味ともに全国平均を下回っています。

一方、高等学校では、理数系教科と英語が課題となっているほか、成績上位層の減少傾向が懸念されています。

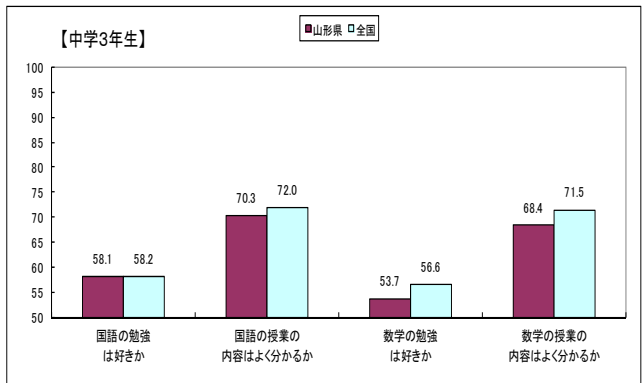
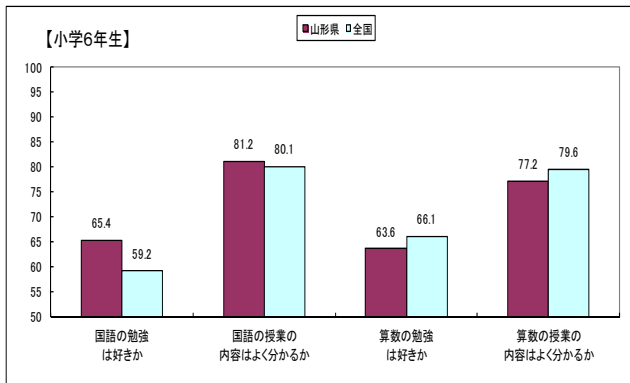
本県経済・産業をけん引する人材、中核として担っていく人材を育成するため、郷土の伝統・文化・歴史等への理解を深める学習を基盤とした国語や英語等の文系教科を充実させるとともに、課題となっている理数系教科を重視しながら、小・中・高等学校を通じた学力向上対策に取り組み、児童生徒一人ひとりに確かな学力を身に付けさせていく必要があります。

○ 全国学力・学習状況調査結果の推移



※ 平成 23 年度は震災の影響で調査中止

○ 児童生徒の国語、算数・数学の理解度、興味



(資料：文部科学省「平成 26 年度全国学力・学習状況調査」)

(参考)

「育成すべき資質・能力を踏まえた教育目標・内容と評価の在り方に関する検討会」論点整理

国の2期計画においても、我が国の児童生徒の学力について、基礎的・基本的な知識・技能の習得は一定の成果が認められるものの、思考力・判断力・表現力等が課題とされています。

国では、次期学習指導要領に向け基礎的な資料を得るために、標記の検討会を開催しました。

この検討会が平成26年3月に公表した『論点整理』において、上記の課題を踏まえて、「児童生徒に育成すべき資質・能力を明確にしたうえで、学習評価の基準を『何を知っているか』にとどまらず『何ができるか』に改善することが必要」とされたところです。

言い換えれば、これからは基本的・基礎的な知識・技能の「習得」にとどまらず、それらを「活用」する力、そのうえで、主体的に学習に取り組む態度、すなわち自ら課題を設定し、自ら学び主体的に課題を解決していく「探究」する力を育成していくことが求められるものと考えられます。

【主な取組み】

(1) 小・中・高等学校を通じた「探究型学習」の推進と評価・検証

① 探究型学習の推進

小・中・高等学校を通じて、基礎的・基本的な知識・技能の習得とそれらの活用を基盤として、児童生徒が自ら課題を見つけ、自ら考え主体的に解決していく力を育成するため探究型の学習を推進します。

県教育センターでは、小・中・高のつながりや大学との接続を意識しながら探究型の学習をすすめるための授業づくりを研究し、各学校での実践を促進するとともに、大学や研究機関と連携しながら教材開発等に取り組みます。

② 確かな学力の育成に向けた施策の評価・検証

全国学力・学習状況調査等の活用に加え、県独自の評価調査の検討を進めるなど、「習得」「活用」「探究」からなる確かな学力の育成に向けた諸施策の評価・検証システムを構築し、この検証の結果について広く県民に公表するとともに、施策の改善につなげます。

また、高校入試について、少子化の進行や政府の「大学入試制度改革」の動向等を踏まえ、制度の在り方を検討します。

(2) 小・中学校での確かな学力育成に向けた取組み

① 少人数学級を活かした授業づくり

少人数学級を活かして、児童生徒理解に基づいたきめ細かな指導を行います。

そのうえで、児童生徒が学び合う中でそれぞれが納得しわかる授業や習熟度に応じた学習を行うなど、確かな学力を育み個々の能力を最大限に伸ばす授業づくりを進めます。

② 全国学力・学習状況調査結果の分析・公表

各市町村教育委員会・学校において、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、それぞれの課題と今後の対応も含め、保護者や地域に積極的に公表・説明することにより、よさや課題を共有しながら、学校と家庭・地域が一体となった学力向上対策を進めます。

③ 全県共通の重点指導による継続的な指導

県及び市町村教育委員会の指導主事を対象とした研修会等において、全県共通の重点指導事項を確認し、全ての指導主事が各学校に対して学校の状況に合った具体的かつ継続的な指導・支援を行い、教員の指導力向上を図ります。

④ 思考力を高める問題の開発・発信・活用

県教育センターに設置する学力向上に向けたプロジェクト委員会において、児童生徒の思考力を高めるための問題を開発・発信し、各学校での活用を促して授業改善を進めます。

⑤ モデル授業の開発・発信

国語、算数・数学、英語等の特性を踏まえたモデル単元づくりを行うとともに、研究授業の公開等を通して、授業改善の具体的なイメージの共有を図り、学校での実践を推進します。

⑥ 「読育」の充実〈主要施策5の1の再掲〉

(3) 高等学校での確かな学力育成に向けた取組み

① 高等学校における探究型学習の推進

文部科学省のスーパーサイエンスハイスクール^{※1}(SSH)やスーパーグローバルハイスクール^{※2}(SGH)などへの取組みを通して、生徒が主体的に課題を設定し探究活動に取り組む学習を実践し、その成果を各学校に普及することにより、生徒の確かな学力の育成と教員の教科指導力の向上を図ります。

※1 スーパーサイエンスハイスクール：将来の国際的な科学技術関係人材を育成するため、先進的な理数教育を実施する高等学校等を文部科学省が指定し、学習指導要領によらないカリキュラムの開発・実践や課題研究の推進、観察・実験棟を通じた体験的・問題解決的な学習等を支援する。

※2 スーパーグローバルハイスクール：グローバルな社会課題を発見・解決できる人材や、グローバルなビジネスで活躍できる人材の育成に取り組む高等学校等を文部科学省が指定し、質の高いカリキュラムの開発・実践やその体制整備を進める。

② 県内大学等への進学促進

本県経済・産業をリードする人材の育成と若者の県内定着を確保するため、県内大学等と連携して、県内の高校生に大学の特徴や魅力を宣伝・周知するなどにより、県内大学等への進学を促します。

③ 実践的な教育の充実

各校の特色に応じた生徒の気概づくりのために、大学や企業等の研究やイノベーションに触れる機会づくりを支援します。また、産・学・官連携による実践的な教育を更に充実させます。

④ 職業・就職指導の充実

高等学校卒業後に就職を希望する生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、望ましい勤労観・職業観を自ら形成・確立させるとともに、在学中の資格取得を支援するなど、多様なキャリア形成に必要な態度や能力を身に付けるよう職業・就職指導を充実します。

〈詳細は、主要施策9参照〉

⑤ 高等学校基礎学力テスト（仮称）及び大学入学希望者学力評価テスト（仮称）への対応
 政府が導入を検討している高等学校教育の質の向上を図る基礎レベル、大学教育を受けるために必要な能力を判定する発展レベルの新たなテストに対応するとともに、教科・科目の特性を踏まえた各種検定、技能検定ジュニアマイスター顕彰の活用等を促進します。

⑥ 学習のつまずきへの対応

学び直しが必要な生徒に対し、個に応じた指導を行うため、学び直しの教材の作成・活用を推進するとともに、教員に対し指導方法の研修を行います。

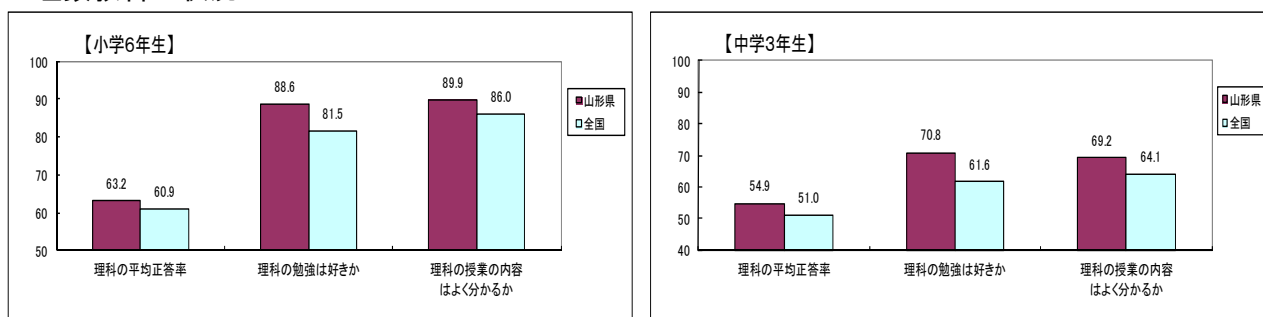
4 理数教育の推進

【現状と課題】

本県では、これまで小学校算数に焦点を当て、非常勤講師を配置してきめ細かな指導を行ったり、観察や実験を充実させたりすることで理数好きの児童生徒の育成に努めてきました。

全国学力・学習状況調査の結果を見ると、本県の児童生徒は、理科の授業の理解度と興味は共に全国平均を上回っていますが、算数・数学の理解度と興味は全国平均を下回っています。特に、理数両教科とも、成績上位層を伸ばしきれていないことが課題となっています。この傾向は、高等学校においても指摘されており、小・中・高等学校を通じた課題となっています。

○ 理数教科の状況



(注) 算数・数学のデータは、P47 参照

(資料：文部科学省「平成24年度全国学力・学習状況調査」)

【主な取組み】

(1) 教員の指導力の向上

① 優れた指導法の共有

小・中学校においては、モデル単元と研究授業の公開等を通して、各学校の教員が授業改善の具体的なイメージを共有し、学校での実践を推進します。〈主要施策7の3の再掲〉

また、高等学校においては、数学指導力向上セミナーの開催や教科指導アドバイザーの配置により、数学教員が優れた指導法を共有し、指導力の向上を図ります。

② 中核となる理数系教員の養成

文部科学省が実施するサイエンス・リーダーズ・キャンプ等の理系中核教員養成プログラムに理科教員を派遣するとともに、SSH等による課題探究的な学習・授業づくりを通して、中核となる理数系教員を養成します。

(2) 理数教科の学力向上

① 小・中学校における思考力を高める問題の開発・発信・活用〈主要施策7の3の再掲〉

② 小・中学校における算数・数学指導の重点化

小学校高学年の算数指導の充実を図るため教員を配置するとともに、中学校と連携した指導方法の工夫改善を行います。

③ 高等学校における探究型学習の推進

文部科学省のSSHやSSH指定を目指す学校において課題探究型の学習に取り組み、その成果を他の学校に普及するとともに、生徒による研究発表会、グローバル・サイエンス・キャンパス[※]への参加等を通して、生徒の探究する力を高めます。

※ グローバル・サイエンス・キャンパス：大学が傑出した科学技術人材を育成するため、卓越した意欲・能力を有する高校生を選抜し、高度で体系的な理数教育プログラムを実施する事業。東北地区では東北大学が実施している。

④ 算数・数学チャレンジ in やまがた

県教育委員会独自の数学的思考力・表現力等を必要とする問題への挑戦を通して、児童生徒に物事を探究しようとする知的好奇心を持たせ、根気強く考え続ける力を育成します。

(3) 小・中・高・大学の連携

① 小・中学校の理数教育の連携

理科の観察・実験指導等に関する文部科学省の事業等を活用し、小・中学校の教員が互いの授業を見合い、系統性を踏まえた指導内容・方法を協議し、共通理解を図りながら、小・中学校連携による一貫した指導を推進します。

② 中・高等学校の理数教育の連携

中学校と高等学校の教員の相互派遣研修やSSHの成果の確認などを通して、中・高連携による一貫した指導を推進します。

また、高等学校で中学生を対象に行っている実験・実習等の体験授業や学習会などの取り組みを拡大し、中学校から高等学校への円滑な接続を図ります。

③ 高・大学の理数教育の連携

高等学校と大学が連携して課題探究型学習のカリキュラムを開発し、SSH等で実践します。また、より高度な探究的能力を有する生徒が、大学や研究機関等で研究活動を実践する機会の拡充を図ります。

(4) 関係部局等と連携した児童生徒の科学的な視野の拡大

① 科学好きな生徒の裾野の拡大

日頃の学習成果を活かした理数系競技を競い合う機会を通して、科学好きな生徒の交流と裾野の拡大を図るため、「科学の甲子園（高校生対象）」及び「科学の甲子園ジュニア（中学生対象）」山形県大会を開催します。

② 科学分野への興味を深める機会の提供

小学校PTA行事や公民館事業等へのサイエンス・ナビゲーターの派遣※、山形県産業科学館の企画イベント等、児童生徒が科学分野への興味を深める機会を提供します。

※ サイエンス・ナビゲーター派遣事業：科学や理科の楽しさや面白さを伝える人を県内各地に派遣する事業

| 【目標指標】 | | 現況値 | 目標(H32) |
|-----------------------------------|------|------------------|---------|
| ① 小・中学校における学力の向上（正答率全国上位を目指す） | | | |
| ○ 全国学力・学習状況調査で正答率が全国平均以上の科目数 | 小・中 | 8科目中 6科目(H26) | 全科目 |
| ② 児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の改善 | | | |
| ○ 国語、算数・数学が「好き」な児童生徒の割合 | 小6 国 | 65.4%(H26) | 増加させる |
| | 小6 算 | 63.6%(H26) | |
| | 中3 国 | 58.1%(H26) | |
| | 中3 数 | 53.7%(H26) | |
| ○ 国語、算数・数学の授業の内容が「分かる」と答えた児童生徒の割合 | 小6 国 | 81.2%(H26) | 増加させる |
| | 小6 算 | 77.2%(H26) | |
| | 中3 国 | 70.3%(H26) | |
| | 中3 数 | 68.4%(H26) | |
| ③ 高等学校における学力の向上 | | | |
| ○ 医学部医学科、難関大学の合格者数 | | 123人(H26.4) | 200人 |
| ○ 県内の大学等への県内進学者の割合 | | 28.7%(H26.4) | 36.0% |

基本方針Ⅳ 変化に対応し、社会で自立できる力を育成する

グローバル化が進む社会にあつては、様々な社会環境の変化に対応し、様々な人々と協働できる人材、新たな価値を主導・創造するような人材の育成が求められます。

このため、様々な分野に興味・関心を有する子どもの裾野を拡大するとともに、実践力を磨き、変化に対応し、社会で自立できる力を育成します。

そして、更なる高みや新たな価値に挑戦する意欲を持つ子どもたちを育成するため、大学等高等教育機関や地域産業界との連携を強化し、より高度な学習を提供します。

また、様々な困難や課題を抱え、支援を必要としている者に対して、必要な学習機会をしっかりと確保します。

社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせるとともに、地域社会の一員として役割を果たす意義について理解を深められるよう、地域産業界と連携しながらキャリア教育を充実します。

これらの取組みは、小・中・高・大の各段階における連続性・系統性を考慮し、体系的に推進します。

主要施策 8 変化に対応する実践的な力の育成

子どもたちが社会の急激な変化や様々な課題に対応し、主体的に生きぬいていけるようになるため、実践的な語学力を身に付けさせるとともに、数学や科学技術、ICT、環境等の課題に興味・関心を持ち、課題を自主的に解決しようとする意欲や態度を育む教育を推進します。

大学等高等教育機関が有する知的資源を初等中等教育でも活用して、児童生徒の知的関心を高めることは極めて有意義なことです。中でも、高等学校と高等教育機関が連携することは、高校生の学問に対する興味・関心を喚起し、学習意欲を高めるとともに、目的意識を持って主体的に進路を選択する能力・態度を育成することにつながります。

また、地域産業界との連携を強化していくことは、児童生徒の地域産業界への理解を促すとともに、将来の地域産業界を担うために必要な能力や気概を育成することにつながります。

高等教育機関には、地域人材育成や地域活性化等の取組みの中核となる「地(知)の拠点」としての期待が高まっています。こうした取組みを通じ、県勢発展の原動力となる若者をより多く育成することができるよう、県内高等教育機関の教育研究の充実を促進します。

1 グローバル化に対応した英語教育の推進

【現状と課題】

グローバル化が加速する中で、山形県人そして日本人としての自覚や文化に対する深い理解を前提とし、異なる文化や生活習慣を持つ様々な国や地域の人々と共に生きる国際社会の一員として、自らの考えや意見を伝え、主体的に行動する態度や能力を育成することが求められています。

このため、我が国の伝統・文化・歴史への理解を深めるとともに、母国語である日本語の十分な習得を基盤として、外国語、特に英語によるコミュニケーション能力の育成を進めていく必要があります。

政府のグローバル化に対応した英語教育改革実施計画（平成25年12月）を踏まえ、小・中・高等学校の各段階を通じた英語教育の充実に向けた体制を整備していく必要があります。

【主な取組み】

(1) 英語授業の改善・充実

① 小・中・高等学校における指導モデルの開発・実践

小・中学校においては、モデル単元やモデル授業を開発するとともに、研究授業を通して授業改善の具体的なイメージの共有を図ります。さらに、山形県の郷土を紹介する副読本や資料を活用した授業づくり等に取り組み、郷土を英語で紹介できるようにします。

高等学校においては、山形「スピーク・アウト」推進事業[※]の成果を踏まえた指導モデルを普及・実践することで、生徒の英語による発表、討論、交渉等の能力を伸ばし、郷土のよさを英語で発信できるようにします。

※ 山形「スピークアウト」推進事業：英語使用機会の拡充、特に生徒の英語での発信力を強化する取組み等、英語教育に関する研究開発を行い、研究実践校の取組み成果を他の高等学校へ普及させる事業。

② 高等学校におけるスーパーグローバルハイスクールの活用

高等学校では、SGHの指定を受け、大学等と連携しながら質の高いカリキュラムを開発・実践することにより、国際的に活躍できる人材を育成します。また、県教育委員会ではSGH指定を目指す学校の取組みを支援します。

③ 外部人材の積極的活用

外国語指導助手の配置や英語を指導できる外部講師の活用を積極的に行い、具体的な授業づくりや言語環境づくりを進めます。

(2) 小・中・高・大学の連携

パイロット地区を指定して小・中・高等学校、さらには大学や研究機関との連携による英語教育のモデルとなる取組みを推進し、その優れた実践を県内4地区に普及していきます。

《連携に係る具体的な取組み》

小・中・高等学校の教員間の相互授業参観や乗入授業の実施、モデル授業の共同作成などを通して、小学校外国語活動を踏まえた中学校英語の授業改善、中学校英語で養われたコミュニケーション活動を踏まえた高等学校における授業実践など、小・中・高等学校のつながりを意識した授業づくりの展開

(3) グローバルな視野を広げる学習等の推進

① 多様な文化に対する理解の推進

地域の外国人との交流や外国の生活・文化を知る機会の設定など、様々な学習を児童生徒の発達の段階に応じて取り入れ、多様な文化に対する理解を深めます。

② 国際的な視野を広げる学習の充実

国際的な視野を広げるため、NIE^{※1}やユネスコスクール、ESD^{※2}活動や実践を紹介するとともに、各教科・総合的な学習の時間や国際交流事業等において、国際、情報、科学、環境などを関連づけながら地球規模や世界的な視点で学ぶ授業の充実を図ります。

※1 NIE：Newspaper in Educationの略。学校等で新聞を教材にして勉強する学習のこと。

※2 ESD：Education for Sustainable Developmentの略。

持続可能な社会の担い手を育むための教育であり、国際理解や環境、多文化共生、人権、平和、防災等個別分野に関する教育を、持続可能な開発の観点から総合的につなげる概念。主導機関はユネスコ。

③ 高校生の海外留学等の支援

高校生の海外留学を支援するとともに、姉妹校提携・外国への修学旅行、外国からの留学生受入れなどの国際交流機会を提供します。

(4) 郷土愛を育む教育の推進〈詳細は、主要施策 1 4 参照〉

(5) 教員の英語力の向上

① 教員の英語指導力及び英語力の向上

政府の英語教育改革実施計画に対応するため、英語科教員の指導力や英語力の向上を図る研修を実施するとともに、外部検定試験の取得を推奨します。また、授業を中心に外国語指導助手と積極的にコミュニケーションを図ることにより日常的な英語力向上を促します。

② 高等学校への教科指導アドバイザーの配置

高等学校の英語教員の指導力の向上を図るため、学校に教科指導アドバイザーを配置し、優れた指導法を共有します。

③ 英語力のある教員の採用

英語力のある教員を確保するため、教員選考試験における英語問題の比率を計画的に高めます。

2 ICT教育の推進

【現状と課題】

パソコンや携帯電話等による情報通信技術の発達は、社会の情報化を急速に進展してきました。子どもたちを取り巻く環境においても情報化は急激に進んでいます。

情報活用能力の育成は、これからの社会を生きぬく力の重要な要素となっており、情報活用の実践力、情報の科学的な理解、情報社会に参画する態度を子どもの発達段階に応じてバランスよく身に付けさせることが必要です。

また、ICT*を活用したわかる授業の展開は、児童生徒の興味・関心を高め、基礎・基本の定着を促進します。しかし、本県の学校におけるICT環境の整備状況は、教員の校務用コンピュータの整備率が全国45位（H26.3月）となっているなど遅れている状況にあり、また、教員のICT活用指導力についても課題があります。

学校におけるICT環境の整備を促進するとともに、教員のICT活用指導力の向上を図ることが必要です。

※ ICT：Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。

○ 教員の ICT 活用状況(全校種) H26.3

| | 全国 | 山形県 |
|------------------------------|-------|-------|
| 教材研究・指導の準備・評価などに ICT を活用する能力 | 80.9% | 80.2% |
| 授業中に ICT を活用して指導する能力 | 69.4% | 67.8% |
| 児童・生徒の ICT 活用を指導する能力 | 64.5% | 66.0% |
| 情報モラルなどを指導する能力 | 76.1% | 73.7% |
| 校務に ICT を活用する能力 | 77.0% | 81.5% |

※「わりにできる」、「ややできる」と回答した教員の割合

○ 学校の ICT 環境の整備状況(全校種) H26.3

| | 全国 | 山形県 |
|-------------------|--------|-------|
| コンピュータ1台あたりの児童生徒数 | 6.5人 | 5.6人 |
| 教員の校務用コンピュータ整備率 | 111.1% | 92.9% |
| 普通教室の校内 LAN 整備率 | 85.6% | 79.9% |
| 超高速インターネット接続率 | 79.1% | 75.7% |
| 電子黒板のある学校の割合 | 76.4% | 67.6% |
| 校務支援システムの整備状況 | 80.5% | 67.6% |
| デジタル教科書の整備状況 | 37.4% | 25.6% |
| 学校 CIO の設置状況 | 35.1% | 23.1% |

(資料：文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果」)

【主な取組み】

① ICT教育アクションプランの作成・実施

ICT教育を計画的に推進するため、学校のICT環境の整備、ICTを活用した授業の展開、教員のICTを活用した指導力の向上、校務の情報化推進等の取組み工程を盛り込んだアクションプランを作成し、計画的な実施に努めます。

② 学校のICT環境の整備

小・中・高等学校において、学校CIO^{*}を設置し、学校の情報化を組織として指揮・管理する体制を整備します。また、以下のとおりICT環境の整備に努めます。

ア 全ての県立学校に普通教室用のパソコンを配置するなど、情報端末やデジタルコンテンツ等の活用に必要なICT環境を整備します。あわせて、校務の効率化のため、校務支援システムの導入を進めます。

イ 市町村教育委員会に対し、校務用パソコンや、小・中学校の普通教室におけるコンピュータネットワーク、インターネット利用環境の整備促進を強く働きかけます。

ウ 文部科学省や他県の動向を踏まえながら、ICT支援員等の人的配置を検討するとともに、デジタル教科書やデジタルコンテンツの整備を推進します。

※ 学校CIO（情報化統括責任者）：Chief Information Officerの略。学校のICT化について、総括的な責任を持ちビジョンを構築し実行するために学校に置かれる責任者。

③ 教員のICT活用力の向上

教員のICT活用力の向上を図り、デジタル教科書やタブレットパソコンなどのICTを活用した授業づくりを推進するため、県教育センターの研修と各学校の校内研修を充実します。

④ 児童生徒の情報活用能力の育成

ICTの積極的な活用により、児童生徒の情報活用能力の育成を図ります。また、情報モラル教育を系統的・体系的に行うとともに、情報化社会の有用性と危険性・家庭内のルールづくりなど保護者への啓発を強化します。

3 環境教育の推進

【現状と課題】

地球規模での環境問題と食糧問題の深刻化、東日本大震災における原子力発電所の事故を受けてのエネルギーの在り方に対する国民の意識の高まり、地域の里山や河川の荒廃など、環境をめぐる状況は急激にかつ大きく変化しています。

こうした中、政府は、これまで進めてきた環境保全活動や環境教育を一層推進するため、平成23年6月に、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律を改正しました。

これを受け、県では、平成25年3月に山形県環境教育行動計画（計画期間：平成25年度～平成32年度）を策定しました。この行動計画では、自然環境の保全の視点に加え、再生可能エネルギーの導入など創造・活用する視点についても理解を深め、家庭・学校・職場・地域等県民が自ら参加・協働した取組みを進めることとしています。

また、県では、県民がより安心して暮らすことのできる持続可能な社会を構築し、将来世代につないでいくことを目指し、平成24年3月に山形県エネルギー戦略を策定しました。本県の豊かな自然環境を守り育てていくと同時に、太陽光・風力・水力・バイオマス^{*}などを再生可能エネルギー資源として活用する取組みを進めることとしています。地域の豊かな森林資源を、森のエネルギー、森の恵みとして活かす「やまがた森林ノミクス」もそれにつながります。

県教育委員会では、上記の行動計画を踏まえ、学校における環境教育の在り方を示した山形県環境教育指針を改訂（平成26年3月）し、学校の教育活動全体を通して、環境教育を推進することとしています。

※ バイオマス：森林から生産される木材や食品廃棄物、家畜の排せつ物など、動植物から生まれた生物資源。

【主な取組み】

① 山形県環境教育指針に基づく環境教育の推進

山形県環境教育指針に基づき、総合的な学習の時間や、各教科、特別活動など、学校の教育活動全体を通して、地域の歴史や風土・文化と関連付けながら、実践的・体験的な環境教育を推進します。この際、「やまがた森林ノミクス」についても意を用います。

② 学習プログラムの作成・実践

環境学習への取組みや各学校が有する太陽光発電等施設設備を活用した取組みなどの学習プログラム例を作成し、小・中・高等学校での実践を促進します。

③ 産・学・官の連携及び学校間の交流

保護者や地域、NPOの代表者を交えたシンポジウムを開催するなど産・学・官の連携を図るとともに、高等学校の環境教育の実践の場に小・中学校の児童生徒が参加するなど校種間交流を推進します。

④ 高等学校の特色を活かした取組み

県立高等学校において、それぞれの特色を応じ、再生可能エネルギーに関する研究や学校林を活用した森林環境教育を推進します。

また、やまがた環境展や高校生環境ものづくり発表会等の様々な環境イベントへの参加を促進し、学校の環境教育の活動発表や情報交換、連携の場として活用します。

⑤ 教員の指導力向上

教員の指導力向上を図るため、文部科学省が開催する環境教育に関する研修会に県教育センター職員を計画的・継続的に派遣するなどして県教育センターの研修内容を充実させます。あわせて、大学やNPO団体等と連携し環境教育指導者養成講座等を開催するとともに、社会教育施設で実施している環境教育講座を周知するなど、教員の研修機会を拡充します。

4 高等教育機関や地域産業界との連携強化

【現状と課題】

現在、高等学校と大学は、個別に協定を締結し、高校生が大学の科目を履修・聴講できたり、学校外学修の単位認定を行ったりできるようにするなど高大連携を進めています

また、一部に、高等学校と地域産業との技術研究や商品開発、大学研究所との共同研究も実施され、生徒が将来を見据えた専門的な知識・技能を身に付けることや教員の専門性の向上などに役立っていますが、これらは各学校が個別に取り組んでいるのが実情です。

今後は、各学校の取組みはもとより、高等学校全体として、高等教育機関等や地域産業界との連携の強化を図り、高等学校における教育内容を充実させていくことが必要です。

【主な取組み】

① 高大連携・高産連携プログラムの支援と更なる連携の推進

学校ごとの高大連携、高産連携の充実を図るため、各校が策定する高大連携・高産連携プログラムの取組みを支援します。また、各高等学校の特色に応じ、高等教育機関等や企業の研究・イノベーションに触れる機会や授業を受ける機会を充実させるなど、高等学校と高等教育機関等・企業との更なる連携を推進します。

② 高・産学連携による実践的教育の推進

高等学校と高等教育機関等・企業とを結ぶコーディネーターを配置し、高等学校の教育ニーズと高等教育機関等・企業のシーズ[※]を踏まえ、共同研究をあっせんするなど、高等学校と高等教育機関等・企業との連携による実践的な教育を推進します。

※ シーズ：企業が有する事業化、製品化の可能性のある技術やノウハウ、新素材、アイデアのこと。

③ 高大教員の交流促進と教材開発

高等学校と高等教育機関等の教員の交流を通して相互理解を図り、高大連携により高等学校の授業で活用する教材を開発します。また、高等学校教員の高等教育機関等や企業における専門研修の機会を充実させます。

5 高等教育の充実

【現状と課題】

本県の大学進学率^{※1}は、大学が順次整備されてきたことや、生徒・保護者の進学志向によって順調に伸びており、平成26年度では44.8%となっているものの、全国の56.7%を下回っています。また、大学残留率^{※2}も24.5%と全国平均の44.5%よりも低く、県内の4年制大学卒業者の県内就職割合も、約3割に留まっています。

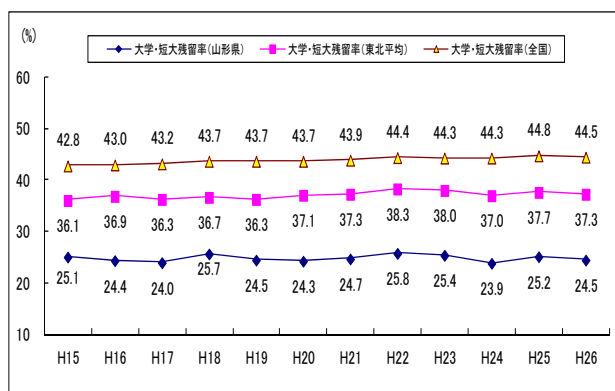
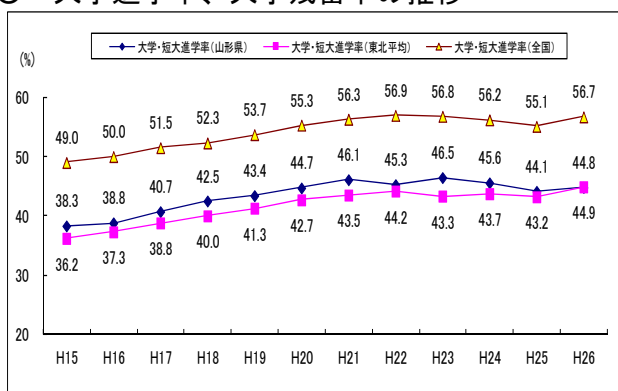
こうした中、政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、地方における自県大学の進学率を高めることを目標（目標36%、本県H25.3卒18.9%）の一つとして掲げています。

このため、県内高等教育機関には、高大連携を進めるほか、県内高校生の進学ニーズに応えるカリキュラムの実施や、地域志向の教育、研究を通じた卒業生の県内定着に繋がる取組みの充実が期待されます。

※1 大学進学率：県内18歳人口に対する、県内高校出身の大学及び短期大学の進学者の割合

※2 大学残留率：県内高校出身の大学及び短期大学入学者のうち、県内大学及び短期大学への入学者の割合

○ 大学進学率、大学残留率の推移



(資料：山形県総務部学事文書課)

【主な取組み】

① 県立高等教育機関における地域のニーズに対応した人材の育成

県立高等教育機関において、保健医療、栄養、農業、ものづくり等の分野で地域のニーズに対応した専門知識と専門技術を有する人材を育成します。

② 高等教育機関と地域との連携による人材育成の支援

文部科学省補助事業「地(知)の拠点整備事業」[※]の展開等、県内高等教育機関が、地元産業や行政、NPO等と連携して行う、地域課題の解決等による地域志向の教育、研究を通じた人材育成への取組みを支援します。

※ 地(知)の拠点整備事業：平成25年度に創設された文部科学省の補助事業。大学が自治体等地域と連携して、地域課題解決を通じて地域の再生や活性化、教育カリキュラムの改革等に取り組むもの。
県内における採択大学：山形大学(H25～)、東北公益文科大学(H25～)、東北芸術工科大学(H26～)

③ 高等教育機関相互の連携による取組みの支援

大学コンソーシアムやまがた[※]の活動を通じて、高等教育機関の連携による人材育成の取組みを支援します。

※ 大学コンソーシアムやまがた：県内の高等教育機関相互の連携、交流の推進や、各々の特性を活かした地域貢献を行うことを目的に組織された団体。

④ 県内大学等への進学促進〈主要政策7の3の再掲〉

6 学びのセーフティネットの整備

【現状と課題】

厳しい経済雇用情勢が続き、経済格差や教育格差など、格差の固定化等が指摘されています。特に、家庭の経済状況の格差が学力に影響を及ぼしているとの指摘もあり、世代を超えた格差の再生産や固定化を招かないよう、経済的条件が不利な状況にある子どもたちに対する学習支援を行うとともに、社会的ひきこもりや高校中退者など困難を有する者への支援が求められています。

また、東日本大震災により被災した児童生徒に対し、切れ目のない就学支援を行う必要があります。

【主な取組み】

① 教育費の負担軽減

政府の制度も活用しながら、各教育段階において経済的困難を抱える家庭等に対する就学支援・援助を引き続き実施します。

② 被災した児童生徒への支援

東日本大震災で被災した児童生徒に対する学習支援や心のケア、経済的支援について、政府の動向も踏まえながら引き続き実施します。

③ 高等学校の学び直しの支援

高等学校の中途退学者の学び直しを支援するため、公立高等学校に再入学する場合の授業料負担を軽減します。

④ 学習や社会生活に困難を有する者への支援

社会的ひきこもりや高校中退者等の困難を抱えた子ども・若者について、関係部局やNPO団体、市町村の適応指導教室等と連携し、これまでの継続的指導と体験的指導を組み合わせながら、県内教育ファームや青年の家等で実施している農業体験等の様々な活動プログラムを紹介し、学び直しや社会参加・自立に向けた支援を行います。

| 【目標指標】 | | 現況値 | 目標 (H32) |
|-------------------------------|------------------|-------------|-------------|
| ① 生徒・教員の英語力の向上 | | | |
| ○ 英検3級以上程度の英語力のある中学生の割合 | 中 | 30.2% (H25) | 50.0% |
| ○ 英検準2級から2級程度以上の英語力のある高校生の割合 | 高 | 33.5% (H24) | 50.0% |
| ○ 英検準1級以上の英語力のある教員の割合 | 中 | 18.8% (H25) | 50.0% |
| | 高 | 42.1% (H25) | 85.0% |
| ② 教員のICT指導力の向上 | | | |
| ○ 授業中にICTを活用して指導することができる教員の割合 | 小・中・高・特支 | 67.8% (H25) | 100% |
| ○ ICT環境の整備充実 | 教員の校務用コンピュータの整備率 | 小・中・高・特支 | 92.9% (H25) |
| | 無線LAN整備率 | 高 | 8.6% (H25) |
| | 校務支援システムの整備率 | 高・特支 | 69.5% (H25) |

主要施策 9 社会的自立に向けた勤労観・職業観の育成

～ 体系的なキャリア教育の推進と若者の県内定着・県内回帰の促進 ～

子どもたちが、将来、社会の一員として自立して生きていくためには、一人ひとりが自らの生き方や社会との関わり、働くことの意義を考え、理解し、主体的に進路を決定できるようにしていく必要があります。

子どもたちが、将来、よき職業人・社会人として自立するため、職業を通じて社会の一員として役割を果たすことの意義を理解し、社会的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を身に付けるよう、各学校段階で計画的・系統的な、キャリア教育を推進します。

また、県内の大学等や産業界と連携して、高校生等に県内大学・企業の魅力を伝え、県内大学等への進学や県内企業への就職を促進し、若者の県内定着・県内回帰を図ります。

【現状と課題】

雇用環境の変化とも相まって、学校から社会にスムーズに移行できない若者の増加が、深刻な社会問題となっています。本県においても全国的な傾向と同様に、希望する職業と実際の就職のミスマッチや高い離職率が課題となっています。また、小学生の約1割、中学生の約3割の児童生徒が将来の夢や目標を持っていないという状況にあります。

現在、各学校では、児童生徒の発達段階に応じ、職場見学や社会人による講演、職場体験、インターンシップなど、社会的自立の基盤となる能力や態度を身に付けるための取り組みが行われています。しかし、学校における職場体験等の事前・事後指導や、実践的な運営の検証が十分ではないため、身に付けるべき力の育成につながっていないという指摘もあります。

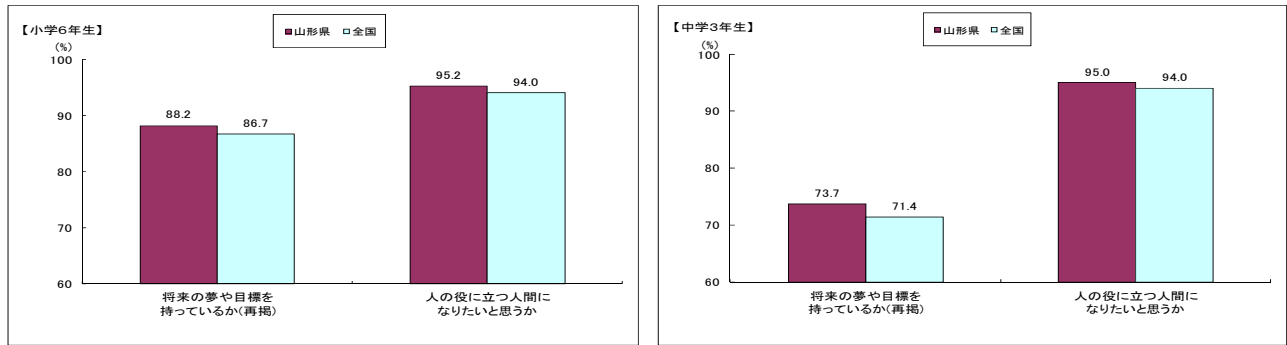
教員に対するキャリア教育の意義の徹底を図るとともに、各学校段階において身に付けさせたい能力や態度を明確にし、計画的・系統的に育てていく必要があります。

また、人口減少の進行が懸念される中、若者の県内定着を促進する必要があります。地域の企業や団体と連携した職場体験やインターンシップ等を推進するとともに、就職指導の充実を図ることや、県内の大学等と連携し、県内大学等への進学者の増加を図ることが求められます。

今後も、活力ある山形県を持続・発展させていくためには、性別・年齢などの属性に関わりなく、一人ひとりがそれぞれの個性や能力を存分に発揮し、家庭・職場・地域でそれぞれの役割を果たしながら、思いやりを持って支え合っていくことが重要です。「やまがたウーマノミクス※」の推進により様々な分野での女性の活躍可能性を拡大するとともに、一人ひとりが男女共同参画を認識して実践・行動することが求められます。

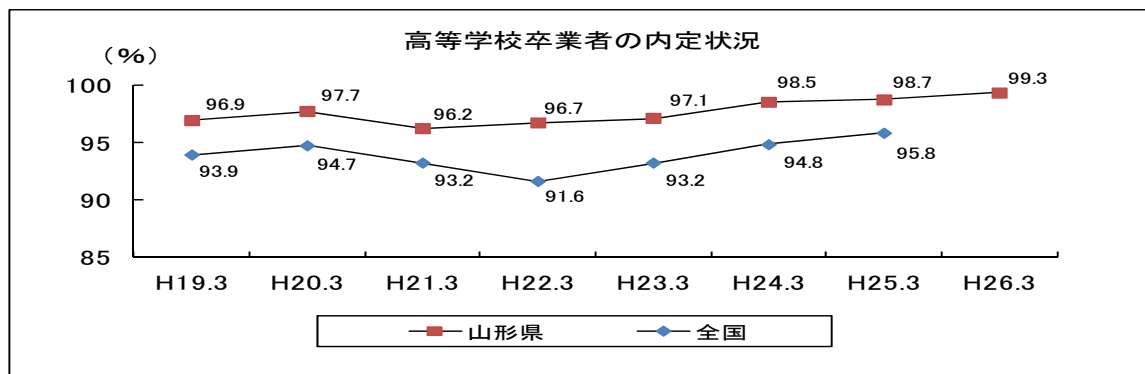
※ ウーマノミクス：女性の就労拡大や活躍の促進により経済を活性化させること。ウーマン(Women)とエコノミクス(Economics)の造語。

○ 児童生徒の将来の夢や目標



(資料：文部科学省「平成26年度全国学力・学習状況調査」)

○ 県内の就職内定状況



(資料：山形県教育庁)

【主な取組み】

(1) 体系的なキャリア教育の推進

① 各学校段階におけるキャリア教育の在り方等の整理

小・中・高等学校の各段階におけるキャリア教育の目標の在り方等を内容とする山形県キャリア教育体系を整備するとともに、キャリア教育の実践的な運営に向け、各種研修等を通して教員に対しキャリア教育の意義を徹底します。

② キャリア教育実践プログラムの作成・実践

各学校において体系的・系統的なキャリア教育を進めるため、それぞれの地域の実情に応じたキャリア教育実践プログラムの作成と実践を促進します。

③ 職場見学・体験、インターンシップの推進

地域の企業等との連携のもと、職場見学や体験、短期・中長期のインターンシップ等を推進します。実施に当たっては、より効果を上げるため、学校での事前・事後指導を徹底します。また、就職後の仕事のミスマッチをなくし、早期離職を防ぐため、生徒個々の適性や進路希望に応じた丁寧な就職指導に努めます。

④ 投票権年齢等の18歳引下げへの対応

憲法改正国民投票の投票権年齢の18歳への引下げに伴い、新科目設置も検討されることを踏まえ、公民としての資質の育成とともに、キャリア教育を充実させていきます。

⑤ 産業教育振興設備の計画的更新

次世代を担う技術者の育成に必要な科学技術の進歩に対応した産業教育振興設備について、高等学校への計画的な更新・整備を図ります。

⑥ 特別支援教育の充実 〈主要施策10参照〉

(2) 若者の県内定着・県内回帰の促進

① 本県産業の担い手育成に向けた就職指導の充実

若者の県内定着と本県産業の活力向上を図るため、商工会議所や山形県産業教育振興会、山形新卒者就職・採用応援本部等関係機関と連携し、高校生や教員に県内企業の実績や活動内容等の魅力を伝えます。あわせて、本県産業の担い手が不足している分野への就労を促す取組みを進めるとともに、「やまがたウーマノミクス」の考え方を踏まえ、女性の活躍の促進に向けた意識の醸成を図ります。

② 県内大学等への進学促進 〈主要施策7の3の再掲〉

③ 奨学金を活用した県内定着の促進

「県内企業等への就職を希望する学生等に係る奨学金の返還を支援する制度」については、その検討状況を踏まえながら、高校生に対する周知に努め、活用を促します。

④ 県外進学者のUターンを促す取組みの推進

高校生の段階から関係部局が主催する大学生向けの就職ガイダンスや山形県Uターン情報センターについて周知する取組みを通して、新規学卒者のUターン回帰を促す取組みを推進します。

| 【目標指標】 | | 現況値 | 目標(H32) |
|-------------------------------|----|--------------|---------|
| ① 児童生徒の進路に向けた意識の向上 | | | |
| ○ 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合【再掲】 | 小6 | 88.2%(H26) | 増加させる |
| | 中3 | 73.7%(H26) | |
| ○ 難しいことでも失敗をおそれないで挑戦する児童生徒の割合 | 小6 | 77.5%(H26) | 増加させる |
| | 中3 | 70.3%(H26) | |
| ② 本県高卒者の就職率の向上等 | | | |
| ○ 高校生の県内就職率 | | 77.2%(H26.3) | 80.0%以上 |
| ○ 就職を希望している高校生の就職率 | | 99.3%(H26.3) | 100% |

基本方針Ⅴ 特別なニーズに対応した教育を推進する

共生社会の形成に向け、インクルーシブ教育システム[※]構築を目指して特別支援教育が推進されています。

障がいのある幼児児童生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組みを支援するとともに、可能な限り障がいのある幼児児童生徒と障がいのない幼児児童生徒が共に学ぶことができるよう配慮しつつ、相互に人格と個性を尊重し合いながら、様々な人々が生き活きと活躍できる共生社会の形成に向け、特別支援教育を充実します。

※ インクルーシブ教育システム：共生社会の形成に向けて、障がいのある者と障がいのない者ができるだけ同じ場で共に学ぶ仕組み。障がいのある子どもが十分な教育を受けるための多様な教育の場を、教育的ニーズに応じて準備することが大切とされる。平成24年7月中央教育審議会が「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進」を提言した。

主要施策 10 特別支援教育の充実

【現状と課題】

県教育委員会では、インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえて特別支援教育を充実するため、平成25年12月に第2次山形県特別支援教育推進プラン（計画期間：平成25年度～平成29年度）を策定し、様々な取組みを進めています。

また、知的障がい特別支援学校在籍児童生徒の増加に対応するため、山形県特別支援学校再編・整備計画に基づき、県内8地域への知的障がい特別支援学校の整備を進めるとともに、小・中学校の特別支援学級に少人数学級編制を導入するなど、障がいのある児童生徒の教育環境の充実に向け取り組んでいます。

しかし、通級による指導、小・中学校の通常の学級や高等学校に在籍する発達障がい等特別な教育的支援を要する児童生徒に対する支援の充実も課題となっています。さらには、医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携して、特別なニーズに応じた適切な教育を実施するために就学前からの早期支援を図り、また、卒業後の自立と社会参加に向けた支援の一層の充実を図る必要があります。

《参考》第2次山形県特別支援教育推進プランの3つの基本目標

- 障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的取組みを支援する。
- インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえて特別支援教育を推進する。
- 障がいの有無やその他個々の違いを認識し、様々な人々が生き活きと活躍できる共生社会の形成を目指す。

【主な取組み】

(1) インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育の理解促進と交流の推進

- ① インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえた特別支援教育について、保護者や県民の理解を促進するため、医療、保健、福祉、労働等の関係機関や市町村教育委員会と連携を図りながら、周知・啓発に努めます。
- ② 障がいのある児童生徒に対する理解を促進するため、特別支援学校と地域との交流、特別支援学級と通常の学級との交流、特別支援学校と地域の小・中学校との交流、特別支援学校に通う子どもたちと居住地の学校との交流など、交流及び共同学習を推進します。

(2) 医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援

- ① 医療、保健、福祉等関係機関との連携のもと、幼稚園・保育所等が幼児及び保護者を適切に支援し、円滑な就学とその後の一貫した支援につなげていく体制を整備します。
- ② 一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場への円滑な就学や、継続的な就学支援につながる早期からの相談体制を整備します。

(3) 小・中学校、高等学校における特別支援教育の充実

- ① 特別な教育的ニーズに応えるための校内支援体制を強化するとともに、個々の児童生徒について、個別の指導計画や個別の教育支援計画を作成し、次の学びの場に引き継ぎます。
- ② 引き続き、特別支援学級の少人数学級編制を実施するとともに、通級による指導教室の拡充を図ります。
- ③ 高等学校に在籍する発達障がい等特別な教育的支援を要する生徒のため、特別支援教育支援員を配置します。

(4) 特別支援学校における教育の充実

- ① 障がいの重度化・重複化、多様化に対応し、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育課程の工夫・改善、キャリア教育・職業教育の推進、交流及び共同学習の推進等、自立と社会参加を目指した取組みを一層推進します。
- ② 山形県特別支援学校再編・整備計画を着実に実施し、特別支援学校の教育環境の改善・充実に努めます。

(5) 社会参加に向けた支援

- ① 障がい者の職業自立・社会参加に向け、小・中・高等学校及び特別支援学校におけるキャリア教育や職業教育、進路指導を充実します。
- ② 学校生活から一般就労・福祉的就労及び地域社会への移行や職場への定着に向け、労働や福祉等の関係機関、地域社会との連携を更に深めます。

(6) 教員の専門性の向上

- ① 多様な学びの場で特別支援教育が充実するよう、全ての教職員に対し、特別支援教育に関する研修の受講を推進します。また、特別支援学校及び特別支援学級の教員の特別支援学校教諭免許状の取得を促進します。
- ② 管理職、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担任など、特別支援教育を推進するうえで重要な担い手となる教職員の研修を充実し、職種や校務分掌に応じた専門性の向上を図ります。

| 【目標指標】 | | 現況値 | 目標 (H32) |
|-------------|-------------------------------|----------------------|----------|
| ① 校内指導体制の整備 | ○ 障がいのある幼児児童生徒に対する個別の指導計画の作成率 | 幼保・小・中・高 94.7% (H26) | 100% |
| | ② 教員の専門性の向上 | | |
| | ○ 特別支援学校における特別支援学校教諭免許状保有率 | 特支 76.2% (H25) | 80.0% |

基本方針Ⅵ 魅力にあふれ、安心・元気な学校づくりを推進する

学校が様々な教育課題や多様化・高度化する期待に対応し、山形の未来をひらく人づくりを進めていくため、児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな教育を支える体制の整備・充実を進めるほか、適性のある優れた教員の確保・育成を図ります。

また、安全安心な学校施設・体制の整備及び困難を抱えた子どもに対する学びのセーフティネットの整備、私立学校の振興などを通して、安心で元気な学校づくりを進めます。

主要施策 1 1 信頼される学校づくりの推進

子どもたちが生き生きと活動し、積極的に学習に取り組む学校には、生き生きと魅力のある教員の存在があります。適性のある優秀な教員を確保し、教職員一人ひとりの能力向上を図るとともに、教職員が一体となり、学校が組織としての力を発揮することで、児童生徒とじっくり向き合い、児童生徒の能力を最大限に伸ばすことのできる学校づくりを進めます。このため、教職員が持てる能力を十分に発揮できるよう心身両面から健康管理対策を充実させます。

また、学校施設は、児童生徒の学習・生活の場として、子どもたちが1日の大半を過ごす場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所ともなります。耐震化等防災機能の強化と施設の長寿命化などを実施し、安全安心な学校施設の整備を推進します。

更に、学校における児童生徒の安全を確保するとともに、児童生徒が自ら安全に行動することができる能力を育成するため、防災教育等安全教育を推進するほか、安全安心な教育環境の整備に向けて、家庭や地域住民、関係機関と連携した取組みを推進します。

1 子どもとじっくり向き合う学校づくり

【現状と課題】

本県では、教育山形「さんさん」プランにより、児童生徒一人ひとりへのきめ細かな指導に努めているため、欠席者数や不登校児童生徒数、問題行動数等の発生件数などが全国に比べて低いなど、学級・学校生活が落ち着き、安定していると言えます。今後とも、学習と生活を一体とした指導を展開し、更に、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくためには、教員一人ひとりの「担任力」を向上させる必要があります。

一方、教員が教育活動に専念し、子どもに向き合う時間を十分確保できるよう、これまでも、教育活動の再構築や事務等の見直し・効率化を図ってきましたが、学校を巡る教育課題は多様化・高度化しています。教員が教育活動に専念できるよう学校のマネジメントを更に強化する必要があります。

【主な取組み】

① 学校の教育課題への対応（教職員配置の充実）〈主要施策 7 の 1 の再掲〉

② 教員の担任力の向上

児童生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導を行うため、教員のキャリアステージに応じた研修を行い、担任力を高めます。

③ 学校経営の選択と集中

校長のマネジメントのもと、学校の実情や特色を踏まえ、学校経営の選択と集中（業務のスクラップアンドビルド）を進めるとともに、学校と家庭・地域がそれぞれの役割分担のもと連携を強化していきます。

④ 教員の多忙化解消

教員が教育活動に専念し、子どもに向き合う時間を十分確保できるよう「教師のゆとり創造の取組み指針～教師と子どもが向き合う教育の推進をめざして～」に基づく取組みを推進します。

2 適性のある優れた教員の確保

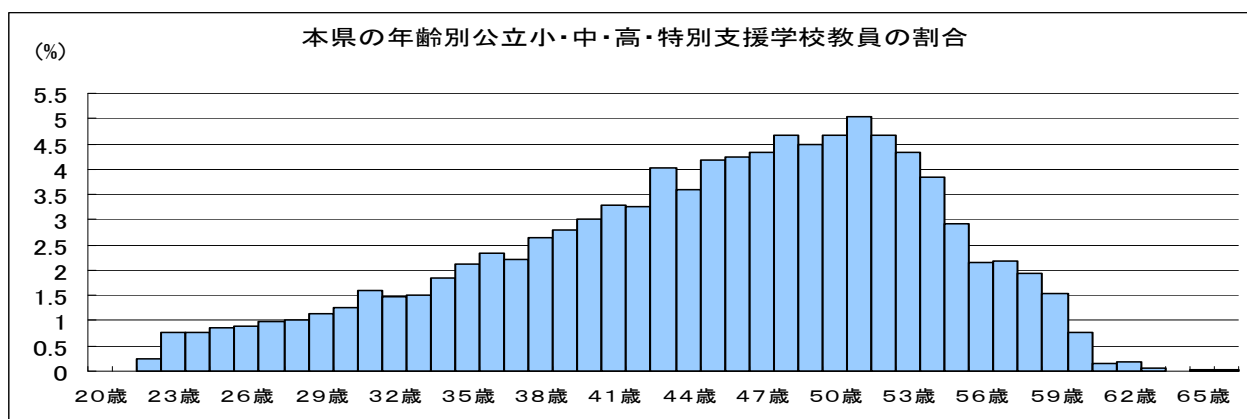
【現状と課題】

学校教育の直接の担い手である教員には、豊かな人間性や社会性、教育に対する使命感や責任感、教育の専門家としての確かな力量など、高い資質能力が求められます。

一方で、本県においては、これから教員の大量退職の時代を迎えるため、計画的に教員を確保していく必要があります。

人物重視の採用への工夫、より高い教科専門性や実践力を持つ教員の積極的採用など、適性のある優れた人材の確保に向けて更なる改善を図っていく必要があります。

○ 教員の年齢別人数



(資料：文部科学省「平成22年度学校教員統計調査」)

【主な取組み】

① 大学と連携した戦略的な教員養成の展開

教員養成段階において身に付けたい資質・能力を示し、大学4年間を見通し、大学の授業と学校現場との往還的な学習により、実践力・指導力の育成を図る、総合的・体系的な教員養成プログラムを大学と連携して検討していきます。

② 計画的な教員確保

今後の教員の大量退職も見据えながら、積極的な広報活動等を通じた優れた新規採用教員の確保、教職経験者の活用などにより、計画的な人材確保に努めます。

③ 教員採用試験による適性のある優れた人材の確保

教員採用試験の筆記試験、実技試験、面接及び模擬授業等の内容を工夫し、現職教員、社会人、教職大学院修了見込者及び障がい者を対象とした特別選考を実施します。

また、適性のある優れた人材を幅広く採用するため、受験の際、小学校と特別支援学校小学部、中学校と特別支援学校中学部の併願ができるようにします。

④ 英語力のある教員の採用 〈主要施策 8 の 1 の再掲〉

3 信頼され、尊敬される教員の育成と能力の発揮

【現状と課題】

変化の激しい社会にあつて、教育に対する強い使命感や絶えず自己研さんに努める意欲を持ちながら、社会や地域における課題を的確にとらえ、それに対応した教育活動を進めていくことができる、専門性と柔軟性を兼ね備えた教員が求められています。

現在、県教育センターを中心に、経験年数や職階に応じた研修、教科・領域別の研修、今日的な教育課題に関する研修など様々な研修を実施しているほか、山形大学大学院教育実践研究科（教職大学院）や文部科学省が行う中央研修に教員を派遣し、教員の指導力向上を図っています。

今後、見込まれるベテラン教員の大量退職、教育を取り巻く課題の複雑化・多様化に的確に対応するには、教員に対する研修を更に充実させていくことが必要不可欠です。

特に、課題探究的な活動を自ら体験し、新たな学びを展開できる実践的指導力を身に付けるとともに、複雑かつ多様な新たな課題に、幅広い視野に立って柔軟に対応できる指導力、同僚と協働して組織として困難な課題に対応できるマネジメント力、地域との連携等を円滑に行うためのコミュニケーション力等を身に付ける必要があります。

また、学校をリード又は経営するミドルリーダー及び管理職には、「ビジョンと目標づくり」「組織づくり」「人づくり」ができることに加えて、保護者・地域社会と学校の「互恵的な関係づくり」が担える力が必要です。

【主な取組み】

① 研修体系の見直しと今日的課題に対応した研修の充実

教員が高度な専門的知識と実践的指導力等を身に付けることができるよう、教員の研修体系を抜本的に見直すとともに、多様化・高度化する教育課題に的確に対応できる研修テーマを設定するなど教員研修を充実させます。

② 教員の担任力の向上 〈主要施策 1 1 の 1 の再掲〉

③ 大学との連携・協働による教員の指導力向上

県教育センターと大学が連携・協働して、モデル授業や本県独自の問題の開発・活用、学校を取り巻く教育課題に対する研究を行い、研修に反映させることにより教員の指導力の向上を図ります。

④ 次世代リーダーの育成

若手教員を教職大学院や長期研修、中央研修に積極的に派遣するとともに、学校マネジメントやミドルリーダー研修を充実することにより、学校の次世代リーダーを育成します。

⑤ 経営能力に優れた管理職の登用

自薦制の管理職選考試験を継続し、人材育成能力、管理能力のある管理職を登用します。女性管理職について、登用前の育成及び積極的な登用を進めます。また、これまで民間人校長を登用して得た経営力、発想力等の成果を生かしながら管理職の育成に努めます。

⑥ マネジメント能力の高い管理職の育成

管理職が学校教育目標の実現に向けた指導力と、家庭・地域との効果的連携を推進するマネジメント力を発揮できるよう、研修を充実します。

⑦ 適切な評価制度の構築

教員の資質能力や意欲の向上に結びつく評価制度を構築し、学校の活性化に努めます。

4 体罰根絶に向けた取組みの徹底

【現状と課題】

体罰は、学校教育法で禁止されている行為であり、児童生徒の心と身体を傷つけるだけでなく、その後の行動や成長に悪影響を与えます。

平成 24 年度に、文部科学省が実施した全ての小・中・高等学校及び特別支援学校を対象とした体罰に係る実態調査の結果、本県においても 120 件を超える体罰事案が判明し、運動部活動等においても数多くの体罰が発生していたことが明らかになりました。

これを受け、県教育委員会では、平成 25 年 7 月に、体罰等の根絶と児童生徒の理解に基づく指導のガイドラインを策定し、教職員一人ひとりに体罰等根絶の徹底を図るとともに、保護者向けのリーフレットを作成・配布したほか、運動部活動等における体罰等によらない適切な指導の在り方について講習するなど、保護者やスポーツ関係団体と連携しながら、体罰等の根絶に向けて取り組んでいます。

【主な取組み】

① 学校現場での体罰防止の徹底

個々の教員が、体罰についての正しい理解と体罰によらない対話を中心とした指導を身に付けるため、体罰等の根絶と児童生徒理解に基づく指導のガイドラインを活用した校内研修を実施し、体罰防止を徹底します。また、児童生徒の自主的・自発的な取組みを推進し教職員が一体となって、規律ある学校づくりを推進します。

② スポーツの指導現場からの体罰防止の徹底

スポーツ関係団体と連携・協力し、学校の運動部活動顧問や外部指導者、その他スポーツ指導者を対象として研修を実施することにより、スポーツの指導現場における体罰防止を徹底します。

5 教職員の健康管理

【現状と課題】

教職員の健康管理は、個人の健康問題に留まらず、教育活動全般に関わる重要な課題であり、教職員一人ひとりが安心して職務に専念できる職場環境の形成と、心身両面からの健康管理対策の充実が求められています。

定期健康診断の結果を見ると、生活習慣病に関係の深い検査項目の有所見率が高くなっている一方、精密検査が必要とされた教職員の精密検査受診率が低い状況にあります。また、教職員が精神疾患によって長期休業に至るケースもあることから、早期発見・治療につながるような対策が必要です。

○ 教職員の健康診断有所見率の状況 単位(%)

| 検査項目 | 血中脂質 | 肝機能 | 血圧 | 血糖 | 貧血 | 心電図 |
|----------|------|------|------|------|------|------|
| 平成 23 年度 | 52.0 | 28.2 | 27.3 | 19.5 | 17.1 | 15.0 |
| 平成 24 年度 | 52.6 | 27.6 | 26.2 | 17.1 | 16.4 | 15.9 |
| 平成 25 年度 | 53.1 | 26.4 | 26.2 | 17.2 | 14.1 | 16.3 |

(資料：山形県教育庁)

(参考) 山形県で常時 50 人以上を使用する事業場における健康診断有所見率 単位(%)

| 検査項目 | 血中脂質 | 肝機能 | 血圧 | 血糖 | 貧血 | 心電図 |
|---------|------|------|------|------|------|------|
| 平成 25 年 | 38.3 | 18.5 | 17.5 | 11.4 | 11.4 | 15.1 |

(資料：「山形県の労働衛生 2014」(山形産業保健総合支援センター))

○ 教職員の健康診断における要精検該当率及び精密検査受診率の状況 単位(%)

| | 県立学校 | | 市町村立学校 | | 合 計 | | (参考) 県知事部局 | |
|----------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|
| | 要精検 該当率 | 精密検査 受診率 | 要精検 該当率 | 精密検査 受診率 | 要精検 該当率 | 精密検査 受診率 | 要精検 該当率 | 精密検査 受診率 |
| 平成 23 年度 | 48.3 | 67.4 | 47.9 | 59.2 | 48.0 | 62.4 | 42.0 | 91.9 |
| 平成 24 年度 | 47.9 | 73.5 | 47.8 | 59.3 | 47.8 | 64.8 | 39.8 | 94.8 |
| 平成 25 年度 | 47.1 | 82.6 | 51.4 | 60.9 | 49.7 | 69.1 | 38.3 | 94.4 |

(資料：山形県教育庁 各年度とも 1 月末現在)

【主な取組み】

① 各種健診事業による疾病の早期発見・早期治療

疾病の早期発見及び早期治療につなげるため、定期健康診断・人間ドック・特定健康診断などの各種健診事業を適切に実施するとともに、個別訪問による特定保健指導を推進し、生活習慣病予防を図ります。さらに、定期健康診断において、精密検査が必要とされた教職員については、不断の受診勧奨を行うことにより精密検査受診率の向上を図ります。

② メンタルヘルス対策の充実

メンタルヘルス対策は、早期発見と治療が基本となることから、疾病に対する正しい知識やセルフケア^{※1}の普及とともに、ラインケア^{※2}体制の強化を図るための研修を行います。さらに、精神疾患による長期病休者が円滑に職場に復帰できるよう、支援策の充実と普及を図ります。

※1 セルフケア：労働者自身がストレスや心の健康について理解し、自らのストレスを予防、軽減するあるいはこれに対処すること

※2 ラインケア：労働者と日常的に接する管理監督者が、心の健康に関して職場環境等の改善や労働者に対する相談対応を行うこと

③ 教員の多忙化解消 〈主要施策 1 1 の 1 の再掲〉

6 安心安全な教育環境の整備

【現状と課題】

東日本大震災において、学校施設は児童生徒や地域住民の命を守るとりでとなり、その耐震化など安全性の確保は、より重要性と緊急性を増しています。

県立学校施設については、山形県県有施設耐震改修実施計画に基づいて計画的に耐震化を推進し、耐震化率（平成26年4月1日現在）は、県立高校が92.1%（公立高校：89.8%、全国：90.0%）、特別支援学校が98.6%となっています。一方で、公立小中学校の耐震化率は91.7%と、全国平均の92.5%を下回っており、計画的な耐震化を促すなど、学校施設の安全性を確保する必要があります。

さらに、東日本大震災では、天井材の落下など、いわゆる非構造部材の被害が発生したことを踏まえ、屋内運動場等の天井等落下防止対策を中心に早急に対応していく必要があります。

また、県立学校施設の老朽化への対応や、再生可能エネルギーの導入等による環境に配慮した学校施設整備の推進が求められています。

県教育委員会では、平成22年11月、学校における児童生徒の安全に関する危機に適切に対応できるよう、学校における危機管理の手引き（学校安全編）を策定しました。現在、全ての学校で、この手引きに基づき学校安全計画及び危機管理マニュアルを整備し、児童生徒が自らの命を守るための安全教育や防災教育、安全管理に関する組織体制の整備に取り組んでいます。

今後とも、児童生徒が危険に際して自らの命を守りぬくための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、学校における安全管理の充実、関係機関や家庭・地域と連携した体制整備に努める必要があります。取組みに当たっては、自助・共助・公助の視点からの教育内容の充実や教育方法の改善も検討していく必要があります。

【主な取組み】

（1）安全安心で良好な学校施設の整備

- ① 県立学校について、再編整備計画の動向を踏まえながら、耐震改修が困難な校舎の計画的改築など学校施設の安全対策を進めるとともに、非構造部材の耐震対策として、屋内運動場等の吊り天井等落下防止対策の速やかな完了を目指します。
- ② 市町村教育委員会に対し、国庫補助制度を活用し、小・中学校の校舎等及び非構造部材の耐震化を早期に完了するよう働きかけます。
- ③ 既存の県立学校施設について、長寿命化計画を策定し、計画的な早期保全による施設の長寿命化を推進します。
- ④ 太陽光や木質バイオマスなど再生可能エネルギーの導入や建物の木造・木質化など、環境に配慮した学校施設整備を推進します。

（2）安全教育（生活安全・交通安全・災害安全と防災教育）の推進

- ① 生活安全・交通安全・災害安全の3つの領域を通じた体系的な安全教育の実施により、児童生徒が危険に際して自らの命を守りぬくための危険予測・回避能力等の「主体的に行動する態度」を育成します。

② 地域の実情に応じた防災教育を推進し、自助・共助・公助の視点から児童生徒の安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めます。

③ 安全教育指導者研修会を開催し、安全教育に係る教職員の指導力向上を図ります。

(3) 学校における安全管理（防災管理）の充実と組織活動の体制整備

① 学校における危機管理の手引き（学校安全編）を活用し、災害時の二次避難の対応や児童生徒の保護者への引き渡しのルール作成、危機管理マニュアルや学校安全計画の内容の充実に努めるとともに、児童生徒の学校滞在用としての備蓄物の整備を進め、学校の安全管理体制を整備します。

② 地域住民との合同の避難訓練や児童生徒等の引渡し訓練、避難所開設訓練等を、警察、消防、市町村防災担当部局等関係機関と連携しながら実施し、減災・防災に向けた組織的対応の整備を充実します。

③ 地域学校安全指導員を市町村に配置するとともに、連絡協議会や学校安全ボランティア養成講習会の開催等により、学校・家庭・地域が連携した地域ぐるみの学校安全体制の充実を図ります。

④ 各学校においてAEDの適切な配置と周知及びAED使用に関する実効性のあるマニュアル作成を進めるとともに、生徒や職員を対象としたAED使用を含めた心肺蘇生法等の講習会の開催を推進し、児童生徒等の命を守る安全体制を整備します。

| 【目標指標】 | | 現況値 | 目標 (H32) |
|-----------------------------|-------|-------------|----------|
| ① 教職員の健康管理の充実 | | | |
| ○ 健康診断時における要精密検査該当者の精密検査受診率 | | 69.1% (H25) | 100% |
| ② 安全安心な教育環境の整備 | | | |
| ○ 学校管理下における事故災害で負傷する児童生徒の割合 | 小・中・高 | 7.4% (H24) | 減少させる |

主要施策 1 2 時代の進展に対応した学校づくりの推進

グローバル化や高度情報化等の社会の変化に対応し、自己実現を図ることができる人材、また、人口減少社会において、地域社会や地域経済の活性化を担う人材の育成が求められています。このため、様々な分野で高い志をもって活躍したいと願う児童生徒や、特別な支援を必要とする児童生徒など、個々のニーズに応えることが求められています。

児童生徒数の減少に伴い、学校規模の縮小が懸念される中で、多様なニーズに応えられる学校づくりを進めます。

また、高度化・多様化する教育課題に対し、的確な施策を企画・立案し、適切に対応していくためのシンクタンク機能を充実させ、時代の進展に対応した学校づくりを支えていきます。

【現状と課題】

本県の出生数は、第2次ベビーブームによる昭和46年から49年の一時的な増加の後、減少の一途をたどり、高校等進学者数も平成元年の17,903人に対して平成26年は10,850人で、約4割減少しています。これに対応して、公立高校の入学定員を、4教振期間中には50学級分、5教振期間中には45学級分削減しました。この間、学校の統合を含む高校の再編整備により、教育の質的向上と学校の活力の保持を図るとともに、新しいタイプの学校づくりに取り組んできましたが、全体的に高校の規模は縮小傾向にあります。

生徒数の減少は今後も続くと思われており、さらに、学校の規模が縮小した場合、社会の変化や生徒の多様化に対応できる教育課程を編成したり、多様な人間関係の中で切磋琢磨し、社会で活躍できる人材を育成したりすることが難しくなることが懸念されます。このため、高校として望ましい学校規模の確保を図りながら、時代の進展に対応した新しい学校づくりを進めることが求められています。

一方、小規模校であっても地域の活力の源となっており、また、交通事情等により都市部の高校への通学が困難な生徒もいるなどの声もあり、高校の配置については、地域の実情に応じた柔軟な対応も求められています。

【主な取組み】

(1) 県立高校の将来の在り方

① 中学校卒業生数に応じた入学定員の設定

「県立高校再編整備基本計画」期間（平成27年度～平成36年度）中に、中学校卒業生が約1,750人減少することに対応するとともに、高校入学者の公私比率が県全体で概ね7：3となるよう、公立高校で35学級程度を削減します。各地区の公立高校の入学定員については、中学校卒業生数の推移、私立高校の配置状況、充足率が低い公立の小規模校や定時制の配置状況、地区間の通学の状況等を考慮して設定します。

② 県立高校の再編整備に関する基本方針

ア 再編整備による新しい学校づくりなどを通して、高校として望ましい学校規模（1学年当たり4～8学級）を確保し、教育の質的な向上と学校の活力の保持を図ることを基本と

します。なお、1 学年当たり 4 学級を下回る学校については、キャンパス制[※]の導入や地域との連携等により、教育環境の改善に努めます。

※ キャンパス制：小規模校が、将来の統合を視野に、近隣の高校と連携・交流することにより、教育環境の改善を図る本県独自の制度。

イ 1 学年当たり 2 学級の学校（分校も 1 つの学校と見なす）については、入学者数が 2 年連続して入学定員の 3 分の 2 に満たない場合は、その翌年度から入学定員を 1 学級分に減じ、更にその 2 年後に分校とします。ただし、この基準の適用に当たっては、学科等の特殊性や交通事情等の地域の実情に十分に配慮します。

ウ 1 学年当たり 1 学級の学校については、入学者数が 2 年連続して入学定員の 2 分の 1 に満たない場合は、交通事情等の地域の実情に配慮しながら、原則としてその 2 年後に募集停止とします。

③ 各学科の配置

ア 普通科及び普通系の専門学科（理数、体育、音楽）については、8 地区ごとに、大学等への進学を希望する生徒への指導体制を整えるために望ましい規模の学校を少なくとも 1 校配置します。また、必要に応じて、普通科高校（普通系の専門学科との併設校を含む。）の再編や「探究科」など新たな学科の設置を検討します。

イ 職業に関する専門学科（農業、工業、商業、水産、家庭（含福祉）、看護、情報）については、地域産業や社会の情勢を踏まえ、生徒数の減少に伴う一律的な削減は行わず、全ての学科の学習の場を確保します。なお、1 学年当たり 4 学級以上の単独校については、原則として単独校として維持し、4 学級を下回る単独校については、当面は単独校として維持しながらも、更に小規模化が想定される場合には、他学科との再編を検討します。

ウ 総合学科については、8 地区ごとに、少なくとも 1 校配置できるよう検討します。なお、更なる設置については、生徒・保護者や地域社会のニーズを踏まえて検討します。

④ 特色ある学校の配置

ア 学校や地域の実情に配慮し、高校教育の質の確保・向上と学校活力の保持の観点から、小規模化する専門高校等を再編し、学科の枠を越えた学習ができる総合選択制高校の設置を検討します。

イ 平成 28 年度に内陸地区のモデル校として、東根市に併設型の東桜学館中学校・東桜学館高等学校（仮称）を設置します。庄内地区については、同校の開校に向けた取組みや、全国の併設型中高一貫教育校の成果を踏まえ、地域の意見を聞きながら設置を検討します。

ウ 学校独自の科目を含む充実した教育課程を編成し、生徒の多様な進路希望や学習要求に対してきめ細かく対応する全日制の普通科単位制高校を、8 地区ごとに、少なくとも 1 校配置となるよう、残る東南村山地区に導入します。

エ 夜間定時制については、状況が整った地区から昼間定時制への移行を検討します。また、多様な生徒が、それぞれの実情に応じて学習の時間帯や形態を選択することができる新しいタイプの高校を、庄内地区に設置することについて検討します。

⑤ 各地区の県立高校の再編整備

- ア 西村山地区、北村山地区、最上地区、西置賜地区、田川地区、飽海地区については、検討委員会報告書等を踏まえて策定した当該地区の県立高校再編整備計画（飽海地区については新高校構想）に基づき、私立高校にも配慮しながら、遅延なく再編整備を進めます。
- イ 東南置賜地区については「県立高校再編整備基本計画」期間の前半（平成 29 年度～平成 30 年度）に、東南村山地区についてはその後半（平成 33 年度～平成 34 年度）に検討委員会を設置し、具体的な改革に着手します。

(2) 特色ある学校づくり

県立学校に対する学校裁量予算を引き続き実施し、各校の課題解決に向けた特色ある教育活動を充実させることにより、県立学校の活力あふれる主体的な学校づくりを支援します。

(3) 市町村による「活力ある学校」づくりに向けた取組みへの支援

児童生徒への教育的な効果や地域コミュニティの核として役割などの視点を踏まえた「活力ある学校」づくりに向けた市町村の自主的な検討を尊重するとともに、その実現を図るための取組みを支援します。

(4) 子どもの成長に応じた柔軟な教育システムの構築への対応

現在、政府において、子どもの成長段階に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けて、6・3・3・4制（学制）の在り方を含め、学校制度やその運用等に関する調査研究を実施するなど検討を進めています。

その検討状況に関する情報収集に努め、政府の制度変更に対し、適切かつ円滑に対応できるよう準備をしていきます。

(5) シンクタンク機能の充実

本県の教育課題解決に向けて、教育政策の企画や展開に資するため、教育についての研究や教員研修、教育相談等のセンター機能を有している県教育センターにおいて、組織体制の強化・充実を進め、本県教育政策のシンクタンク機能の拡充・高度化を図ります。

【目標指標】

① 県立高校の再編整備

- 県立高校再編整備基本計画の着実な推進

主要施策 13 私立学校の振興

私立学校は、建学の精神と独自の伝統や校風に基づき、時代の変化や生徒・保護者の教育ニーズの多様化に対応した特色ある教育活動を展開するなど、本県における学校教育の発展に重要な役割を果たしています。

政府においては、私立学校の果たす役割に鑑み、平成 18 年に教育基本法を改正し、「国や地方公共団体は、私立学校教育の振興に努めなければならない」旨を明記したところです。

本県においても、公教育の一翼を担っている私立学校に対して、その自主性を尊重するとともに、本県教育の質の向上に資することができるよう、引き続き支援します。

【現状と課題】

県では、私立学校の振興に資するため、私立高等学校の運営費を助成する一般補助金（全日制）について、標準運営費に対する補助率を段階的に引き上げ、その充実に努めてきました。幼稚園、高等学校（通信制）、専修学校・各種学校についても、文部科学省の標準単価の増額にあわせ、園児生徒一人当たりの補助単価を引き上げてきています。

しかし、今後、少子化による生徒数の減少など厳しい経営環境を見据え、支援の在り方について検討していく必要があります。

また、私立幼稚園への支援については、平成 27 年度から本格施行される「子ども・子育て支援新制度」を踏まえた対応を行っていく必要があります。

私立学校の耐震化率については、平成 26 年 4 月 1 日現在で、65.4%と低い状況にあります。園児生徒の安全・安心の確保のため、速やかに耐震化を進めるよう求めるとともに、県として支援策を講じていく必要があります。

【主な取組み】

① 私立学校の振興・発展に向けた私学助成

私立学校の果たしている役割に鑑み、私立学校の教育条件の維持向上を図り、各学校の特色ある教育を支援するため、少子化による生徒数減少を踏まえた私学助成を適切に行います。

② 保護者の負担軽減を図るための支援

経済的理由により、修学が困難な者の負担を軽減し、教育機会の均等を図るため、政府の就学支援金制度に加え、授業料等の軽減を行う私立高等学校等を支援します。

③ 私立学校の耐震化の促進

園児生徒が安心・安全に学ぶことができる環境を確保するため、私立学校施設の耐震化を促進します。

【目標指標】

① 私立学校の振興・発展に向けた私学助成

- 私立学校の振興に資するための私学助成の着実な実施

基本方針Ⅶ 郷土に誇りを持ち、地域とつながる心を育成する

山形には、緑あふれる豊かな自然、4つの地方ごとに特色のある歴史、草木塔などに象徴される生きとし生けるものを畏れ敬うという感性を大切にしてきた風土、世界で活躍した偉人や地域の発展に尽くした先人など、誇るべき「資源」があります。

グローバル化が進展する中、県民一人ひとりが自らの「心の拠りどころ」を持って生きることができるよう、郷土の自然や歴史、伝統文化、先人の業績などに対する理解を深めることは、山形の未来をひらく人づくりを進めるうえで極めて重要なことです。

各学校段階において、わたしたちの郷土である山形を知る学習や活動を推進することにより、郷土に誇りと愛着を持ち、地域で活躍する人、山形から離れても何らかの形で地域とつながる人を育成します。

また、山形には、国宝「縄文の女神」をはじめとする文化財や地域に残る伝統文化など、様々な山形の宝が数多く存在します。これら山形の宝を保存活用し、次世代に継承します。

主要施策 1 4 郷土愛を育む教育の推進

子どもたちが、各学校段階において、郷土の自然や風土、そこで培われた多彩な文化を体験し、地域の歴史、世界で活躍する偉人、地域の発展に尽くした先人を学ぶことにより、郷土を知り、地域を愛する心を育みます。

山形で受け継がれてきた思想・考え方や文化について、誇りを持って語ることのできる人を育成することが、地域とつながる人、ひいては「いのち」をつなぐ人づくりにもつながっていきます。

【現状と課題】

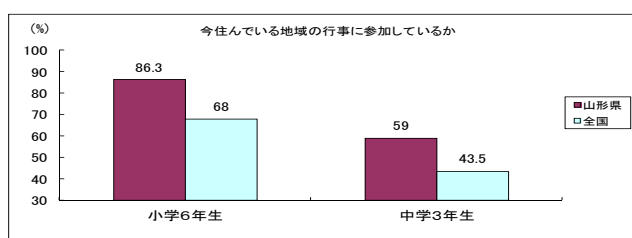
本県では、地域の祭りや行事などの伝統芸能への小・中学生の参加率が比較的高く、地域とのつながりの強さが表れています。また、地域での体験活動や地域の方を講師として招いたりする活動がほとんどの学校で行われ、学校行事にも積極的に地域の方々を招待するなど、地域と連携して地域を知る取組みを進めています。また、高等学校では、キャリア教育を主体として、地域や学校の特色に応じた学習を行い、地域の行事やボランティア活動に積極的に参加しています。

一方、県内各地で自然や歴史、伝統文化、食などの地域資源を活かした地域活性化の取組みが進められていますが、郷土の魅力が県民に十分には認識されていないという指摘があります。

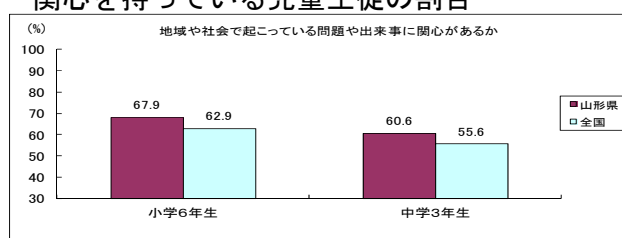
加えて、学校の統廃合により、地域の歴史や伝統文化を継承・発展させていくことが困難になっている状況も生まれています。

このため、小・中・高等学校の各学校段階において、地域の自然・文化に触れる体験や地域の人々との交流など、地域の特色・資源を活かした教育活動を進めることにより、郷土を愛し、地域で活躍する人を育成していく必要があります。

○ 地域行事へ参加している児童生徒の割合



○ 地域や社会で起こっている問題や出来事に興味を持っている児童生徒の割合



(資料：文部科学省「平成26年度全国学力・学習状況調査」)

【主な取組み】

① 地域の資源を活用した様々な体験活動等の推進

学校の教育活動の様々な場面を活用し、郷土の自然環境の保全活動を行う、郷土の歴史や偉人の足跡をたどる、地域で活躍する大人と触れ合う、地域の伝統芸能や祭りに参加する、農業をはじめとする地域の産業に従事する、図書館や博物館・資料館を活用するなど、それぞれの学校の地域性や特性等に応じて、郷土を理解し大切にする心を育む体験活動等を推進します。

② 「わたしたちの郷土・山形」を学ぶ地域教材の作成・活用

郷土を知り、郷土に学ぶ授業を充実させるため、小学校では、各市町村教育委員会で発刊している社会科副読本や道徳資料等の一層の活用を促します。また、中学校では、関係部局と連携して本県の自然や歴史、偉人・先人の業績、伝統文化・文化財、経済産業などに触れることができる地域教材を作成し、授業での活用を促します。

③ 地域に根ざした学習活動の高校の教育計画への位置付け

高等学校において、地域に根ざした学習活動を各学校の教育計画に位置付け、体系的に実施します。

④ 食文化を理解し尊重する心の育成（主要施策6の2の再掲）

⑤ 地域を知る生涯学習の振興

県民が自分の住む山形県について学び、山形県人としてのアイデンティティの確立と地域づくりを考える機会を提供するため、生涯学習センターで「山形学[※]」を充実します。

※ 山形学：山形県という地域を多様な切り口から学習する学問のこと。平成元年に大学教授による「山形学」創造会議が設置され、平成2年度にオープンした山形県生涯学習センターで実施する先導的な講座として構想された。

⑥ 県民の歌の普及

本県には、昭和天皇御製の山形県民の歌「最上川」やスポーツ県民歌「月山の雪」など、全国に誇るべき歌があります。県民の歌について、様々な機会を通して普及します。

| 【目標指標】 | | 現況値 | 目標 (H32) |
|--------|---------------------------------|----------------------------------|----------------|
| ① | 社会との関わりに関する意識の向上 | | |
| | ○ 地域の行事に参加している児童生徒の割合 | 小6 86.3% (H26) 中3 59.0% (H26) | 90.0% 70.0% |
| ② | 郷土愛を育む教育による地域に対する意識の向上 | | |
| | ○ 地域や社会をよくするために何をすべきか考える児童生徒の割合 | 小6 44.8% (H26) 中3 34.5% (H26) | 増加させる |

主要施策 15 山形の宝の保存活用・継承

地域にのこる伝統文化や民俗芸能は、長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた県民の財産であり、地域の地理的環境や人々の生活の知恵、先人の願いなどを物語っているものです。また、地域にのこる有形・無形の文化財は、今日の世代まで守り伝えられてきた先人からの贈り物であり、未来への預かりものです。

これらの貴重な地域資源を山形の宝として、『知る』『守る』『活かす』ことを基本に、将来にわたり、確実に継承します。

これらの取組みは、歴史的・文化的価値の継承のみならず、郷土に対する誇りと愛着を育み、地域コミュニティの活性化や新たな交流の拡大にもつながっていきます。

【現状と課題】

県では、地域の伝統文化のよさに、子どもたちをはじめとする県民が触れ合う機会を確保するため、「民俗芸能のつどい」を開催しています。また、「ふるさと塾[※]」の取組みを通して、指導者である地域の大人が、伝統文化の素晴らしさや大切さを再認識する機会となり、指導者自らが郷土への誇りを持って活動することで、次世代への伝承活動が、徐々に自立的・継続的に行われるようになってきています。

しかし一方で、小・中学校の統廃合や地域コミュニティの弱体化などにより、子どもも大人も地域の伝統文化や民俗芸能に触れる機会が少なくなり、また、活動が困難になっている団体も見られるようになってきました。

地域の伝統文化や民俗芸能を守っていくため、団体活動の活性化や指導者と後継者の育成の支援を継続する必要があります。

※ ふるさと塾：親から子、子から孫の代へ、山形のよき生活文化や知恵、伝統芸能などの地域文化を教え合い、学び合いながら伝承していく活動。平成 25 年度は県内で 281 団体が活動している。

文化財保護については、従来の『守る』に加え、『知る』『活かす』取組みを一層推進することにより、郷土に対する誇りと愛着を育むとともに、地域のイメージアップや地域の活性化、新たな交流の拡大につなげていく必要があります。特に、山形県の母なる川最上川と流域の地域資源を再評価し、山形の宝として磨き上げることにより、本県を象徴する文化遺産として県民の意識の醸成を図っていくことが必要です。

【主な取組み】

(1) 地域の貴重な資源である伝統文化の保存・伝承

- ① ふるさと塾の取組みを推進し、郷土を誇らしく語ることで育てる子どもを育てるとともに、地域の人たちが指導者として子どもたちの活動へ関わる機会を提供します。
- ② 地域の伝統文化を保存・伝承していくため、指導者研修会等を開催するほか、地域ごとに民俗芸能団体のネットワークを構築し、課題の共有化を図りながら、伝承者の確保など解決に向けた取組みを推進します。

(2) 「未来に伝える山形の宝」登録制度による文化財の保存活用

① 先人が伝え、のこしてきた山形の宝を地域で保存活用する取組みについて、「未来に伝える山形の宝」として登録する制度を活用し、関係部局と連携を図りながら総合的に支援し、地域のイメージアップや活性化、新たな交流の拡大などにつなげます。

また、「未来に伝える山形の宝」のホームページを作成し、登録された取組みや最上川をはじめとする本県の山形の宝の情報を広く県内外に発信します。

② 最上川の文化遺産を「未来に伝える山形の宝」登録制度の重点テーマとして位置付け、最上川流域の重要文化的景観としての選定、国史跡・名勝としての指定、県文化財保護条例による文化的景観の選定など、市町村の状況や景観の文化的価値に応じた取組みを推進します。

(3) 指定文化財の拡大と保存活用の推進

① 文化財の基本調査を実施し、新たな文化財を掘り起こして指定するとともに、文化財の保存や修理、維持管理のための助成を継続し、文化財の保存活用に努めます。

また、茅葺きや漆など伝統的な材料の確保と保存技術の継承について、文部科学省や関係機関とも連携して取組みを進めます。

② 児童生徒の本県の文化財に関する理解を深めるため、学校における文化財を活用した学習を推進します。

(4) 埋蔵文化財の保護

① 埋蔵文化財保護の基本となる遺跡地図等の迅速な更新と公開、国・県等の開発事業との計画的な調整、発掘調査の円滑化及び迅速化を進めます。

また、出土品を適切に収蔵管理する施設の確保と管理体制の整備を行うとともに、公益財団法人山形県埋蔵文化財センター、県内博物館・資料館との連携を強化します。

市町村の埋蔵文化財担当職員への研修や市町村に対する専門職員配置の働きかけを行い、県及び市町村の埋蔵文化財保護体制の整備を図ります。

② 県における重要遺跡の調査、国指定史跡を目指した市町村の発掘調査の支援を行います。

また、国宝「縄文の女神」をはじめとした、埋蔵文化財を活用した普及啓発などを一層推進することにより、郷土への愛着を育み、地域活性化や交流拡大につなげていきます。

③ これからの公益財団法人山形県埋蔵文化財センターの在り方を、関係機関と協議しながら総合的に検討していきます。

| 【目標指標】 | 現況値 | 目標 (H32) |
|-----------------------------|---------------------|----------|
| ① 山形の宝の保存活用・継承 | | |
| ○ 「ふるさと塾」の活動に賛同して伝承活動をする団体数 | 281 団体 (H26. 3) | 300 団体 |
| ○ 「未来に伝える山形の宝」登録制度による登録市町村 | 16 件 (15 市町村) (H26) | 全市町村 |

基本方針Ⅷ 学校と家庭・地域が協働し支え合う仕組みを構築する

本県は、教育県山形として、高い評価を得てきました。家庭・地域が学校を支え、地域社会が一体となって、一人ひとりの子どもたちの教育に関わってきたことが一つの要因です。

現在のように、学校教育に関する課題や期待が多様化・高度化する中で、学校だけの力で「人間性に満ちあふれる人」を育てていくことは困難です。

社会全体で学校や子どもの教育を支えていく気運を醸成するとともに、それぞれの地域の実情に応じて、学校と家庭・地域が連携・協働する取組みを推進します。

主要施策 16 学校と家庭・地域との連携・協働の推進

社会を支えていくのは「人」であり、「人」づくりの根幹は教育です。そして、教育は学校だけではなく、家庭や地域、企業など社会全体で担うべきものです。教育県山形にふさわしい学校と家庭、地域、企業など社会全体で教育を支援していく気運の醸成と取組みを進めます。

学校と家庭・地域の連携・協働を実りあるものにするには、それぞれがその役割を自覚することが必要です。学校には、地域の中の学校として地域とともに教育活動を創り出すという意識が、また、家庭・地域には、学校教育に積極的に参加し、家庭・地域自らが主体的に地域の子どもたちを育むという意識が必要です。

このような考えのもと、児童生徒の地域への参画を積極的に進めるとともに、地域の実情や特色に応じた形で学校と家庭・地域の連携・協働体制をつくります。

1 社会全体で教育を支え、教育に取り組む気運の醸成

【現状と課題】

本県には、学校教育を家庭・地域が支え、それぞれの役割と責任のもと、社会全体で教育に関わってきた歴史と風土があります。しかし、核家族化の進行、地域における地縁的なつながりの希薄化により、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

このような状況の中、県教育委員会では、県民一人ひとりに、教育への関心と理解を深めていただくため、11月第2土曜日をやまがた教育の日^{*}と決めました。

やまがた教育の日を契機として、県民が社会全体で教育を支えていく気運の醸成に引き続き取り組むとともに、子どもたちの教育活動を支援する取組みを進めていく必要があります。

^{*} やまがた教育の日：毎年11月第2土曜日をやまがた教育の日、11月をやまがた教育月間と定めている。
県民一人ひとりの教育に対する関心と理解を深め、学校、家庭及び地域の連携・協力の下、本県教育の充実に向けた取組みを推進することにより、教育県山形の歴史を受け継ぎ、「教育を支える文化・風土」を育むとともに、未来の山形を担う心豊かなたくましい子どもを育成することを目的に制定。

【主な取組み】

① やまがた教育の日を契機とした県民の教育に関する気運の醸成

やまがた教育の日を周知・啓発し、県民の教育に対する関心と理解を深めるための取組みを行うとともに、関係部局及び市町村の教育関係の取組みを活用しながら、「教育を支える文化・風土」を育んでいきます。

② 社会全体で教育を支援する取組みの推進

家庭や地域、企業・事業所及び関係団体等が連携・協働し、キャリア教育や子どもたちの様々な体験・学習活動を支援するなど、社会全体で子どもの教育活動を支援していく取組みを進めます。

2 学校と家庭・地域との連携・協働の推進

【現状と課題】

家庭や地域の教育力が低下し、学校に対する県民のニーズが多様化・複雑化する中において、学校教育を従来の形だけで進めていくことには限界があります。また、子どもを取り巻く諸課題の中には、地域での多様な人々との関わりや様々な経験を重ねていくことにより解決されることも多くあります。

本県では、学校支援地域本部、放課後子ども教室等により学校のニーズに応じた平日の学習支援や環境支援の充実を図り、放課後の子どもの居場所となる環境を整備するなど、家庭・地域住民が学校の教育活動等を支援してきました。一方、学校が地域コミュニティの核となり、児童生徒の地域行事への主体的な参加や伝統文化の継承等を積極的に推進するなど地域の活性化の一役を担っている事例も多く見られます。

今後、学校と家庭・地域の連携・協働を推進していくには、「地域とともにある学校づくり」や「学校を核とした地域づくり」の視点を持つことが大切であり、より一層、保護者や地域住民に開かれた学校づくりを推進していくとともに、学校と家庭・地域が連携・協働し、地域全体が一体となって子どもを教育していく環境・体制づくりが求められています。

そのためには、それぞれの主体が子どもの教育に関わる重要性等についての理解を深め、学校家庭・地域の連携・協働を推進するための様々な制度や事業等を一層推進していくとともに、それらを別々に捉えるのではなく、お互いに補完し高め合う存在（互惠関係）として一体的に捉え、相乗効果を発揮していくことが必要です。

【主な取組み】

(1) 開かれた学校づくりの推進

- ① 学校がもつ様々な課題や情報を、家庭や地域社会に積極的に発信し、理解と協力を得ることで、信頼される学校づくりを推進します。
- ② 学校評議員制度、学校関係者評価制度等を活用し、地域住民の意見を学校運営に取り入れ、学校と家庭・地域社会が連携して行う学校運営を推進します。

(2) 学校と家庭・地域が連携・協働する環境づくりの推進

- ① 学校と家庭・地域が連携して地域の子どもたちを育むよう、地域の実情に応じ、学校支援地域本部や放課後子ども教室など、学校と家庭・地域の連携・協働体制の整備を促進します。また、研修会を実施し、学校と家庭・地域を結ぶコーディネーターを育成します。

- ② 土曜日の学習活動の実態を把握し、地域住民による児童生徒のニーズに合った学習・体験プログラムを調査研究するとともに、土曜日の活動へのジュニア・リーダーやYYボランティア*の参画、若者グループとの連携等により地域の活性化につながる実践事例の普及・啓発を行います。

※ YYボランティア：「やまがたヤング(Yamagata Young)ボランティア」の意味で、中学生・高校生を中心に学校の枠を超えて、地域で行っているボランティア活動のこと。

- ③ 子ども会、スポーツ少年団、部活動等の活動状況を把握し、「土曜日の有意義な過ごし方」について、市町村教育委員会や学校、関係機関が現状について評価・検討を行うよう働きかけ、教育環境の整備を推進します。

(3) 学校と地域が一体となり、互いに補完し高め合う教育体制の推進

- ① 学校・家庭・地域・NPO等が連携・協働し、社会全体で学校の教育活動や放課後・土曜日等における地域の教育活動などを、一体的・総合的に推進する仕組み（すなわち山形方式の総合的な地域本部のための教育プラットフォーム）を構築し、各市町村の特色に応じて推進できるよう支援していきます。

《山形方式の総合的な地域本部のイメージ》

現在、山形県には、平日の学校支援*を行う学校支援地域本部、放課後の学習・体験活動を支援する放課後子ども教室、さらには、それぞれの地域の実情に応じた組織など、様々な学校支援組織が活動しています。

このような既存の組織を包含する形で再構築し、平日の学校支援や放課後の学習・体験活動支援、土曜日を含む休日の学習活動、さらには、児童生徒の地域行事等への参画に向けた支援や家庭教育の支援などを総合的に行うための家庭と地域とが一体となった新たな支援の仕組み。

※ 学校支援地域本部による学校支援
地域住民による教師の指導補助や読み聞かせなどの学習支援、図書館の整理や花壇の整備などの環境支援

- ② 「地域とともにある学校づくり」や「学校を核にした地域づくり」について一体的に進めることのよさを、シンポジウムやフォーラムを活用した研修会等の開催を通して、市町村教育委員会、教職員等の学校関係者、地域関係者等に対して、積極的に普及・啓発します。

併せて、学校支援地域本部等の学校支援、放課後や土曜日等の地域における教育活動の支援などを地域住民がより積極的に行うことができるように、地域や学校の実情を踏まえた学校運営協議会制度*（コミュニティ・スクール）について、設置を推進します。

※ 学校運営協議会制度：保護者・地域住民・校長等から構成される学校運営協議会を設け、地域住民がより主体的に学校運営に関わることができる仕組み。学校運営協議会を設置した学校を「コミュニティ・スクール」と言う。

〈学校運営協議会の主な役割〉

校長の作成する学校運営の基本方針の承認、学校運営に関して教育委員会又は校長に意見
教職員の任用に関して教育委員会に意見 等

| 【目標指標】 | 現況値 | 目標 (H32) |
|----------------------------------|----------|----------|
| ① 学校と家庭・地域との連携・協働体制の構築 | | |
| ○ 山形方式の総合的な地域本部のための教育プラットフォームの構築 | H27 から実施 | 全市町村 |

基本方針Ⅹ 活力あるコミュニティ形成に向け、地域の教育力を高める

本県は、社会教育の先進県として、青年団活動など公民館を拠点とした地域活動が活発に展開されてきました。この伝統・風土を受け継ぎ、公民館をはじめとする地域の学びの拠点を中心に、地域の核となる人材を育成し、多様な人々の協働体制の構築を支援します。

地域コミュニティの活性化のためには、青少年の活躍が不可欠です。小学校高学年、中学生の段階からの地域活動への参画を推進するとともに、地域で活躍する青年リーダーを育成します。

さらに、子どもから高齢者まで、一人ひとりが地域の一員として活動できるよう、生涯学習を充実させ、その学習成果が地域づくりにつながる好循環を実現することで、活力あるコミュニティの形成を進めていきます。

主要施策 17 青少年の地域力発揮

少年期・青年期におけるボランティア活動や地域貢献活動など多様な体験活動は、自立心や社会性、創造力を養ううえで、非常に大切なものです。

中学生の地域活動や青少年ボランティア活動の活性化を図るとともに、地域で活躍する青年リーダーを育成し、活力ある地域コミュニティ形成につなげます。

1 ジュニア・リーダー活動の活性化

【現状と課題】

地域行事に参加している児童生徒の割合は、小学生が約9割なのに対し、中学生は約6割にとどまるなど、地域との関わりが中学生になると急激に減少している実態がうかがわれます。

背景として、部活動等で多忙な週末を過ごしている中学生が多いことが要因と推察されますが、中学時代に主体的に地域と関わる機会が減少することにより、地域に対する関心が低下し、高校以降も地域への関心が低いままであることが懸念されています。

活力ある地域社会を形成するためには、青少年が積極的に地域活動に取り組むことが不可欠なことから、集団の一員としての自覚が深まる中学生の時期に地域活動に主体的に取り組みやすい環境を整備することが必要です。

【主な取組み】

① ジュニア・リーダーセミナーの開催

中学生に対する地域の期待や活躍機会を学ぶ研修会の開催、中学校への出前講座の実施等により、地域貢献の意義や楽しさなど、ジュニア・リーダー活動に向けた中学生の意欲の向上を図ります。

② 中学生による地域活動の推進

中学生が祭りや伝統芸能などの地域活動に企画段階から参画するなど、中学生による主体的な活動を推進します。

③ 各種社会教育団体との連携

子ども会育成連合会、各種PTA団体、ボーイスカウトやガールスカウト等各種社会教育団体、青少年育成事業を展開している青年会議所等と連携し、中学生の活躍の機会を拡大します。

2 青少年ボランティア活動の活性化

【現状と課題】

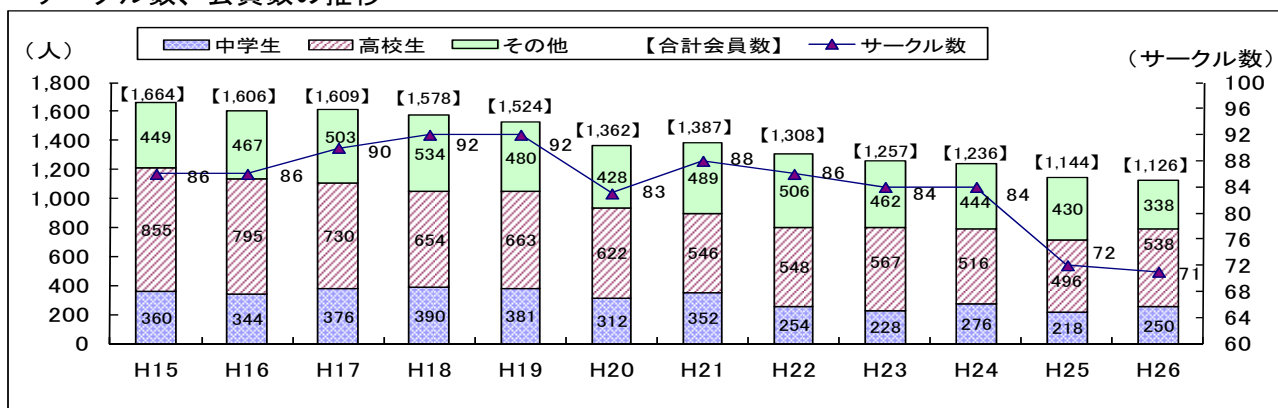
YYボランティアの愛称で親しまれている本県の地域青少年ボランティア活動は、全国的にも知られており、71の青少年サークル（平成26年12月調査）が、近隣福祉施設等への訪問や地域行事への参加、独居老人への年賀状送付など、多様な活動に取り組んでいます。

しかし、近年、活動中のサークル数は横ばいから減少傾向にあり、会員数も平成15年度の1,664名をピークに減少し、平成26年度は1,126名となっています。さらに、YYボランティアの中核である高校生会員は、855名から538名となり40%弱減少しています。

また、以前は会員の創意工夫による活動が多くありましたが、近年は他の機関・団体が主催する事業への協力等に留まるなど、内容的にもサークル活動の停滞が見られます。その背景として、公民館の統廃合により活動拠点がなくなったり、社会教育関係職員が減少し、サークルの支援に力を入れづらくなったりしていることも挙げられます。

地域青少年ボランティア活動の活性化に向け、会員数の増加を図るとともに、ボランティア活動をコーディネートできる人材の養成や研修機会を整備していく必要があります。

○ サークル数、会員数の推移



(資料：山形県教育庁)

【主な取組み】

① 青少年ボランティア活動に関する意識の醸成

ボランティア活動の意義と楽しさを啓発し、意識の醸成を図るため、市町村や県社会福祉協議会、NPO等の関係機関と連携して、学校等への出前講座やボランティア体験ができる研修会を開催します。

② 地域青少年ボランティアサークルの支援者等のスキルアップ

地域青少年ボランティアサークルの支援者や市町村の担当者等が、相互に情報交換し合える機会を設定し、相互のネットワークを構築するとともに、支援者と担当者のスキルアップを図ります。

③ 地域人材の協力による活動支援

教員OBなど青少年活動に対する高い支援力を有する人材の協力を得て、地域青少年ボランティア活動を支援します。

④ 地域青少年ボランティアサークルの支援

YYボランティアビューロー*により、各地域青少年ボランティアサークルの活動状況を発信するとともに、サークルの交流会の開催などを通して、他のサークルの活動から学ぶ機会を充実し、サークル活動の活性化につなげます。

※ YYボランティアビューロー：地域青少年ボランティア（通称「YYボランティア」）のサークルの活動紹介や情報交換の場の提供（ホームページ等）、ボランティア体験の実施、ボランティア出前講座の実施など、県青年の家の取組み。

3 青年による地域活動の活性化と青年リーダーの育成

【現状と課題】

地域の活性化を担ってきた青年団組織が弱体化している昨今、青年が地域に貢献する機会が大幅に少なくなっています。一方で、同じ趣味や関心事を持つ青年同士によるグループ活動や、意欲的な青年個人による多様な活動が見られるようになり、地域の活性化に向けた新たな担い手として期待されています。

本県では、意欲ある青年に対して地域づくりやボランティア活動等の手法について学ぶ機会や青年グループの交流機会を提供するなどの支援を行ってきました。今後は、これらの学びや活動を一層充実させ一人ひとりの力量向上に努めることで、それぞれの地域で地域活動に取り組む青年の底辺を拡大し、地域活動を活性化できるようにしていく必要があります。その際、地域において独自の活動を展開している、青年会議所、商工会青年部、農協青年部、消防団等の協力を得て、共に取り組んでいくことが期待されます。

○ 青年交流事業に参画した青年の数

| 年 度 | H21 | H22 | H23 | H24 | H25 | H26 |
|------------------|-----|-----|-----|-----|-----|------|
| 事業に参画した青年の数 | 10名 | 40名 | 50名 | 55名 | 59名 | 67名 |
| 事業に参画した青年の総数（純計） | | | | | | 156名 |

（注）複数回、事業に参画した青年がいるため、各年度の合計と純計は合わない。

（資料：山形県教育庁）

【主な取組み】

① 青年の地域活動の活性化

地域活動について学ぶ機会と内容を充実し、青年たちが地域に根ざした活動ができるようにしていきます。その際、関係部局や市町村、青年会議所等団体の協力も得ながら学習内容を充実させ、青年たちがネットワークを築けるようにします。

また、青年の活動を支援し指導できる地域の人材の協力が得られるよう、市町村教育委員会と連携します。

② 青年が地域活動を始めやすい環境整備

青年が参加しやすい研修会の開催や、実践を通して地域貢献活動について学ぶことができる組織の設置等により、地域活動への参加のきっかけを青年に提供します。それらの研修会や組織活動では、活動経験の豊富な青年や県教育委員会社会教育主事等が助言・協力することにより事業の充実に努めます。

③ 地域活動に取り組む青年リーダーの育成

地域活動に取り組んでいる青年を対象に、県青年の家で研修会や地域別研修会を開催するなど、青年同士が地域課題の解決に向けた活動手法等を学び合う機会を提供し、地域の青年リーダーとして育成します。

④ 青年グループの交流促進

青年グループの交流会を開催するとともに、関係部局が開設する若者交流ネットワークシステム（ホームページ）を活用した各グループの活動状況、イベント情報等の発信などにより、グループの交流を促進します。

⑤ 青年の活動に対する助成・顕彰

青年が企画する地域の元気創出活動を助成するとともに、地域活性化に寄与する青年の優れた功績・成果及び地道な取組みを顕彰することにより、青年を元気付け、青年の地域活動を支援します。

| 【目標指標】 | | 現況値 | 目標 (H32) |
|--------|-----------------------------|-----------------------|------------------|
| ① | ボランティア活動への参加推進 | | |
| | ○ 高校生のうち、ボランティア活動に参加した生徒の割合 | 高 | 77.8% (H26) 100% |
| ② | 青年による地域活動の活性化 | | |
| | ○ 地域活動に取り組む青年グループ数 | 30 市町村 62 団体 (H25) | 35 市町村 70 団体 |

主要施策 18 地域の教育力を高める生涯学習環境の充実

活力あるコミュニティが人々の活動を支え、人々の活動がコミュニティを形成・活性化させるという好循環の確立に向け、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指し、地域の課題解決に向けた講座や地域活動の支援の充実を図ります。

また、生涯学習の推進体制を整備するとともに、生涯学習の拠点としての県立図書館、県立博物館の情報センターとしての機能を強化することにより、県民の学習の場や、交流の場を提供し、施設の利用拡大を目指します。

1 生涯学習推進体制の整備

【現状と課題】

地域の様々な課題の解決を図るため、人が集い、つながり、地域の活力を作り出していく生涯学習が重要となっています。生涯学習に関連する部局・機関は多岐にわたっていますが、これまではこれら関係部局の連携協力は十分とは言えませんでした。

県民に対する学習機会の提供を充実するため、関係部局が連携し生涯学習を総合的に推進していく体制を整備することが必要です。

【主な取組み】

① 県の生涯学習推進体制の整備

県の関係部局で構成する生涯学習推進委員会において、各部局間で情報を交換し総合的に施策を展開することで、県民の学習の場を充実させます。

② 県民の学習機会の充実

県生涯学習センターにおける講座や研修の内容を充実させるとともに、県や市町村で開催される講座に関する情報を提供するなど、県民の主体的な学習を支援します。

2 公民館等を拠点とした学びと実践の循環

【現状と課題】

本県では、社会教育の先進県として、公民館を地域の核として活発な地域活動が展開されてきました。しかし近年、公民館は、コミュニティセンター化や専門性を有する経験豊かな職員の減少等により、その機能や役割が十分に果たされていないとの指摘があります。

一方、地域コミュニティに目を向けると、都市部では、住民のつながりの希薄化や地域活動の停滞が課題になっており、農山村では、人口減少や高齢化の進展により、コミュニティの維持そのものが危ぶまれる地域も見られるようになってきています。

現在、公民館やコミュニティセンターをはじめとする社会教育施設などでは、多くの人々が様々な講座に参加したり、サークルを作って活動したりしながら、幅広い分野の学習を展開しています。これからの社会では、これらの学びを通して、学習者がその成果を実践することで地域に還元し、地域の課題解決や地域づくり等に発展させていくことにより、地域コミュニティを活性化することが求められています。そのためにも、公民館等の地域の拠点となる施設の機能を強化することが必要です。

また、高齢者の知恵や経験を学校支援や子育て支援などの地域づくりに活かすことは、地域の活性化と本人の生きがいづくりにつながります。生きがいを持って社会と関わることができる環境づくりが求められており、それが地域コミュニティの活性化にもつながっていきます。

【主な取組み】

① 関係部局等との連携による取組み

生涯学習推進委員会を通して、関係部局の生涯学習に関する情報を収集するとともに、関係部局等と連携して、市町村の社会教育関係職員の研修の充実を図ります。

② 講座開催情報等の提供による学習情報センター機能の充実

市町村に対して、県教育委員会が収集した県及び各市町村で開催される各種講座や講師等の情報をデータベース化して提供することにより、公民館やコミュニティセンター等の学習情報センターとしての機能の充実を図ります。

③ 地域における学びの機会の提供

各地域において、主体的・積極的に活動している住民を対象とした研修会や交流会を開催し、地域の課題に対し住民が主体となって解決に取り組んだ事例を学び合う機会を提供することにより、地域の課題解決に向けた取組みへの気運を醸成します。

④ 地域住民の実践の場の提供

公民館等が拠点となり、地域住民がそれまで培った知識や技術、知恵や経験に関する情報を集約し、学校や家庭・地域に発信することで、地域住民が地域で活躍できる場を提供するとともに、地域課題の解決に向けた活動を促進し、活力あるコミュニティの形成につなげます。

⑤ 退職者等の地域参画の促進

既に退職した人や退職を間近に控えた人に対して、関係部局や市町村と連携し、地域デビュー準備フォーラム（仮称）を開催し、退職後の地域参画を促進します。

また、社会教育主事の資格を有する退職教員については、地域住民の活躍をコーディネートできる人材と位置づけ、積極的な協力を得ます。

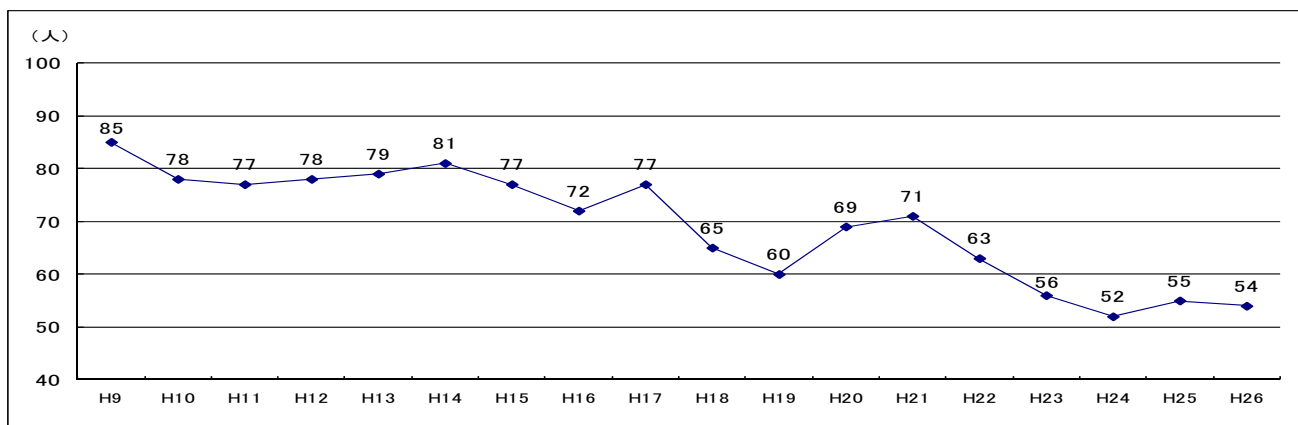
3 社会教育関係職員の育成・資質向上

【現状と課題】

これまで、公民館等の社会教育施設を核とした地域活動については、社会教育主事など社会教育関係職員が活動の支援者として重要な役割を果たしてきました。しかし、近年、県内市町村における社会教育主事は減少傾向にあります。

このため、市町村から県教育委員会に対して、担当職員を対象とした人づくりや地域づくりに関する研修の開催、担当職員に対する相談体制の充実等、社会教育関係職員の育成・支援を求める声が大きくなっており、これらにしっかりと対応していく必要があります。

○ 県内市町村における社会教育主事数の推移



(資料：山形県教育庁)

【主な取組み】

① 市町村の生涯学習の支援

市町村における生涯学習の振興を図るため、社会教育関係職員等を対象とした研修を実施するとともに、相談体制を充実させるなど、市町村の取組みを支援します。

また、市町村からの要請に応じ、研修会の開催や学習プログラムの開発を支援します。

② 社会教育主事の育成及び研修

市町村における学社連携[※]を充実するため、社会教育主事を養成するとともに、社会教育主事の資格を有する教員に対する研修を行い、知識やスキルの向上を図ります。

※ 学社連携：学校教育と社会教育とが相互補完的に協力し合う関係のこと。

③ 高等教育機関との連携の拡大

大学等高等教育機関と連携を密にして、社会教育関係職員の研修等を充実させるとともに、共同で社会教育調査等を行うなど、地域の教育力向上を図ります。

4 社会教育関連施設の充実と機能強化

【現状と課題】

本県では、自立して主体的に社会に参画する青少年の育成を目的とした青年の家、自然体験等を通じた健全な青少年の育成を目的とした少年自然の家、地域の情報発信拠点であり県民の生涯学習の場としての県立博物館や県立図書館など社会教育関連施設を設置しています。

〈県青年の家〉

青年の家は、青少年のボランティア活動や各種地域活動など、自立して主体的に社会に参画する青少年の育成を支援しているほか、ひきこもりなどの特別な事情を有する青年の社会参加や自立に向けた支援も行っています。

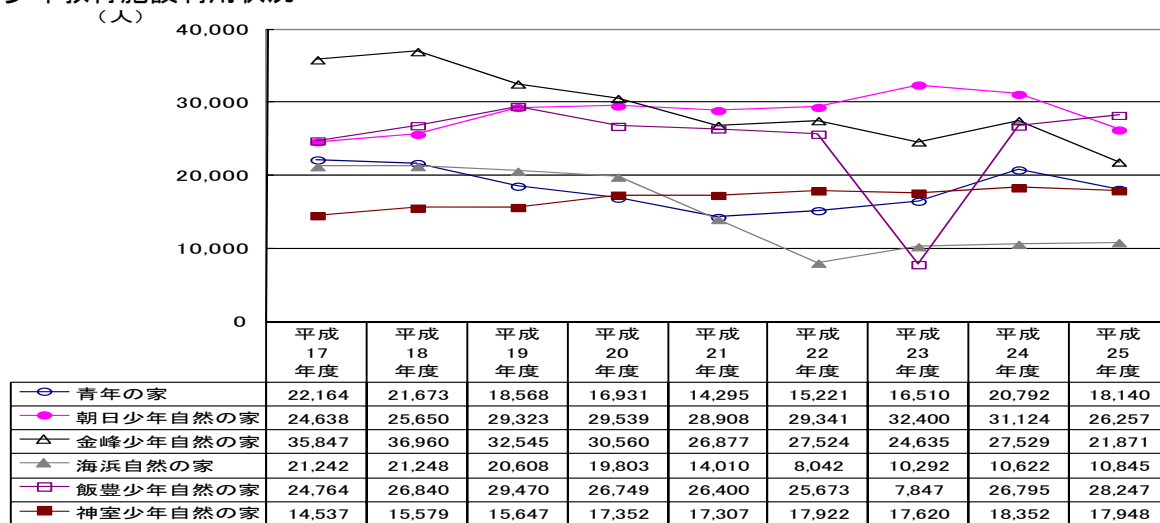
県青年の家については、こうした支援を継続するとともに、地域活動などに取り組む青少年の活動拠点としての施設の充実を図る必要があります。青年の家を現在運営している指定管理者は様々な体験活動や異年齢・他世代交流の機会を提供しています。また、学校や関係機関と連携を図りながら、学校教育の支援及び次代を担う人づくりに努めており、利用者の増加やサービスの向上等効果が見られることから、今後も取組みを継続していく必要があります。

〈県少年自然の家〉

県内4ヶ所の県少年自然の家は、野外活動などを通じて青少年の健全育成を図る場として、多くの小・中学校や幼稚園等から利用されています。各施設とも、地域の自然や歴史・文化等の特色を活かした多様な体験プログラムを開発・提供し、社会力や心身ともにたくましく生きる力の育成を支援しています。児童生徒数の減少等に対応するとともに、生涯学習の観点等を持ち、未就学児から高齢者まで幅広い年齢層への利用者の拡大などが課題となっています。

施設利用の意義について一層の周知に努めるとともに、多様化するニーズに対応する魅力ある活動プログラムを開発していくことが求められます。また、管理運営体制なども見直しながら、利用者の利便性を向上させるための機能の充実を図っていく必要があります。

○ 青少年教育施設利用状況



※海浜自然の家は、平成20年度までは海浜青年の家。平成22年度より期間限定(5月～10月)の開館。

※平成23年度は、震災のため青年の家が4月、飯豊少年自然の家が9月まで避難所を運営。

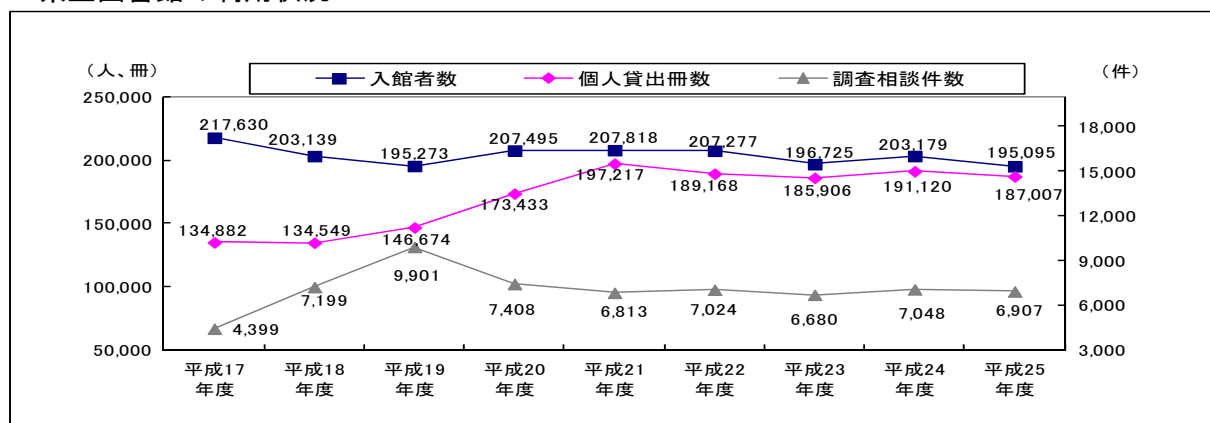
(資料：山形県教育庁)

〈県立図書館〉

県立図書館は、資料の収集、整理、保存のみならず、地域の情報拠点、県民の生涯学習を支援する施設として、幼児から高齢者に至るあらゆるライフステージにある人々に対し、学習に役立つ資料・情報の提供を行うとともに、学習の機会や場を提供しています。

年々、図書館が担うべき機能が高度化・多様化しているため、県外も含め他の図書館、大学等との連携やネットワークの充実により、サービスの一層の充実を図っていく必要があります。

○ 県立図書館の利用状況



(資料：山形県教育庁)

〈県立博物館〉

県立博物館は、植物、動物、地学、考古、歴史、民俗、教育の7部門に関する多くの貴重な資料を収蔵展示し、本県の自然や歴史、文化等の情報センターとしての役割を果たすとともに、生涯学習の拠点施設として様々な交流の場を提供し、県内外の利用者に親しまれてきました。

博物館の役割である資料の収集、整理・保管、調査・研究、展示、教育の活動を一層推進し、博物館の魅力の向上を図っていくとともに、本県の自然、文化等の保全・創造に貢献していく必要があります。

また、施設の老朽化が進んでいること、現在地は史跡としての整備が進められていることから、新たな博物館の在り方について検討を進める必要があります。

【主な取組み】

(1) 県青年の家の機能の強化

- ① 地域活動に取り組む青年がより質の高い活動ができるよう、県内外の先進事例を学ぶ機会を提供するとともに利用者のニーズに応じた管理運営を進めるなど、青少年の学びの拠点施設としての機能の強化に努めます。
- ② 課題を抱える若者の社会参加・自立に向けて、福祉関係部局や関係団体と連携しながら、引き続き支援します。

(2) 県少年自然の家の機能の充実

- ① 小・中学校や幼稚園・保育所に加え、PTAや子ども会育成会等に対しても充実した体験活動による学びの機会を提供することにより、利用対象の拡大を図りながら健全な青少年等の育成に役割を果たしていきます。
- ② 利用者の満足度向上や利用者の増加を図るため、豊かな自然や地域の人材等、地域資源を活用しながら引き続き魅力ある活動プログラムや企画事業の開発・提供に努めます。
また、地域と一体となって活動プログラム等を開発・運営し、活動エリアを地域全体に広げながら、より地域に根ざした施設として機能充実に努めます。
- ③ 県社会教育委員等の外部有識者の意見を踏まえながら、防災・避難者支援・食育・子育て・環境・観光の6つを柱に新プログラムを策定し、幅広い年齢層の施設利用やリピーターの増加を図るとともに、利用者間の交流や地域の他機関との連携を進め、地域の体験活動拠点施設として機能の充実に努めます。
- ④ 青少年教育施設については、多様化する利用者のニーズへの効率的・効果的な対応、利用者サービスの向上等の観点から、指定管理者制度の導入を進めていきます。
また、各施設の老朽化の状況や各種体験活動に対応する施設のニーズの動向などを勘案しながら、今後の施設の在り方について検討します。

(3) 県立図書館の充実

- ① 県民の知的活動を支え、地域の賑わいの拠点となる県立図書館を目指し、開架スペースの拡大などハード面の整備、開館日数の拡大など県民サービスの向上、人が集う仕掛けづくりなどについて検討し、図書館機能の充実に努めます。

また、他県において「公文書館」を併設している事例もあることから、その設置の在り方について担当部局と検討します。

- ② 県民の学習活動を支援する情報センターとして、他県の図書館、市町村立図書館、学校図書館との連携を強化することにより、調査相談や相互貸借等の充実を図っていきます。

企画運営面における専門能力を強化し、資料や展示の充実を図ることにより、生涯学習情報センター的機能や県内公共図書館の中心的機能など県立図書館が担うべき基本的な機能を高めていきます。

- ③ 県民の読書に親しむ環境を醸成するため、他の生涯学習施設とも連携し、企画展やテーマ別展示の充実、各種イベントの開催などを行います。また、NPO、ボランティアとの協働等に努めていきます。

- ④ 山形らしい特色ある図書館を目指し、山形ゆかりの作家や農業・工業・観光など地域産業に関する資料及び展示等の充実を図るとともに、貴重な郷土資料等のデジタル化を進め、活用に向けて情報発信を強化します。

(4) 県立博物館の機能強化

- ① 自然や歴史、文化など本県の魅力を県内外に発信し、学びと交流の拡大につなげていきます。このため、常設展示されている国宝「縄文の女神」を最大限活用するとともに、本県の資源を活用した魅力ある企画展等を開催します。

各分野における学芸員の資質向上や解説員・案内ボランティアの協力により、収蔵品等を活かした企画運営体制の充実を図るとともに、ソーシャルネットワークなども活用し、情報発信を強化します。

また、児童生徒から一般県民に至るまで、多様な興味・関心に応え得る相談体制と企画の充実に努めます。

- ② 県内の小・中学生が博物館で行うことのできる学習・体験活動の紹介や子ども向けのホームページの充実などにより、子どもたちに郷土のことを知ってもらうための環境を整備します。また、学校と博物館を結ぶという視点で、教育に活用できる企画展示や体験型展示、プログラム開発を推進します。

- ③ 県内の高等教育機関等との連携を推進し、学芸員や教員の相互派遣、学生の博物館事業への参画などに取り組み、教育研究や博物館事業の活性化を図ります。

県内の他の博物館・美術館・資料館等との連携を強化し、ネットワークの中核として、本県の自然や歴史、文化等の情報発信と生涯学習の交流拠点としての役割を果たします。

- ④ 施設設備の老朽化の進行を踏まえ、新しい博物館の在り方について、山形県立博物館協議会などを活用しながら、基本理念や対象領域などについて体系的に検討を進めます。

| 【目標指標】 | 現況値 | 目標 (H32) |
|------------------------------|----------------|----------|
| ① 住民等の地域社会への参加度合いの向上 | | |
| ○ 公民館等で開催されている各種事業・講座等への参加人数 | 343,910人 (H25) | 増加させる |

基本方針Ⅹ 県民に元気と活力を与えるスポーツを推進する

スポーツは、青少年の健全育成や、地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造等、国民生活において多面にわたる役割を担うとされています。

このようなスポーツの果たす役割を踏まえ、平成25年3月に策定した山形県スポーツ推進計画に基づき、自らが行う「する」スポーツの推進とともに、スポーツの観戦やスポーツボランティア、スポーツイベントへの参加等、「支えあう＝みる・支える・交流する」という多様なスポーツとの関わりを促進し、県民の誰もが、生涯にわたり、いつでも、どこでもスポーツに親しめる環境の創出を推進します。

主要施策19 生涯スポーツの推進

県民がライフステージに応じてスポーツ活動に取り組むことは、生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むために不可欠なものです。

県民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備を推進し、県民誰もが、興味・関心・適性等に応じて、日常的にスポーツに親しめる環境を確保するとともに、地域住民の結びつきを強め、地域コミュニティの活性化を図ります。

この取組みを通じて、地域スポーツで育ったトップスポーツ選手が、その経験を地域スポーツに還元していく、スポーツ界における好循環を創出し、本県スポーツ界の活性化を図ります。

【現状と課題】

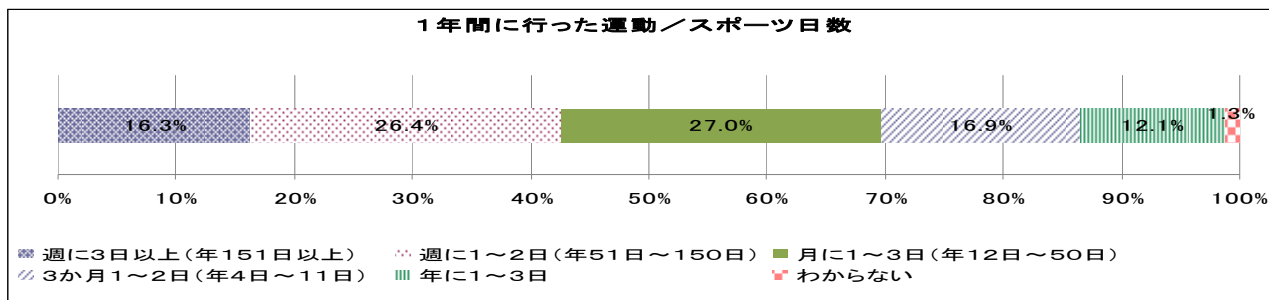
健康志向の高まりなどから、スポーツに関心を持つ人は増えてきており、多種多様なスポーツに親しんでいます。しかし、定期的・継続的にスポーツを実施している人は、まだ多いとは言えません。各年齢層や性別等、ライフステージに応じた多様なスポーツ活動を推進する必要があります。

子どもを取り巻く地域のスポーツ環境としては、スポーツ少年団活動がその役を担ってきましたが、これからは、総合型地域スポーツクラブや放課後子ども教室等におけるスポーツ環境も、スポーツ指導者の派遣や学校における体育に関する活動との連携を図るなどしながら充実させていく必要があります。

県民が主体的に参画するスポーツ環境を整備するため、市町村の実態に応じた総合型地域スポーツクラブの創設・育成や、スポーツ指導者・スポーツ施設の充実等を図ることが必要です。

全国大会で活躍するトップアスリートは、地域スポーツや学校の体育に関する活動等、地域におけるスポーツの中で生まれ、スポーツ団体と連携してたゆまぬ努力により、その才能を開花させた人たちです。その技術や経験、人間的な魅力などを、地域スポーツに還元させることは、本県スポーツ界の競技力向上と裾野の拡大につながるるとともに、次世代のアスリートの発掘・育成等、本県スポーツ界全体の活性化につながります。このような「スポーツ界における好循環」を創出し、本県の新たなスポーツ推進システムを構築していく必要があります。

○ 県民のスポーツ実施状況



(資料：山形県広域スポーツセンター「県民のスポーツ実施率等アンケート調査 (H25.3)」)

【主な取組み】

① ライフステージに応じたスポーツ活動の推進

県スポーツ・レクリエーション祭の開催などを通じて、県民のスポーツに親しむ気運の醸成を図るとともに、「わがまちのスポーツ」など地域性を活かしたスポーツの促進、安心安全なスポーツ環境の整備を促進することなどにより、県民一人ひとり、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じたスポーツ活動を推進します。

② 学校と地域における子どものスポーツ機会の充実

総合型地域スポーツクラブやスポーツ少年団活動、放課後子ども教室等における地域のスポーツ環境を充実させ、子どものスポーツ機会の充実を図ります。

③ 県民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備

県民が主体的に参画するスポーツ環境を整備するため、市町村の実態に応じて総合型地域スポーツクラブを創設・育成、地域のスポーツ指導者等の充実、学校体育施設の有効活用などによるスポーツ施設の充実を図ります。

④ 県スポーツ界における好循環の創出に向けたスポーツの推進

県スポーツ界の好循環を創出するため、スポーツ界と地域とが一体となって「支えあう」スポーツの基盤整備、トップスポーツと地域スポーツとの好循環システムの構築、スポーツにおける環境活動の取組み等を総合的に推進します。

※ 「支えあう」スポーツ：スポーツ活動において、支える側の主体と支えられる側の主体は表裏の関係にあり、互いに恩恵を与え、享受する関係にあると言えます。山形県スポーツ推進計画では、「みる・支える・交流する」を「支えあう」というフレーズに収斂（しゅうれん）し、本県スポーツ界のキーワードとして掲げ、スポーツを推進しています。

| 【目標指標】 | 現況値 | 目標 (H32) |
|--------------------|---------------|----------|
| ① 地域のスポーツ環境の整備 | | |
| ○ 総合型地域スポーツクラブの会員数 | 22,048人 (H25) | 増加させる |

主要施策 20 競技スポーツの推進

2020年オリンピック・パラリンピックの東京開催が決定し、誰もが世界最高レベルの競技スポーツ・障がい者スポーツを身近に感じることができる機会となるほか、本県関係選手の出場・活躍が期待されます。

本県のチームや選手が、全国や世界のひのき舞台で活躍することは、県民に明るい話題を提供し、夢や希望と、郷土に対する自信や誇りを与えます。本県関係選手が全国や世界を舞台に活躍できるよう、ジュニア期からトップレベルまで戦略的に競技力の強化向上を図ります。

トップスポーツにより培われるアスリートの技術や経験、人間的な魅力は社会的な財産であり、それらを地域におけるスポーツに還元することは、障がい者スポーツも含め、本県スポーツ界の競技力と裾野の拡大につながります。

ジュニア選手の活躍は、本県スポーツ界を支える競技力の維持や「支えあう」スポーツの基盤整備、さらには、スポーツ界における好循環の創出につながります。そのためにも、ジュニア選手に、優れた人間性とリーダー性を兼ね備えた人間力を育み、学業とのバランスも含めキャリアデザインの重要性を認識した育成を図っていきます。

【現状と課題】

本県では、全国トップレベルで活躍する選手・チームを育成・強化し、各種全国大会での活躍に向けた競技力向上の取組みを行ってきました。その結果、全国規模の大会に加え、オリンピック等、国際舞台で活躍する選手も育成されています。

県ではこれまで、YAMAGATAドリームキッズ^{やまがた}*をはじめ優れた素質を持つジュニア選手の発掘と、トップ選手に至るまでの一貫指導体制の確立に向けた取組みを展開するとともに、将来、リーダーとして社会に貢献する人材を養成してきました。今後は、これまで本県のお家芸としてきた競技の再構築や新たな得意競技の育成を図るなど、競技力向上に向けた戦略的な強化策を講じていく必要があります。

また、スポーツ指導者については研修会などへの参加を通して指導者の養成と資質の向上を図ってきました。しかし、これまで本県の競技力を支えてきた指導者は徐々に高齢化し、さらに、世代交代がスムーズに進んでいない状況にあります。それに加え、国内における競技水準は年々向上しており、全国を勝ちぬくための高度な専門知識と高い指導力を持つ指導者の養成・確保が求められています。競技力の向上を支えるスポーツ施設の老朽化も進行しており、対応が求められています。

本県の競技スポーツを支えてきた土壌として、1つ目として高校生・中学生の活躍があります。特に本県は部活動加入率が全国でも高く、今後も学校での活動が充実するような手立てが求められます。2つ目として地域と競技団体との密接な連携があります。今後とも市町村や競技団体、関係機関が更なる連携を図り、活動を支えるスポーツ環境を整備することが必要です。同時に、平成29年度全国高等学校総合体育大会等、全国規模の大会開催の機会を捉え、大会の準備や競技運営等を通して、地域の活性化や競技団体の組織力を充実させ、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会での本県関係選手の活躍やその後のスポーツ界の充実が求められています。

※ YAMAGATAドリームキッズ：山形からオリンピックやワールドカップ、世界選手権などの国際舞台で活躍するトップアスリートの輩出を目指し、平成21年度から実施している事業。県内の小学校3・4年生から選考された子どもたちが、日本オリンピック委員会や日本スポーツ振興センター、体育大学との連携による運動能力育成のためのプログラムを実践している。

【主な取組み】

① ジュニア期からトップレベルに至る戦略的支援の充実

全国や世界のひのき舞台で活躍できるトップアスリートを発掘・育成・強化するため、スポーツ団体や地域等との連携により、ジュニア期からトップレベルに至る体系的かつ戦略的な支援を強化します。

さらに、2020年に開催が決定したオリンピック・パラリンピック東京大会への出場を目指す本県関係選手の競技力強化に向けた取組みを支援します。

② 競技力向上に向けたスポーツ環境の整備

高度な専門的能力を有する指導者と、質の高い審判員等を養成・確保することで競技力の向上を図ります。

また、スポーツ医・科学的サポートを充実させるとともに、各競技団体や関係機関との密接な連携を図り、トップアスリートの活動を支える環境づくりを推進します。

競技力向上の中核・拠点となり、競技会に供するスポーツ施設については、既存施設の活用促進に努めるとともに、市町村との役割分担による計画的な改修などにより、整備充実を図ります。

③ 全国規模の大会開催の推進

平成29年度全国高等学校総合体育大会をはじめとする全国的な大会を計画的に開催し、選手の強化・育成を図ることにより、競技水準の更なる向上に取り組みます。これにより、オリンピック東京大会での本県関係選手の活躍につなげます。

また、開催地域の人々と大会に参加する選手・関係者、観戦者との交流等を通して、地域の活性化を推進します。

④ 県スポーツ界における好循環の創出に向けたスポーツの推進 <主要施策19の再掲>

⑤ スポーツを通じた交流の促進

競技スポーツの全国大会や国際大会が本県で開催される機会を活用し、国内外のスポーツ選手と地域の交流を促進します。

| 【目標指標】 | | 現況値 | 目標(H32) | |
|----------|---------------------------------|-----|----------|-------------------|
| ① 競技力の向上 | ○ インターハイ入賞数 | 夏季 | 40(H26) | |
| | | 冬季 | 16(H26) | |
| | ○ 国民体育大会 天皇杯順位 | | 30位(H26) | 20位台 |
| | ○ オリンピック・パラリンピック等国際舞台で活躍する選手の輩出 | | 3人(ロンドン) | 日本選手団選手数の1%以上(東京) |

政府における「学制等の見直し」への対応

教育再生実行会議の「今後の学制等の在り方について（第5次提言）」（平成26年7月）を受け、政府が検討している学制等の見直しについて、その動向や内容を踏まえ適切に対応します。

1 新しい時代にふさわしい学制の構築

(1) 全ての子どもに質の高い幼児教育を保障するための無償教育、義務教育の期間の見直し

〈幼児教育の充実、無償教育、義務教育期間の延長等〉

- ◎ 小学校教育との接続を意識した幼稚園教育要領の見直し等による幼児教育の充実
- ◎ 3～5歳児の幼児教育の段階的無償化の推進
- ◎ 幼稚園・保育所等における5歳児の就学前教育の義務教育化の検討
- ◎ フリースクールやインターナショナルスクール等学校外の教育の位置付けの検討

〈高等学校教育、修学支援の充実〉

- ◎ 教育課程の工夫、民間の外部検定試験の活用などによる高等学校教育の特色化の推進
- ◎ 低所得者層を対象とした修学支援の一層の推進

(2) 小中一貫教育の制度化など学校段階間の連携、一貫教育の推進

- ◎ 学校間の連携の一層の推進のための教員交流・相互乗入れ授業の推進、英語・理科の指導充実のための専科指導の推進、コミュニティ・スクール導入の促進等
- ◎ 小中一貫教育学校（仮称）の制度化と4-3-2や5-4など教育課程の区分の弾力化
- ◎ 5-4-3、5-3-4、4-4-4などの新たな学校段階の区切りの在り方の検討
- ◎ 教育効果の観点からの学校規模の適正化に向けた指針の提示。学校統廃合に対する教職員配置や施設整備等の財政的支援の配慮。統廃合により生じた財源の活用による教育環境の充実

(3) 実践的な職業教育を行う高等教育機関の制度化、高等教育機関における編入学の柔軟化

- ◎ 卓越した職業教育を行う専門高校への支援充実。学習や学校生活に課題を抱える生徒の学力向上や就職支援のための指導員の配置充実。中途退学者・進路変更希望者に対する転学、再修学・就職のための相談・支援体制の構築
- ◎ 高等学校や専修学校高等課程と専門学校や短期大学との連携、高校専攻科の活用推進
- ◎ 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化
- ◎ 大学への飛び入学制度の活用実態等も踏まえた高等学校の早期卒業の制度化

2 教員免許制度の改革と質の高い教員確保のための養成や採用、研修の在り方を見直し

- ◎ 複数の学校種で指導可能な教科ごとの免許状の創設など教育免許制度の改革
- ◎ 小学校専科指導のための教職員配置の充実、特別免許状や特別非常勤講師制度の活用等による学校教育活動における多様な外部人材の積極的登用
- ◎ 特別な支援を要する児童生徒を支援するための教職員配置や専門スタッフの充実。特別支援学校教師の必須化を視野に入れた特別支援学校免許状の取得促進。
- ◎ 採用前・後に学校現場で行う実習等を通じて適性を厳密に評価する「教師インターン制度（仮称）」の導入検討
- ◎ 地方公共団体と教職大学院の連携による管理職養成も含めた研修の充実
- ◎ 課題解決・双方向型授業にも対応した質の高い教育実現のための教職員配置の充実 等



国宝「縄文の女神」